

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	教員の働き方改革事業		部課(室)	教育庁教育総務部 教職員課・施設課	事業 開始年度	H30
-----	------------	--	-------	----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	5	教育環境づくり	施策	7	教員の指導力・学校の組織力の向上

1 事業のねらい・目的

(1) 勤務時間管理システムの導入 (教職員課)
勤務時間管理を行うことで、出退勤時間を「見える化」し、教員の意識改善・健康管理、管理職の適切な業務マネジメント、教育委員会の諸取組の成果を検証することで、教員の超過勤務を縮減する。

(2) 県立学校校務支援推進事業 (施設課)
校務の情報化の推進によって、校務を効率化するとともに、業務負担を軽減し、教員の長時間労働の改善を図る。

2 事業概要

(1) 勤務時間管理システムの導入 (教職員課)

- 全県立学校にICカードによる勤務時間管理システムを導入し、出勤簿を電子化することで、教員の勤務時間を数値で把握し、服務管理を行う。
- 各学校にタイムレコーダーを設置し、ICカードをかざした時刻を記録する。
- 平成30年度にタイムレコーダーを設置。システムによる勤務時間管理を11月から試行し、平成31年1月から本格実施。
- 令和元年度に管理パソコンを配備し、同システムによる休暇取得手続きを開始。

(2) 県立学校校務支援推進事業 (施設課)

① 校務支援システムの導入

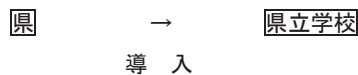
- 学校用グループウェア
校務に係る様々な情報について、教員間でシステムを用いて共有し、伝達や調整を迅速かつ正確に行う。
- メール連絡網
メールを用いて主に保護者に対する連絡など、校外の関係者との情報共有を迅速かつ正確に行う。

② 校務の情報化の定着を図る教員への支援

- 職員研修
利用者向け研修会 (H30) : システム導入期にシステム開発業者による研修を各学校で実施する。
管理者向け研修会 (R1~) : 導入の次年度以降は、システム開発業者による集合研修を実施する。
- ヘルプデスク
操作方法や設定方法、トラブル時の対処方法などについて電話で問い合わせることが可能な校務支援システム専用のヘルプデスクを設置する。

【事業スキーム図】

勤務時間管理システム及び校務支援システムの導入



3 事業目標等

成果指標		H30(基準)	R1	R2
県立学校における教職員の超過勤務時間数縮減の割合	目標	0%	10%	10%
	実績	—	調査中	

【指標の考え方】
県立学校における教職員の超過勤務時間数を、平成30年度から令和2年度までの3年間で20%縮減する。
(成果指標を政策事前評価時点から変更した理由)
政策事前評価時点では、「月の超過勤務時間が80時間を超える教職員の割合」を成果指標としていたが、平成30年3月に策定された「教職員の働き方改革取組指針」では上記指標が数値目標として掲げられ、月の超過勤務時間が80時間を超える者に限らず全体的に超過勤務時間数を縮減する方針が定められたため、成果指標を変更したものである。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 平成31年1月からICカードによる勤務時間管理システムを導入し、超過勤務時間数の集計を開始しており、実績値は現在調査中である。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 <ul style="list-style-type: none"> 教職員の勤務時間が適正に把握されるようになったことで、実態に基づく学校への指導や、管理職による業務マネジメントが可能となった。 校務の情報化を推進することで、会議や打ち合わせの回数削減による勤務時間の有効活用が図られているとともに、メール連絡網の活用により業務負担の軽減も図られている。
	【事業の効率性】 <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間管理システムによって服務情報が電子的に処理されるようになり、効率的な服務管理が可能となった。 校務支援システム専用のヘルプデスクを設置したことで、教員の業務軽減を図り、校務への支障が最小限となるよう努めている。 研修の実施方法を改めることで実施費用の軽減を図るとともに、教員の業務負担の軽減を図った。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	93,540	16,794	17,253	時間	3,840	3,840	3,840
（うち一般財源）	8,240	16,794	17,253	人件費（千円）	15,775	15,775	15,775

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間管理システムの保守料について、入札・契約の結果、不用額が生じた。 教員が業務を効率的に遂行し、勤務時間の有効活用を図っていくためには、全ての県立学校で統一した内容で校務を情報化することが不可欠であることから、継続して実施する必要がある。 	
【見直し内容】 <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間管理システムの保守料について、入札・契約の実績に基づいて単価の見直しを行った。（▲205千円） 	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	県立学校情報化推進事業		部課(室)	教育庁教育総務部 施設課	事業 開始年度	H20
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	5	教育環境づくり	施策	5	学校施設の設備・充実

1 事業のねらい・目的

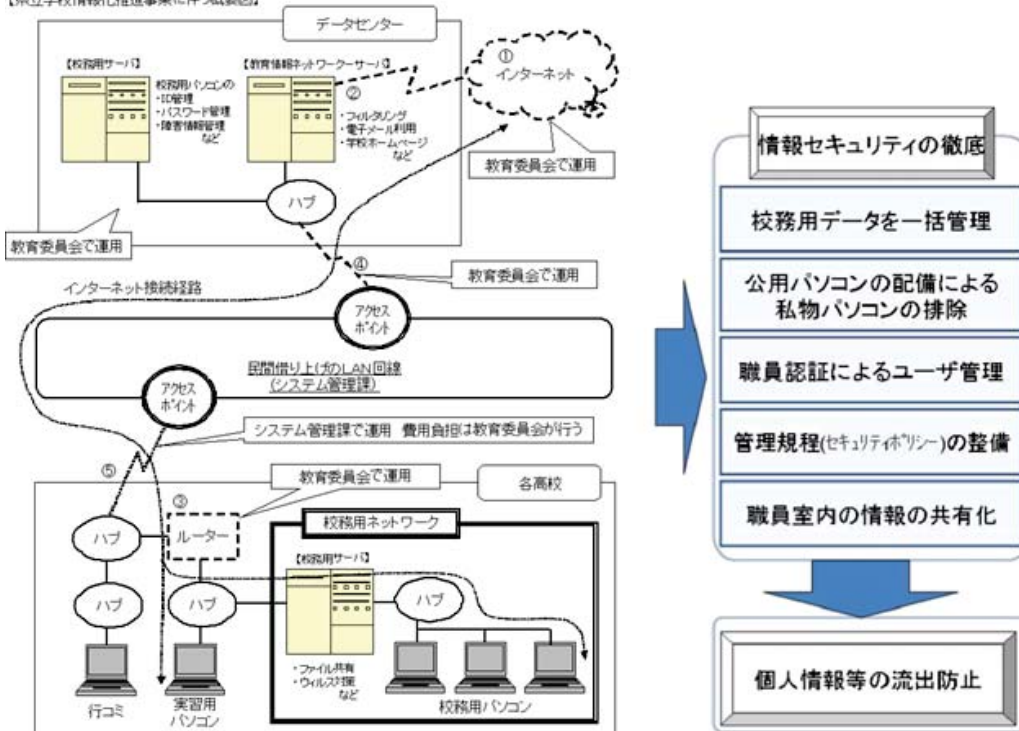
- 1 教員の情報共有化による業務効率の向上及び情報漏えいの対策を図る。
- 2 教員のパソコンの故障修理対応や安定した情報基盤環境の整備及び計画的な更新を行っていく。
- 3 インターネットを使った情報教育を継続できるようにする。
- 4 教員がインターネットを使える環境を提供することで、教科の内容・指導方法についての研究の深化を図り、良質な教材の作成に寄与し、メディアの利用法（メディアリテラシー）に関する指導の充実を図る。

2 事業概要

- 1 20年度に導入したパソコン等の更新
○パソコン及び校務用サーバ等のリース
- 2 21年度に導入したパソコンの更新
○パソコンのリース
- 3 21年度に導入したパソコン・サーバの保守
○パソコンの故障修理対応費用
○サーバの保守費用
- 4 各拠点間を結んでいたふくおかギガビットハイウェイが廃止された後も、教育用コンピュータのインターネット接続環境を維持
○プロバイダ接続料・・・①
○ルータの管理費・・・③
○データセンターから新アクセスポイントへの接続料・・・④⑤
- 5 教員がインターネットに接続できる環境を整備
○フィルタリング費用・・・②
- 6 アクセス制御によるセキュリティ対策
○自動暗号化及びファイル転送機能の追加・・・②

【事業スキーム図】

【県立学校情報化推進事業に伴う概要図】



3 事業目標等		H21	H22~28	H29	H30	R1	R2
生徒のインターネット利用可能学校の割合	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	100%	100%	100%
教員のインターネット利用可能学校の割合	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【指標の考え方】
 ・インターネットの利用は、情報教育の推進及び教員の指導の充実を図るために必須であることから、生徒及び教員のインターネット利用が可能な学校の割合を指標とし、100%を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・既に目標値を全て達成しているが、情報化の基盤を保つ上で今後も同じ事業目標を継続する。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 ・情報を共有することによる効率的な業務の遂行、及びセキュリティが保たれた統一的な環境を整備することにより情報漏えいの防止を図っている。 ・インターネットを利用した情報教育の継続、メディアリテラシーについての指導の充実に参加している。 ・教科の内容・指導方法についての研究及び良質な教材の作成に参加している。
	【事業の効率性】 ・パソコン等の故障対応を業者委託にすることで教員の業務軽減を図り、校務への支障が最小限となるよう努めている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	151,196	158,875	167,965	時間	3,840	3,840	3,840
（うち一般財源）	151,196	158,875	167,965	人件費（千円）	15,775	15,775	15,775

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・生徒及び教員がインターネットを利用できる環境は教育活動を行う上で必須であり、また教員が業務を効率的に遂行するためにはパソコンの利用環境を整備することが必要不可欠であるため、事業を継続する必要がある。 ・情報漏えいを防止するため、セキュリティが保たれた統一的な環境整備を継続して実施する必要がある。	
【見直し内容】 ・インターネットを使用する際にパソコンではなく、サーバを通じて閲覧するインターネット分離機能を活用することで、個人情報漏えいを防ぐ。（+7,635千円）	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	福岡国際交流史発信事業		部課(室)	教育庁教育総務部 文化財保護課	事業 開始年度	H30
-----	-------------	--	-------	--------------------	------------	-----

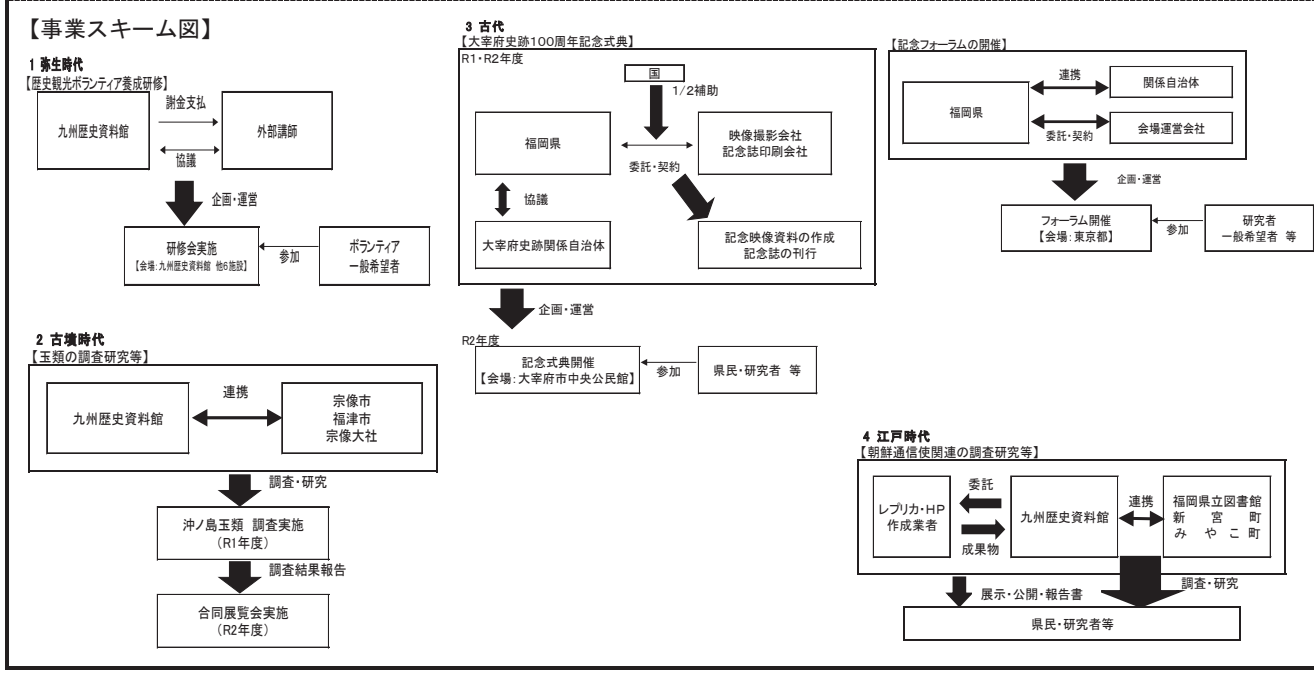
総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	1	県民の文化活動を盛んにする
	小項目	1	文化の振興	施策	2	世界遺産等の文化資源の保存・活用及び継承

1 事業のねらい・目的

- 本県の文化遺産を、歴史的な側面から統合・整理した事業を展開し、その文化的価値や魅力についての理解を深める。
- 地域の多様な文化財に親しむ機会を更に拡充し、県民の文化財愛護思想の醸成、豊かで文化的な県民生活と地域主体の歴史の街づくりを推進する。

2 事業概要

- 弥生時代の福岡の国際交流 (異国との出会い)
 - 歴史観光ボランティア養成研修の実施
- 古墳時代の福岡の国際交流 (シルクロードの終着点)
 - 沖ノ島と関連遺産群から出土した玉類の調査研究の実施
 - 『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 研究成果展』の実施 (R2年度予定)
- 古代の福岡の国際交流 (大陸との交易・文化交流)
 - 大宰府史跡100周年記念式典 (R3年3月開催) 記念映像資料の作成及び記念誌の刊行 (R1, R2年度予定)
 - 記念フォーラムの開催 (R1, R2年度予定)
 - 大宰府史跡100周年記念式典の開催 (R2年度予定)
- 江戸時代の福岡の国際交流 (隣国との友好)
 - 朝鮮通信使に関する調査・報告書の刊行 (R1, R2年度予定)
 - 黒田家文書展示用レプリカ及び資料公開用ホームページ作成
 - 九州歴史資料館企画展「福岡の朝鮮通信使」の開催 (R2年度予定)



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2			
イベント参加者の文化財に対する理解度の向上	目標	100%	100%	100%			
	実績	86%	調査中				

【指標の考え方】
 イベントの参加者に対しアンケートを実施し、文化財に対する理解度を調査する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

講演会では、専門的な内容が多い中で、写真やイラストを使用するなど工夫し、一定の理解が得られたが、それでもなお難しい部分があり目標の100%に満たなかった。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 歴史観光ボランティア養成研修の実施、指定100周年を迎える大宰府史跡の記念フォーラム等を行うことで、福岡県の文化遺産についての理解を深めることができるとともに、広く福岡県の魅力発信に繋がる。
	【事業の効率性】 記念フォーラムについては、他県関係機関と連携し、広く情報発信ができる開催場所を設定するなど、より効果的に情報発信ができるように工夫している。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	11,487	15,781	12,282	時間	996	1,356	1,139
（うち一般財源）	8,090	13,137	9,231	人件費（千円）	4,092	5,571	4,680

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】	<p>本県の歴史的的特色である国際交流の歴史及び関連する文化財の魅力の発信に一定の成果が出ており、本事業の継続実施は必要である。</p>
【見直し内容】	<p>ユネスコ世界の記憶に登録された「朝鮮通信使に関する記録」の文献内容を世界に発信するためのホームページが完成するなど、令和元年度に終了する事業があるが（▲3,499千円）、令和2年度の特別史跡大宰府跡・水城跡の史跡指定100周年に向け、より一層福岡県の歴史、文化財の特色や魅力を発信する展示やフォーラム、イベントを実施する。</p>

事業名	県立学校集団体験活動推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課、特別支援教育課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	2	実体験を重視した教育の推進

1 事業のねらい・目的

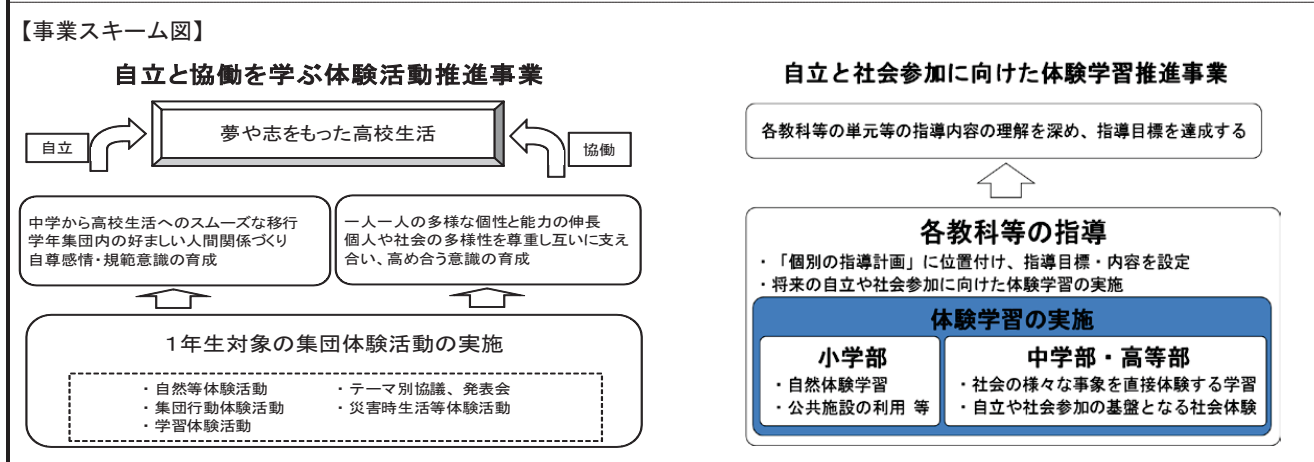
<高等学校>
 ○ 高校生活にスムーズに移行できるための指導を効果的に実施
 ・ 中学校生活との違い、各校の学校文化、3年間の学校生活リズム等を理解
 ・ 学年集団内の人間関係づくり、自尊感情、規範意識の育成
 ・ 一人一人の多様な個性と能力の伸長、個人や社会の多様性を尊重し、互いに支え合い、高め合い、役割・責任分担しながら、共通の目的・目標に向かって連携・協力し、相乗効果を上げる協働を体験
 ・ 各学校の実情に合わせた体験活動の指導目標を設定し、具体的な指導計画を作成

<特別支援学校>
 ○ 各教科や総合的な学習の時間、特別活動、自立活動等の授業において、児童生徒一人一人の実態に応じた具体的な指導計画を立て、児童生徒の学習内容の理解を深める。

2 事業概要

<高等学校> 自立と協働を学ぶ体験活動推進事業
 【対象】 全県立中学校、中等教育学校及び高等学校の1年生
 【実施場所】 学校内、県内又は近県施設
 (各校セミナーハウス、英彦山青年の家、社会教育総合センター、夜須高原青少年自然の家等)
 【実施期間】 学校長の定める期間
 【実施内容】 各学校の実状に合わせた体験活動の指導目標を設定し、具体的な指導計画を立てる。
 (例) ・自然等体験活動 ・学習体験活動 ・集団行動体験活動 ・災害時生活等体験活動
 ・テーマ別協議・発表会 (学校の実状に合わせてテーマを設定)

<特別支援学校> 自立と社会参加に向けた体験学習推進事業
 【対象】 特別支援学校小学部・中学部及び高等部に在籍する児童生徒 (学校の実状により学年を特定)
 【実施期間】 1日から2泊3日程度 (児童生徒の学年や障がいの状態等に応じ、各学校で決定)
 【実施内容】 各教科等の授業において、学部・教育部門ごとに直接的な体験学習を実施
 例 (小学部) 自然体験学習、公共施設見学 (中学部) 集団体験学習、文化施設見学
 (高等部) 集団宿泊体験活動、企業見学



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
<自立と協働を学ぶ体験活動推進事業> 体験活動における指導目標の達成度(A・B回答率)	目標	85%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	100%	調査中	
<自立と協働を学ぶ体験活動推進事業> 中退率(全日制)	目標	0.95%	0.93%	0.59%	0.58%	0.57%	0.56%
	実績	0.64%	0.59%	0.66%	調査中	調査中	
<自立と社会参加に向けた体験学習推進事業> 体験学習における指導目標の達成度(A回答率)	目標	80%	85%	90%	90%	95%	100%
	実績	76.5%	78.0%	81.4%	84.9%	調査中	

<p>【指標の考え方】</p> <p><高等学校></p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校が設定した指導目標の達成度及び中退率（全日制）を成果指標とする。なお、平成30年度の実績については現在調査中。 実施校担当教員にアンケートを実施し、体験活動において各学校が設定した指導目標の達成について、参加生徒の感想文等をもとに4段階評価で上位2段階を回答した割合を指標とする。 <p>※中退率（全日制）については、平成27年度に目標を達成したため、平成29年度目標値を変更した。</p> <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> 体験学習の成果として、体験学習における指導目標の達成度を成果目標とする。 担当教員にアンケートを実施し、体験学習における指導目標の達成について4段階評価で最上位の回答をした割合を指標とする。
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <p><高等学校></p> <p>体験活動における指導目標の達成度については、目標値を達成しており、A回答率も上昇した。活動内容においては、新しい学校生活へのスムーズな移行を実現するため、集団での活動や人間関係づくりに関する内容に取り組み、効果的であったと評価する学校が増加している。ほかの対策と併せ、不登校や中途退学等の未然防止の更なる充実に努める。</p> <p><特別支援学校></p> <p>体験学習における指導目標の達成度については、継続してA回答率の上昇が見られるが、障がいの実態差の大きな集団に対しては、一部、その対応が難しい面もあり、4段階評価で最上位の回答を目標達成できるまで得るに至らなかった。</p>

有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p><高等学校></p> <p>集団体験活動を通して、各学校の文化や学校の生活リズム等を理解することに加え、学年集団の人間関係づくり、帰属意識の高揚、学ぶ意欲への意識改革を図るとともに、コミュニケーション能力を育成し、高校生活へのスムーズな移行を実現することで不登校や中途退学等の未然防止に成果が上がっている。</p> <p><特別支援学校></p> <p>自然体験学習、公共施設や文化施設等の見学、集団宿泊体験学習、企業見学等の体験学習を通して、各教科等の内容理解を深めるとともに、学ぶ意欲や自立し社会参加する資質の向上について成果が上がっている。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p><高等学校></p> <p>生活環境や心理状態が大きく変化しがちな1年生の時期に実施することや、従前と異なり、実施時期等の分割を可能とすることや、宿泊を義務付けないなど各学校の生徒の実態に応じた実施を可能とすることで、より事業の効率性を高めている。</p> <p><特別支援学校></p> <p>発達の段階や学習内容を考慮して実施学年を特定することや、直接体験が不足しがちな障がい種の学校では全児童生徒を実施対象とするなど、学校や児童生徒の実態に応じた体験学習を行うことで、事業の効率性を高めている。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	59,617	55,495	33,187	時間	352	352	352
（うち一般財源）	59,617	55,495	33,187	人件費（千円）	1,447	1,447	1,447

<p>6 見直しの内容</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <p><高等学校></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業は中途退学を含めた学校不適応の未然防止に大きな効果がある。 体験学習や主体的・対話的で深い学びの手法を取り入れたテーマ別協議等を行うことで、人間関係形成やコミュニケーション能力の育成に寄与する。また、授業改善にもつながることから、生徒の実態に応じた目標設定と指導計画の検討が必要である。 <p><特別支援学校></p> <p>各教科等の学習内容の理解を深め、指導目標を達成することにも寄与することから、個別の指導計画に基づき、障がいの特性や一人一人の実態に応じた具体的な目標を設定するとともに、児童生徒の将来の自立や社会参加につながる学習内容を検討する必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p><高等学校></p> <p>活動内容を再検討し、校内等での実施へ見直すことでバス借上げの事業費を抑えることができるとともに、各学校の実情に応じた事業を実施し、より効果の高い集団体験活動を行う。（▲21,187千円）</p> <p><特別支援学校></p> <p>障がいの特性や実態に応じ、宿泊の有無や活動内容等を再検討し、事業の有効性を高める。（▲1,005千円）</p>

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高等学校不適應・いじめ防止対策事業	部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	H18
-----	-------------------	-------	-------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	3	いじめや不登校等への対応

1 事業のねらい・目的

- 学校不適應やいじめの防止等のための対策を講じることにより、その未然防止及び解消を図り、不登校・中途退学に至る生徒を減らす。
- 臨床心理や社会福祉に関して高度な専門的知識・経験を持つスクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・訪問相談員を配置することで、学校だけでは対応困難な事情を持つ生徒・保護者への支援を強化し、学校における教育相談機能を充実させ、積極的な生徒指導を推進する。
- 「福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会」により、いじめの防止等の有効な対策についての専門的知見からの審議と、いじめの事案や重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行い、緊急支援が必要な事案に対しては、直接支援を行う。

2 事業概要

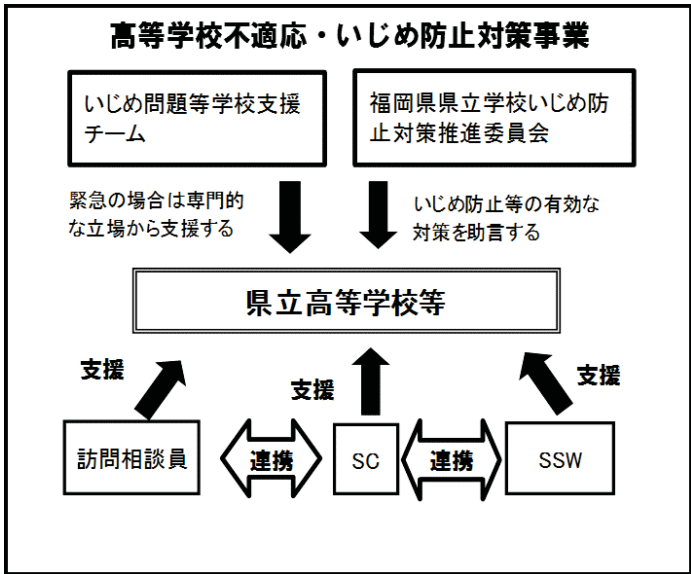
○ SCの配置
 単位制定時制高校への単独配置 2校（ひびき、博多青松）
 拠点校方式による配置 13校（県内13学区ごとに各1校）
 準拠点校方式による配置 16校（H29及びH30の中途退学等のデータを元に、生徒指導上の諸問題を抱えた学校に優先配置）
 ※上記以外の全ての県立高校（63校）を対象校とし、各校の実情に応じて拠点校・準拠点校からSCを派遣する。

○ 訪問相談員の配置
 13学区の拠点校に1人ずつ（13人）を配置し、各校の実情に応じて、拠点校から訪問相談員を派遣する。

○ SSWの配置
 4地区（北九州、福岡、筑後、筑豊）に5人を配置し、各校の実情に応じて、拠点校からSSWを派遣する。

○ 福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会
 ・ いじめの防止等の有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。
 ・ 県立学校におけるいじめの事案や重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行い、緊急支援が必要な事案に対しては、学校に委員を派遣し専門的な立場から支援する。
 ・ 学識経験者、心理または福祉の専門家、その他教育委員会において必要と認められた者（弁護士、医師、警察官経験者等）から教育委員会が任命または委嘱した5名以内の委員で構成する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等		H27	H28	H29	H30	R1	R2
不登校生徒の在籍比率	目標	1.78%	1.76%	1.55%	1.36%	1.34%	1.32%
	実績	1.57%	1.40%	1.78%	調査中		
中退率	目標	1.3% (全国平均以下)	1.3% (全国平均以下)	1.3% (全国平均以下)	1.3% (全国平均以下)	全国平均以下	
	実績	1.0%	1.0%	1.0%	調査中		
いじめ解消率	目標	92.0%	92.2%	84.8% (全国平均以上)	84.8% (全国平均以上)	全国平均以上	
	実績	97.1%	97.1%	88.4%	調査中		

【指標の考え方】
 本事業では、学校不適應やいじめ防止等の対策を講ずることにより、その未然防止・解消を図り、不登校・中途退学に至る生徒を減らすことが目的であることから、いじめ解消率、不登校生徒の在籍比率及び中退率を指標とする。
 不登校生徒の在籍比率については、平成27年度の目標を達成したため、平成29年度の目標値を平成27年度実績を上回る目標値に修正した。
 平成29年3月に文部科学省により新しいいじめの解消の定義が示されたため、H29年度の目標値を修正した。（新しい定義での実績（H28）福岡県80.0%、全国89.4%）なお、平成30年度の実績については現在調査中。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 中途退学者数については、平成29年度はやや増加したものの概ね減少傾向にあり、成果は上がっていると考えている。不登校生徒数が上昇している理由は、平成29年度から調査の定義が変更され、調査の精度を向上させたためである。
 ・不登校生徒数：H25年度1,309人→H26年度1,182人→H27年度1,126人→H28年度994人→H29年度1,252人→平成30年度（調査中）
 ・中途退学者数：H25年度974人→H26年度812人→H27年度744人→H28年度687人→H29年度735人→平成30年度（調査中）
 3年平均値（H25～H27）843人→（H26～H28）748人→（H27～H29）722人

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 ・S Cは、教員とは異なり成績評価などを行わない第三者的存在であるため、生徒、保護者が気兼ねなくカウンセリングを受けようになり、悩みの解消につながった。（相談件数 H26：3,076件、H27：3,793件、H28：4,016件、H29：4,611件、H30：4,134件） ・S Cによる教師やP T A等の研修会を実施することによって、教育相談体制の充実とともに家庭や関係機関との連携が円滑に行われ、生徒の学校不適應解消に効果を上げた。（実施回数 H26：83回、H27：101回、H28：92回、H29：78回、H30：73回） ・S S Wは、家庭を支援するための専門的な知識を持ち、関係機関との連携を築いているため、経済的面を中心に生徒、保護者への有効な支援につながった。 （訪問活動件数 H26：236回、H27：330回、H28：270回、H29：163回、H30：111回）（支援対象生徒数 H26：139人、H27：216人、H28：229人、H29：298人、H30：299人） ・訪問相談員は、不登校傾向の生徒宅への家庭訪問により、生徒、保護者の現状を把握するとともに、悩みを聞き相談を受けることにより、生徒の不登校解消のきっかけにつながった。（訪問回数 H26：1,219回、H27：1,169回、H28：959回、H29：1,083回、H30：1,217回）
	【事業の効率性】 拠点校及び準拠点校に対して、単独配置されていない県立高校を対象校とし、各校の実情に応じてS S W及び訪問相談員を拠点校から派遣することで効率的な事業の執行に努めている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	38,020	39,590	90,416	時間	540	540	540
（うち一般財源）	25,580	26,417	65,988	人件費（千円）	2,219	2,219	2,219

6 見直しの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小） <input type="checkbox"/> 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）
【上記の理由】	全体の相談件数はほぼ横ばいで依然として必要性は極めて高い。また、平成30年6月に本県県立高校で発生した自死案件に係る第三者委員会からいじめの早期発見の取組みの精度を高めるとともに、総合的な自死予防の在り方を検討する必要があると提言された。
【見直し内容】	S Cの全校配置により、各学校における教育相談体制を強化し、全生徒を対象としたきめ細かな相談対応を可能とすることで、全県立高校でいじめの早期発見の取組みの精度を高め、重大事態の再発防止を図る。（+50,081千円） S S W及び訪問相談員の配置については、平成29年度及び平成30年度の中途退学等のデータを元に、いじめ・不登校・中途退学・暴力行為等いわゆる生徒指導上の諸問題を抱えた学校に優先配置し、学校だけでは対応が困難な事案にも適切かつ、きめ細かに対応する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	専門高校生実践力向上事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	H21
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	1	個性や能力を伸ばす教育の充実

1 事業のねらい・目的

- 得意技を磨き(専門知識・技術・技能を高める)、自信と誇りを持った人材の育成
- 専門高校生に学ぶ誇りと自信を持たせ、実践的で専門的な職業人として地域の担い手となる人材を育成
- 近年の科学技術等の進展に伴った、高度な技術・技能を身に付けた人材を育成

2 事業概要

1 高校生産業教育フェア

- (1) 対象: 県内の専門学科、専門高校生徒、小中学生、一般県民
- (2) 期間・会場: 令和元年10月25日(金)、26日(土) 福岡県青少年科学館(ものづくりコンテスト: 令和元年6月9日(日)、三池工業高校、ポリテクセンター福岡、久留米自動車工科大学)
- (3) 概要: 専門高校生の学習成果発表 (①意見・体験・技能発表 ②作品・研究発表 ③作品展示・販売 ④学校紹介(パネル展示) ⑤実習等の体験 ⑥ものづくりコンテスト ⑦ロボット競技大会)

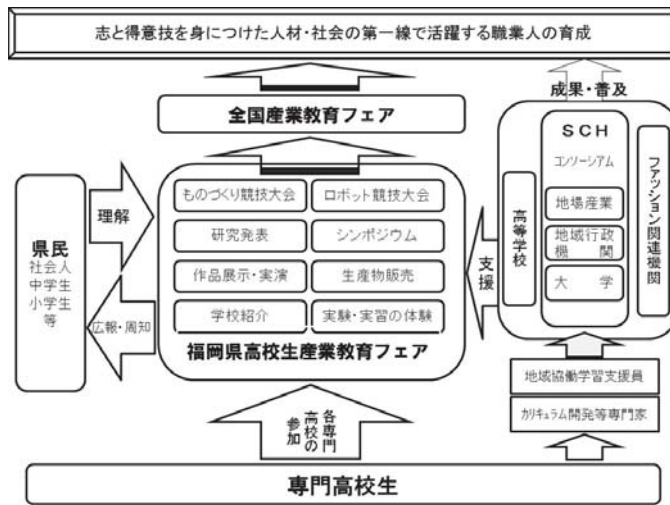
2 未来グローバル農業者育成事業

- (1) 対象: 福岡県立福岡農業高等学校
- (2) 期間: 平成30年4月~令和3年3月
- (3) 概要: 国際的なGAP認証取得を通じた人材育成 (①GAP認証取得を通じた経営力、国際感覚を身に付けた人材の育成②GAP教育のリーダーとなる農業担当教職員の養成③ICT機器の活用)

3 スーパーキャリアハイスクール事業

- (1) 対象: 福岡県立香椎高等学校
- (2) 期間: 令和元年4月~令和4年3月
- (3) 概要: 地域社会と連携・協働した人材の育成 (①コンソーシアムの設置、②教員の専門力向上研修、③教育プログラム「社会に開かれた教育課程」の開発)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
ものづくりコンテスト九州大会入賞者数	目標	3人	5人	7人	5人	5人	5人
	実績	3人	3人	4人	1人	1人	
高校生産業教育フェア参加生徒の満足度 (4段階評価における最上位段階の割合)	目標	—	—	—	—	75%	75%
	実績	—	—	64%	69%	調査中	
未来グローバル農業者育成事業 : 農業関連への就職、進学率	目標	—	—	—	就職率44.0% 進学率24.0%	就職率47.0% 進学率27.0%	就職率50.0% 進学率30.0%
	実績	—	就職率41.6% 進学率22.5%	就職率37.3% 進学率22.2%	就職率32.7% 進学率30.0%	調査中	
スーパーキャリアハイスクール : 事後評価におけるA・B評価達成状況 (5段階評価における上位2段階)	目標	—	—	—	—	80%	90%
	実績	—	—	—	—	調査中	

【指標の考え方】

- ・技術力の向上を目標とする「ものづくりコンテスト」については、全種目（8部門）に対する九州大会入賞者数を指標とする。
- ・福岡県高校生産業教育フェアについては、来場者を満足させることが生徒の自発的な学習意欲の喚起につながることから、参加生徒の「来場者を満足させることができたか」のアンケート調査結果の最上位段階の割合を指標とする。
- ・未来グローバル農業者育成事業について、学んだ専門性を生かすため、農業関連への就職・進学率を指標とする。
- ・スーパーキャリアハイスクールについて、教員の専門指導力向上の観点から、管理職による事前・事後評価を実施し、どれだけ向上したかなどの評価を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

＜ものづくりコンテスト＞

・令和元年度の九州大会での入賞者が1人となり、目標を達成することができなかった。各校での技術研修など競技大会に向けた技術力の向上は継続して確実に図られていると考えているが、1回勝負の競技会において安定した成果を残すこと、及び指導者の養成が大きな課題である。

＜産業教育フェア＞

・調査中

＜未来グローバル農業者育成事業＞

・農業関連の就職率が32.7%、進学率が30.0%となっており、進学率は目標値を達成することができたが、就職率では達成できなかった。しかし、就職率と進学率の合計については前年度を上回っており、全体として農業関連に就職・進学する生徒が増加している。

4 【事業の有効性】

＜ものづくりコンテスト＞

- ・産業別の就職状況では、製造業を中心とした地場企業への入職率が高く、県内のものづくり人材の育成に貢献できている。
- ・工業高校生の製作作品の展示により、工業高校の取組みや技術力の高さを広く県民に周知できた。

＜産業教育フェア＞

・産業教育の意義と必要性、楽しさや取組内容を広く県民にPRすることができた。

＜未来グローバル農業者育成事業＞

・GAP指導員講習を3校の教員が受講し、各校でのGAP教育の推進を担わせることができています。

＜事業全般＞

・生徒達が学校間の垣根を越えて交流を深め、互いの個性を認め合い、学びの意欲を高める場となった。

【事業の効率性】

- ・産業教育フェアにおいて、県内の専門学科及び専門高校生徒、一般県民が一堂に会することにより、専門高校活動を周知するとともに、ものづくりに対する興味や関心を高めることができる。
- ・未来グローバル農業者育成事業において、他校に対して情報発信を行い、GAP認証に向けた学習成果について情報共有することができている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	20,005	21,278	15,681	時間	451	505	385
（うち一般財源）	12,714	14,234	15,609	人件費（千円）	1,853	2,075	1,582

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・GAP認証の継続審査を受けることで、安全・安心な農産物の栽培について理解を深めた人材を育成する。
- ・国の調査研究委託事業であるスーパーキャリアハイスクールについて当該事項から分離し、新規申請校と予算事項を統合する。（▲6,973千円）

【見直し内容】

- ・産業教育フェアにおいて、小・中学生を対象とした企画・催し物を計画するとともに、県民に対する広報活動を強化し、より一層の産業教育の推進を図る。
- ・GAP認証の継続審査を公開で実施し、さらなるGAP教育の普及と人材の育成を進める。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	次世代の科学技術を担う人材育成事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	1	個性や能力を伸ばす教育の充実

1 事業のねらい・目的

- 科学技術に興味・関心がある生徒を国際社会で活躍する優秀な科学技術系人材になるよう育成する。
- 科学技術系活動の活性化を図り、その裾野を広げる。
- 「科学の甲子園」で入賞を目指す。
- 「日本学生科学賞」(JSSA)や「高校生科学技術チャレンジ」(JSEC)における出展数を増やす。

2 事業概要

1 高校科学技術委員会 (大学教授や高校関係者等で構成)

- ・ (企画グループ) 本事業に関する企画、運営、評価等 (年1回実施) (大学関係1名、私学協会関係2名、高校関係3名)
- ・ (問題検討グループ) 高校生科学技術コンテストの問題作成、検討及び監督・採点・成績処理等 (年7回)

2 科学技術系人材養成事業
科学技術において世界を牽引する研究者や開発者の卵を発掘し、その素養や能力を伸ばすための取組み

(1) 高校生科学技術コンテスト (「科学の甲子園」全国大会福岡県代表選抜大会を兼ねる)

【対象】 中学3年生を含む福岡県内の国公立私立高校生等 (中等教育学校を含む)

【日程】 学科コンテスト (ファーストステージ) : 6月9日 (日)
実技コンテスト (セカンドステージ) : 12月中旬

【場所】 県立高校4校 (地区ごとに1校) 及び九州大学

【内容】 ・ 数学、物理、化学及び生物の専門問題による筆記競技 (120分程度)
・ 各科目の成績優秀者 (最優秀者1名、優秀者4名程度)、優秀校 (最優秀校1校、優秀校2校) の表彰 (優秀者・優秀校は (2) の講演会の際に表彰を実施する。)
・ 筆記競技の上位校5校に、実技競技の実施
・ 筆記競技と実技競技の結果を総合的に判断して代表校を決定し、「科学の甲子園」福岡県代表とする。

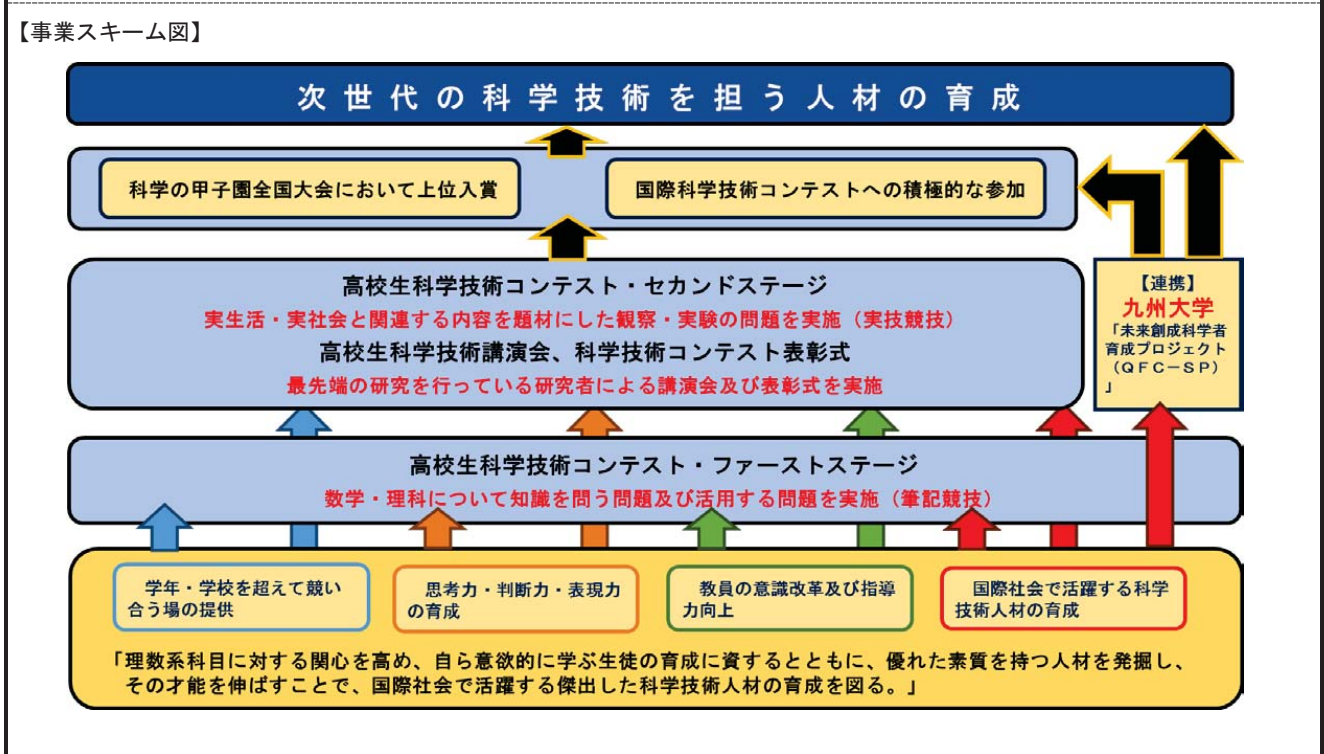
(2) 高校生科学技術講演会

【対象】 中学3年生を含む福岡県内の国公立私立高校生等 (中等教育学校を含む)

【日程】 12月中旬

【場所】 九州大学

【内容】 最先端の研究を行っている研究者を招聘し、講演会を実施する。



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
科学技術系活動活性化（科学技術部活動加入率）	目標	2.2%	2.5%	3.0%	2.7%	3.0%	3.2%
	実績	2.2%	2.2%	2.3%	2.6%	2.5%	
JSSA・JSECへの出展数	目標	45点	50点	55点	55点	60点	65点
	実績	49点	46点	30点	41点	34点	
科学の甲子園における入賞	目標	1位	1位	1位	1位	1位	1位
	実績	24位	11位	18位	16位	※	

※年度末に調査実施

【指標の考え方】

- ・加入率や応募数、入賞人数等の客観的な結果（数値）を目標（数値指標）とする。
- ・目標値は、過去の実績値を考慮して設定している。科学の甲子園においては、1位を目標として、生徒の科学への興味・関心、課題解決能力の向上に努めている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・科学技術系活動活性化（科学技術部活動加入率）：目標は未達成であったが、加入率は増加傾向にあり、一定の成果が認められる。今後、更に科学技術に関する好奇心・意欲をより喚起できるような事業を行う必要がある。
- ・JSSA・JSECへの出展数：スーパーサイエンスハイスクール指定校、理数科設置校については、研究活動の活性化や深化が図られ、積極的に出展している。未だ出品数の大幅な増加にはつなげていないが、継続的な研究活動を行っている学校が増加し、全国大会で上位に入賞する学校がでている。本事業の中でさらにPR活動等を行い、目標の達成を目指す。
- ・科学の甲子園における入賞：筆記競技については全国の中でも上位のレベルに達しているが、実技競技で得点を伸ばすことができないため、上位入賞できていない。そこで高校生科学技術コンテストにおいて、H27年度から実技競技を実施し、さらにH30年度からは実技競技に「科学工作」を加え、実技に対する意識と技術の向上を図っている。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・理科・数学に興味のある高校生等が、高校生科学技術コンテスト・ファーストステージ（筆記競技）での入賞を目指すことで、問題解決能力を伸ばすなど、学習意欲の継続が図られる。
- ・高校生科学技術コンテスト・セカンドステージ（実技競技）を実施することで、思考力・判断力・表現力等を育成することができるとともに、「科学の甲子園」全国大会において上位に入賞することができる知識や技能の習得が図られる。
- ・上記のようなプログラムを行うことで、科学技術に対する興味・関心を喚起し、科学技術部活動加入率の上昇、JSSA・JSECへの出展数の増加につながる。
- ・高いレベルの国際科学技術コンテストへ挑戦させることで、次世代の科学技術を担う人材の育成が図られる。
- ・次世代の科学技術系人材育成のための科学技術に関する好奇心や意欲を喚起することができる。

【事業の効率性】

- ・高校生科学技術コンテストを県内4会場で実施することにより、参加者の利便性が確保され、県内高校生等の問題解決能力の競い合う場を効果的に提供できている。
- ・九州大学との連携により、高度な実験観察の場が提供できている。
- ・高校生科学技術コンテスト・ファーストステージの結果を、九州大学の未来創成科学者育成プロジェクトの推薦に活用し、高校生の意欲を向上させている。
- ・「科学の甲子園」全国大会の福岡県予選を兼ねており、効率性が高い。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,644	5,727	5,865	時間	260	260	260
（うち一般財源）	4,444	4,527	4,665	人件費（千円）	1,069	1,069	1,069

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

- ・次世代の科学技術を担う人材の育成をより広く進めるうえで一定の効果が出ており、本事業の継続実施は必要である。

【見直し内容】

- ・高校生科学技術コンテスト・ファーストステージの結果を、九州大学の未来創成科学者育成プロジェクトの推薦に活用していることを積極的に広報し、高校生の参加意欲を向上させる。
- ・高校生科学技術コンテストの問題作成において、検討の時間を十分にとることで、問題の質を高め、参加する高校生の科学的な思考力・判断力・表現力等を適切に評価する。
- ・高校生科学技術講演会については、参加者の増加を図るため、積極的な広報活動を行う。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高校生知の創造力育成セミナー事業	部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	H24
-----	------------------	-------	-------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	1	個性や能力を伸ばす教育の充実

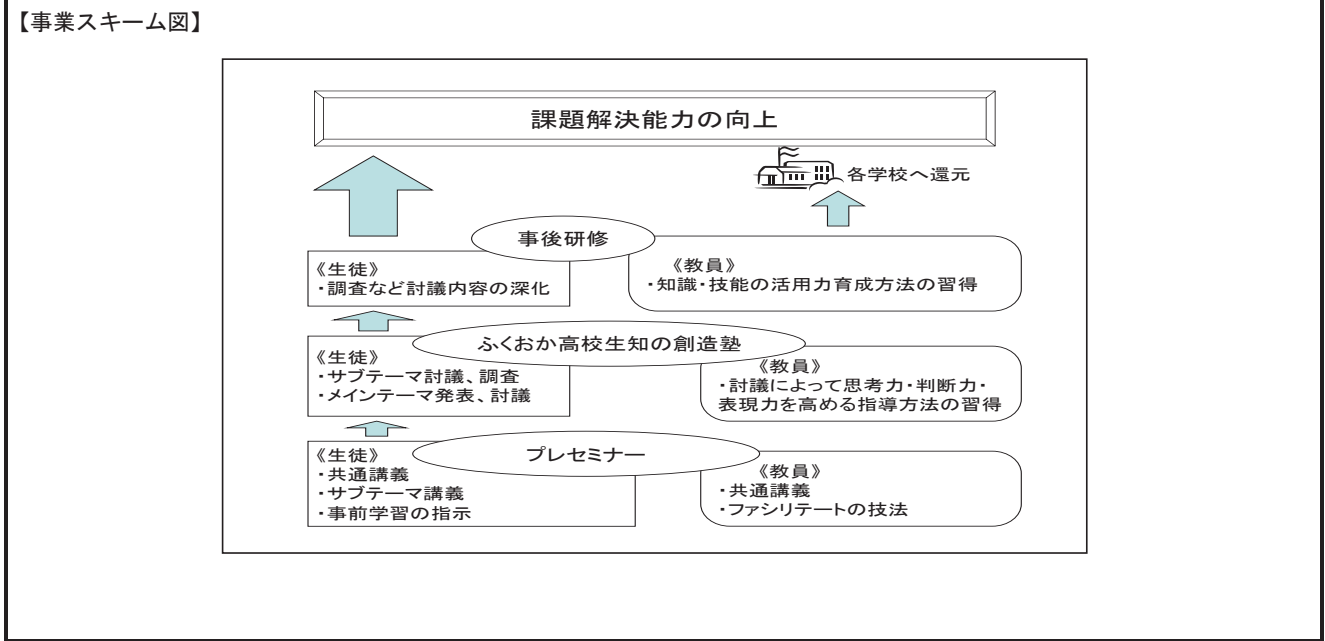
1 事業のねらい・目的

○課題解決能力とは、社会の諸課題の複雑化のなかで、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力である。
 ○学習活動により、課題解決能力を総合的に育成するとともに、英語のみで行うサブテーマクラスにおいて、英語によるプレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力を育成する。
 ○合宿の成果をもとに、将来の社会において課題解決のリーダーシップを発揮する人材を育成する。
 ○教員が課題解決能力を育成するための実践的指導力を身に付け、各学校において授業改善を図り課題解決型の探究学習を推進する。

2 事業概要

大学教授等を講師に招いた高校生知の創造力育成セミナー・ふくおか高校生知の創造塾の実施
 参加対象者：高校生1～3年生180名及び高校教員18名

- 1 プレセミナー（事前研修）
 内容：セミナー合宿に向けての事前学習、時期：7月6日（土）、会場：九州大学
- 2 「ふくおか高校生知の創造塾」合宿
 内容：ディスカッションを通して課題解決能力の育成（2泊3日の合宿）、時期：8月16日（金）～18日（日）
 会場：Active Resorts 福岡八幡
- 3 事後研修
 内容：合宿後の九州大学webシステム等の活用によるフォローアップ、時期：8月～翌年3月



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
応募学校数	目標	45校	50校	45校	48校	50校
	実績	40校	41校	46校	40校	
大学教員の事後評価における評価の点数	目標	30点	35点	38点	39点	40点
	実績	31点	37点	36点	37点	
参加生徒の合宿後レポートにおけるA+～A-の評価の割合（H28年度まで：A+～B+の評価の割合）	目標	80%	92%	100%	100%	100%
	実績	97%	100%	92%	89%	

※平成28年度実績値が目標値を達成したため、平成29年度以降はA+～A-の評価の割合を目標値とする。

【指標の考え方】

ふくおか高校生知の創造塾は、生徒が表現力・判断力・思考力を身に付け、課題解決能力を向上させることを目的としており、進学実績等の数値で表すことができないため、大学教員の事後評価結果及び参加生徒の合宿後レポートの評価結果を、事業の指標とする。

各成果指標の目標値は、過去の実績値を考慮して設定している。参加生徒の合宿後レポートにおけるA+～A-の評価の割合については、H29に100%を達成したため、H30以降は100%を維持していくことを目標としている。

○応募学校数について

県内高等学校における本事業の周知の状況を把握し、より多くの学校から応募があることで評価する。

○大学教員の事後評価について

事前研修（プレセミナー）、合宿を通じた参加生徒と引率教員の変容を一項目5点、40点満点で評価する。

○参加生徒の合宿後レポートの評価について

大学教員が生徒の合宿後レポートをA+、A-、B+、B-、C+、C-の6段階で評価をする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

応募学校数は、目標を達成することができなかった。昨年度応募学校数が増加倍率が高くなったことから、応募学校数が減少したと考えられる。大学教員による事後評価及び参加生徒の合宿後レポートについても、目標をやや達成することができなかったものの、参加生徒の合宿までの準備の質が高くまた合宿での大きな成長がみられ、成果を得ることができた。また、例年以上に参加生徒は積極的に議論を行い、質の高い発表であったと評価を頂いた。

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

大学教授等の高度な専門的スキルの指導を受けることにより、参加者生徒のリーダーシップ意欲、課題解決能力、コミュニケーション能力のめざましい向上が見られ、またティーチング・アシスタントである引率教員の課題解決能力育成のための指導力向上が見られている。新学習指導要領の趣旨に沿った事業内容であり、多大な教育的効果が得られている。

【事業の効率性】

事前学習（プレセミナー）の導入や引率教員をティーチング・アシスタントとして位置付ける等の効率的な運営をしている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,541	6,026	6,231	時間	434	434	434
（うち一般財源）	5,541	6,026	6,231	人件費（千円）	1,783	1,783	1,783

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・生徒の課題解決能力育成と教員の課題解決能力育成のための指導力養成に極めて効果的な事業である。
- ・学習指導要領の趣旨に合致する全国的にも先進的な事業である。
- ・生徒の思考力、判断力、表現力を育成し、言語活動を充実させるために最適な事業である。

【見直し内容】

- ・参加生徒の課題解決能力や発表スキルの更なる向上を図るため、プレセミナーにおける研修内容の改善を図るとともに、Webシステムを活用した事前学習や事後指導を一層充実させる。
- ・各サブテーマ内において、班を途中で組み替えて、新たな班でテーマを創出させ、課題解決を行わせる。
- ・合宿の最終日にメインテーマについてのディスカッション等を行って、より一層内容を深めさせる。

事業名	未来を切り拓く人材育成事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課 特別支援教育課		事業 開始年度	H17
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する	
	小項目	3	キャリア教育の充実	施策	1	キャリア教育・職業教育の推進	

1 事業のねらい・目的

○ 職業系専門高校・定時制高校・一部の全日制高校を対象に、体験的な取組みを生徒の主体的活動によって企画させ、さらに運営も極力生徒の手によって行わせる。この機会を通じて、新しい時代に必要となる、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーション能力、豊かな感性の獲得につなげる。

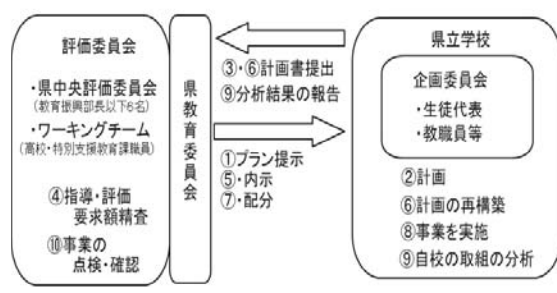
○ 特別支援学校については、体験的な地域との交流活動を通して児童生徒の自立と社会参加を一層推進するとともに、障がいのある児童生徒が地域社会の構成員であることをお互いに学ぶことができるようにする。

2 事業概要

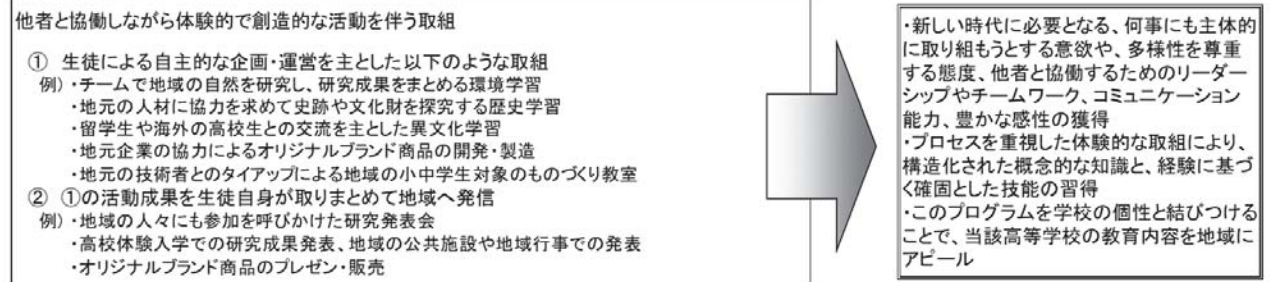
県立学校：企画委員会(生徒代表、教職員等)を設置。地域や学校の実態に応じて生徒主体の体験活動を計画。このとき、生徒の意見をできるだけ重視。運営も可能な限り生徒の手で行う。実施後、活動成果を生徒が地域へ発信。
※生徒自身が事業の企画から成果発表会まで、学校内外の人々と積極的に係わりながら取り組むことで、生徒の課題解決能力の育成と学校活性化を図る。

県教育委員会：評価委員会を設置。企画段階における指導・助言、優れた取組みや手法の普及等を行い、事業のより効果的な実施を促進する。

- 【事業の流れ】**
- ① 事業趣旨に合致した基本プランを県が学校に提示
 - ② 各校(企画委員会)が教育効果の高い事業を計画
 - ③ 事業計画書を県(評価委員会)に提出
 - ④ 県(評価委員会)による計画に対する指導・評価・要求額の精査
優れた取組みや事業手法等について情報提供
 - ⑤ 5段階評価に応じて配分予算を内示
 - ⑥ 各校(企画委員会)が内示額を踏まえて事業計画書を再構築
 - ⑦ 再構築された事業計画に基づき予算配分
(配分は事業内容に応じて0配分も含む完全競争型)
 - ⑧ 各校が事業を実施(生徒が主体的に関与)
 - ⑨ 各校が自校の取組みを分析・報告
 - ⑩ 県(評価委員会)による点検・確認



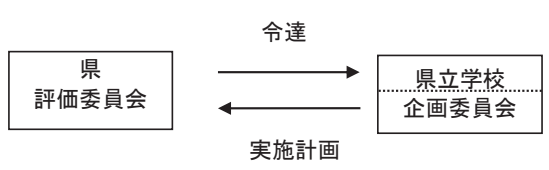
○高等学校



○特別支援学校



【事業スキーム図】



※予算執行について
・各校の生徒・教職員で組織する企画委員会では事業を計画することによって、生徒が主体となった自主的・創造的な教育活動が積極的かつ円滑に実施でき、「特色ある学校づくり」をはじめ、学校や生徒の実態に応じた効果的な取組みを推進することができる。

3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
生徒アンケートを活用した事業達成度 評価Aの学校の割合	目標	—	80%	85%	90%	80%	85%	90%
	実績	58%	66.7%	70.2%	※調査中			

※年度末調査予定

【指標の考え方】

(H29～R4) H29～R1が目標を達成していない状況(見込み)であるため、過去の実績を考慮し、R2～R4についても同じ目標を設定する。

- ① 企画委員会(生徒代表、教職員)が、自校の取組みが「事業のねらい・目的」を達成することができたかどうかを把握するためのアンケートを作成。事業終了後にアンケートを実施、集計する。
- ② 企画委員会が、生徒アンケートの結果に加え、学校内外の関係者へ聞き取りを行い、自校の取組みを分析、A～Eの5段階評価を行う。
- ③ 各学校の分析結果及び評価について、評価委員会(県教委職員、学校代表)が点検・確認を行う。

※事業の達成度をさらに向上させるため、A評価の学校が、全体の90%以上となることを目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・平成28年度まで目標としていた生徒アンケートを活用した自己実現評価A・Bの学校の割合については、全体の100%を達成できた。しかしながら、平成29年度以降の目標である生徒アンケートを活用した事業達成度評価については、A評価の学校が全体の90%となることは未達成であることから、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーションの能力等の向上を目的として、協働的・体験的な取組みを重点的に実施するよう見直しを図り、目標達成に向けて現在事業を実施中である。

4 有効性・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が企画から事業の実施、事後の評価まで関わることにより、生徒の自主性や社会性を育むとともに、専門的人材育成につながっている。 ・学校の特色を生かす取組みに、地域のニーズを取り入れることで、地域や保護者等の県立学校への期待や信頼が向上した。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校が計画する事業内容と県教育委員会(評価委員会)が行う事前評価を参考に、要求費用に対して事業実施効果が高いものについて重点的に予算配分を行うなど、効率的かつ効果的な事業の実施に努めた。 ・事業実施規模に応じた物品の購入がなされるよう、県教育委員会において予算積算上の基準づくりを進めるなど効果的・効率的な執行に向けた取組みを行った。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	37,390	37,748	37,665	時間	384	384	384
(うち一般財源)	37,390	37,748	37,665	人件費(千円)	1,578	1,578	1,578

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

・未来の創り手となる生徒たちに必要な資質・能力を育成する取組みを実施し、生徒たちの社会的・職業的自立を目指す上で必要不可欠な事業である。

【見直し内容】

- ・各学校において、生徒と地域の課題等を共有し、地域と連携した取組みを重点的に実施する。
- ・各学校に設置する企画委員会の構成員に、地域の方を新たに追加し、取組みの企画から分析まで行う。

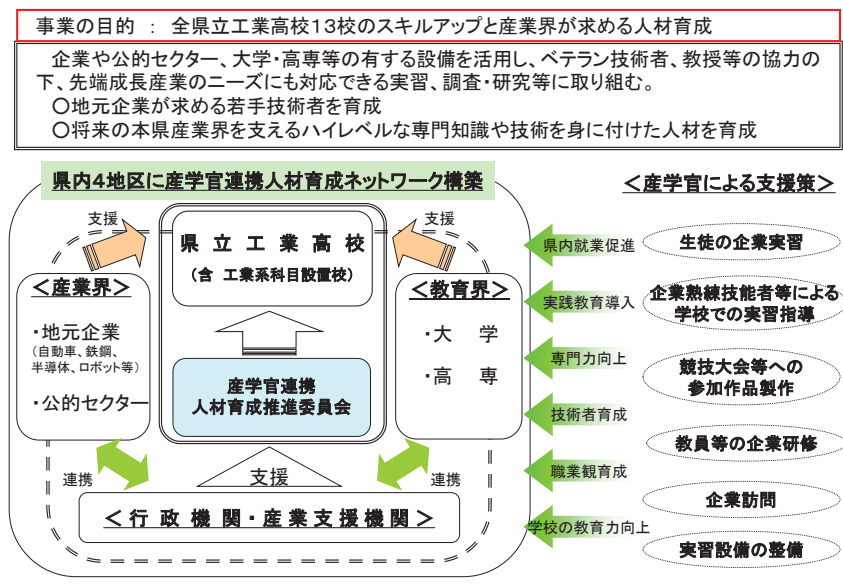
(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	県立工業高校産業人材育成事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	H22
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	3	キャリア教育の充実	施策	1	キャリア教育・職業教育の推進

1 事業のねらい・目的	<p>全県立工業高校13校の全ての学科において、先端成長産業をはじめとする幅広い産業で求められる高度な技術や、実践的なものづくり技能を身に付けた生徒の育成を図り、将来の本県産業界を支える人材を育成する。</p>
2 事業概要	<p>(1) 高度ものづくり技能育成事業 【対象地区】北九州地区・筑後地区(機械系・電気系学科) 【概要】自動車関連産業が求める先端技術の基礎・基本習得のための実習設備の整備 ○リース物品の整備(6年リース) ・CADシステム ・シーケンス制御実習装置 ・マシニングセンタ</p> <p>(2) 3次元CAD活用能力育成事業 【対象地区】福岡地区・筑豊地区(機械系・電気系学科) 【概要】幅広い産業界の汎用技術である3次元CAD設計に対応できる人材育成を図るための実習設備の整備 ○リース物品の整備(6年リース) ・CADシステム</p> <p>(3) 産学官連携産業人材育成事業 ・産学官連携人材育成推進委員会 【開催概要】年2回 【概要】事業を効果的に実施するために企業と行政、各校及び産業支援機関等との連絡調整を行う。</p> <p>・生徒の企業における教育・訓練 【対象・期間】13校 2年生 2,140名(デュアル1・2年生 185名)・1~4週間 【概要】企業実習を実施し、ものづくり技能や先端技術の基礎・基本を学ぶ。</p> <p>・企業の高度熟練者による学校での実践的な実習指導 【対象・期間】13校 2年生 54学級・495時間 【概要】企業の高度熟練者を1学級当たり9時間招聘し、実践的な実技指導を受ける。</p> <p>・教員等の企業における技術研修 【対象・期間】13校 26名・5日 【概要】実際の生産工程や機械操作に関する研修を実施し、教育者としての資質・能力の向上を図る。</p> <p>・学級単位での企業訪問 【対象・期間】13校 2年生 54学級・1日 【概要】県内企業を3~5社訪問及び人事担当者との面談の実施等により、県内就職率の向上を図る。</p>

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
県内企業への就職率	目標	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	実績	63.0%	59.4%	61.6%		
県内自動車関連企業への就職率	目標	20.0%	20.0%	28.0%	29.0%	30.0%
	実績	23.6%	26.6%	29.0%		

【指標の考え方】

H24までは就職者数を指標としていたが、生徒数は毎年変動するため、H25から就職率を指標としている。

目標値は、直近の実績値を勘案して設定する。

- ・県内企業への就職率 … 64.9% (H23県内就職率) → 75.0% (R2県内就職率(目標))
- ・県内自動車関連企業への就職率 … 12.1% (H23県内就職率) → 30.0% (R2県内就職率(目標))

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・近年景気が回復しており、県内求人数及び製造業に関する求人数は増加しているが、県外大手企業の採用数も増加していることから、県内企業への就職率は横ばいであると考えられる。
- ・県内自動車関連企業については、求人が大幅に増加しており、その求人に対応できる人材を育成することにより、就職率が向上している。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・工業高校と地元企業とが連携し、企業の高度熟練者による生徒への直接指導など、技能検定（2級、3級）合格者を安定して輩出している。（H26：243人 H27：292人 H28：271人 H29：294人 H30：249人）
- ・高度な技術や実践的なものづくりを身に付ける実習指導等と、生徒の県内企業への興味関心を高める企業訪問等の相互作用により、県内自動車関連企業への就職率は順調に増加している。

【事業の効率性】

- ・産学連携することで、真に求められる技能を明確にし、効率的な育成に努めている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	59,246	59,872	57,229	時間	216	216	216
（うち一般財源）	59,246	59,872	56,386	人件費（千円）	888	888	888

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ものづくり産業の人材不足に対応するため、引き続き事業継続が必要である。
- ・製造業を中心とした地域産業界とのより一層の連携を図ることで、国内外で活躍できる幅広い産業人材を育成する必要がある。

【見直し内容】

- ・「地域産業教育連携推進事業」と統合し、県内の先端成長産業をはじめ幅広い産業が求める高度な技能や実践的なものづくり技能に対応できる人材の育成に加え地域産業が求める人材育成の強化を図ることを主な事業内容とし、県内企業が求める工業人材育成を推進する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高校生みらい支援事業	部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	H29
-----	------------	-------	-------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	3	キャリア教育の充実	施策	1	キャリア教育・職業教育の推進

1 事業のねらい・目的

○生活困窮世帯の生徒及び就学困難な高校生(施設入所者等)に対する進路保障の支援の強化を図り、生徒に自らの適性についての認識、将来の展望及び職業に対する意識を高めさせる。

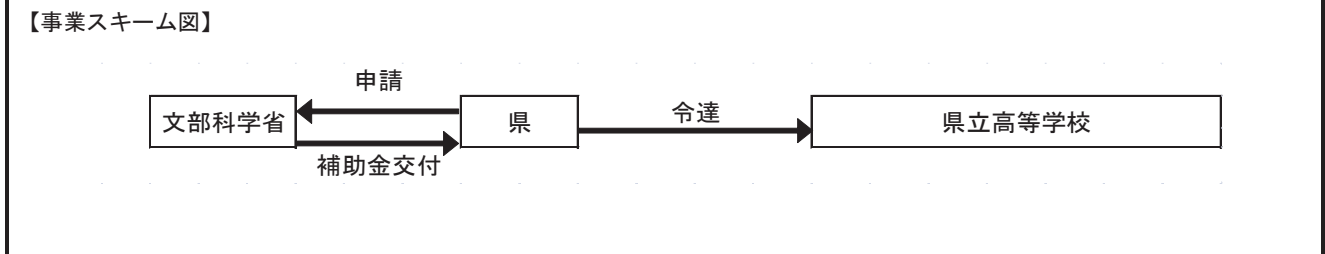
○進路未決定者や早期離職者を減少させる。

2 事業概要

(1) 進路支援コーディネーターの配置
県内4地区に進路支援コーディネーター10名を配置し、生活困窮世帯等の生徒に対して支援を行う。
・福祉労働分野での行政経験者、企業の総務・人事等での管理職経験者などを雇用
・コーディネーター1人当たり、10校程度を担当

<進路支援コーディネーターの業務>
・担当校に在籍する生活困窮世帯の生徒や就学困難な生徒に関する進路情報の収集及び状況把握。
・福祉労働部と連携し、子ども支援オフィスや高校就学相談支援員との情報の共有化を図り、生活困窮世帯の生徒や就学困難な生徒に対する支援内容の協議や決定を行い、進路決定のために継続した支援を行う。
・地区に配置されたスクールソーシャルワーカーと情報共有し、生徒本人の希望進路に関し家庭の経済状況に起因する課題の解決に必要な支援と同時に、進路決定のための支援を行う。
・大学等に関する奨学金や支援制度等の情報提供(例:帝京大学グループ看護学生奨学金制度)、ハローワークとの連携による就職指導及び就職情報の提供、早期離職防止に対して個人面接によるマッチング指導や就職後の企業訪問にて就業者の情報収集を行い支援する。

<効果>
・生活困窮世帯の生徒や就学困難な生徒の就職支援及び離職防止
・生活困窮世帯の生徒や就学困難な生徒の大学等進学率の向上



3 事業目標等

成果指標		H27(基準)	H29	H30	R1	R2	R3
家庭の状況等によって希望と異なる進路選択をする生徒数	目標	—	140人	120人	95人	60人	55人
	実績	159人	133人	67人	調査中		

【指標の考え方】
○12月と3月の進路希望調査を比べ、家庭の状況等により進学希望を変更した生徒の人数(高校教育課調べ)を指標とする。目標値は、直近の実績値を考慮して設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
○平成30年度は目標値を達成することができ、進路支援コーディネーターによる関係機関との連携、生徒への情報提供、進路支援が有効に働いていると考える。

4 有効性・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>○家庭の状況によって希望と異なる進路選択をする生徒数は減少しており、進路支援コーディネーターによる関係機関との連携、生徒への情報提供、進路支援が有効であるといえる。</p> <p>○卒業生のある事業所を訪問し、勤務状況等を確認するなど、早期離職防止につながる支援を行っている。</p> <p>○進路支援コーディネーターの配置により、就職後の支援をこれまでより手厚く行うことができています。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>○進路支援コーディネーターによる関係機関から収集された情報は、進路指導主事や担任等と共有することができている。</p> <p>○進路支援コーディネーターは、配置校以外の所管する学校で、個人面談等とおして必要な支援を行うことができています。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	24,276	25,117	30,550	時間	144	144	144
（うち一般財源）	16,922	16,765	20,392	人件費（千円）	592	592	592

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <p>○生活困窮世帯生徒を含めた進路支援を必要とする生徒に対して、きめ細かな指導ができており、事業が有効であるため、事業を継続する。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>○進路支援を必要とする生徒に対してより有用な情報を提供するため、関係機関との連携強化に努める。</p> <p>○進路支援コーディネーターをより有効に活用するため、配置校以外の学校に対して事業の有効性等を周知徹底する。</p>

事業名	英語力向上推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	H27
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	3	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
	小項目	2	外国語能力の育成	施策	1	グローバル化に対応した外国語能力の育成

1 事業のねらい・目的

○高等学校において、グローバル化に対応できる論理的思考力、判断力及び表現力に加え、実践的な英語力を身に付けたグローバル人材を育成する。
 ○英語4技能(「聞く」「話す」「読む」「書く」)を総合的に育成する。

2 事業概要

1 福岡県英語教育の体制整備
 (1) 英語教育指導者の育成
 英語教育に対する深い見識と高度な英語力を身に付けさせることで、将来の本県英語教育施策の企画・立案・指導を牽引できる人材を育成する。
 ・海外派遣研修の実施
 語学・英語授業法などの研修を受講するため、高等学校教員1名(2か月)を米国または英国に派遣する。
 (2) ALTの配置
 ・スーパーグローバルハイスクール(SGH)指定校のカリキュラム充実のための配置(2名)
 (3) ネイティブ英語教員の活用
 ・統合型の英語力(読む、聞く、話す、書く)を育成する資質と能力を有し、英語を母語とする人材を県立高等学校にネイティブ英語教員として配置(5名)
 ・ネイティブ英語教員を任期付職員として配置することに伴い、校務分掌等の負担軽減として非常勤講師を配置(5名)

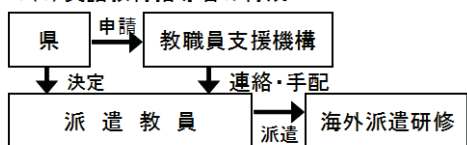
2 グローバル人材育成強化のための体制整備
 英語授業外に生徒が英語でコミュニケーションを図る機会を確保し、論理的思考力、判断力及び表現力や、実践的な英語力を育成する。
 ・優秀な外部人材を「英語活動指導員(EAS)」として配置(4名)
 ※具体的な活動例
 ア 英語以外の授業における、英語イマージョン教育の実施
 イ 検定試験及び英語ディベート大会等についての指導
 ウ 部活動(ESS部(英語研究部)、演劇部、科学部等)指導

3 高校生の英語力向上のための支援
 「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を測定する英検等を受験させることにより、高校生の英語力の向上及び4技能を評価する大学入試への対応を図る。
 ・県立高校の大学進学希望者など英語資格・検定試験受験希望者のうち、高校生等奨学給付金受給者に対する英語資格・検定試験受験費用補助(1/2)
 対象となる検定 GTEC CBT, GTEC foe STUDENT, TOEFL, TOEIC等 CEFR A2レベル以上

4 高校入試におけるスピーキングテスト導入に向けた調査・研究
 ・県立中学校5校において民間テストを実施し、評価手法等を検討
 ・外部有識者を含む研究協議会において、高校入試におけるスピーキングテストの導入手法等を研究

【事業スキーム図】

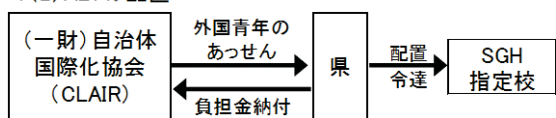
1(1) 英語教育指導者の育成



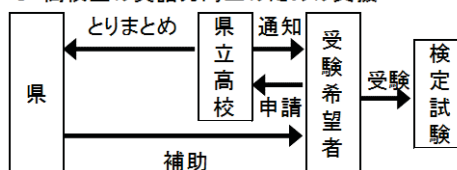
2 英語活動指導員の配置



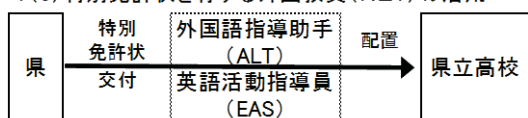
1(2) ALTの配置



3 高校生の英語力向上のための支援



1(3) 特別免許状を有する外国教員(NET)の活用



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
高校生の英検準2級取得程度の割合（総合計画）	目標	40%	45%	50%	50%	50%	50%
	実績	38.3%	39.4%	39.9%	43.5%	調査中	
高校生が授業中に英語を使って活動する時間の割合	目標	45%	50%	55%	56%	57%	58%
	実績	43.2%	42.1%	49.8%	51.2%	調査中	
EAS配置校における英検準2級程度の割合前年度比（基準：H29年度 79.0%）	目標	-	-	基準	+3%		
	実績	-	-	-	0.9%		

※

【指標の考え方】

本事業は、生徒の英語によるコミュニケーション能力の伸長と英語4技能の総合的な育成を図るものであることから以下を指標とする。

- ・高校生の英検準2級取得程度の割合（国の目標値と同値を設定）
- ・高校生の授業中における英語の使用率（実績を勘案して設定）

※英語活動指導員の配置拡大に伴い、令和元年度以降、全県立高等学校から公開授業に参加し成果を普及させるものとし、配置校以外の生徒にも英語力向上の効果が表れるよう見直しを行ったことから、配置校のみにおける指標は令和元年度以降廃止する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

高校生の英検準2級取得程度の割合については、H29 39.9%⇒H30 43.5%と目標を達成することはできていないが、改善が見られる。

高校生が授業中に英語を使って活動する時間の割合については、H29 49.8%⇒H30 51.2%と目標値には届いていないが、前年度と比較すると改善が見られる。

EAS配置校における英検準2級程度の割合前年度比については0.9%の増となり、目標値を達成することはできていないが、79.0%→79.9%と高い水準を維持している。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	・海外派遣研修を含め、言語活動を主体とした授業方法についての研修を実施し、そのような授業の実施に必要な英語力を身に付けるために外部検定試験の受験を奨励するというサイクルが機能していると考える。
	【事業の効率性】
	・英語活動指導員の配置拡大に伴い、全県立高等学校から公開授業に参加し成果を普及させるものとし、配置校以外の生徒にも英語力向上の効果が表れるよう見直しを行った。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	36,693	50,889	48,314	時間	418	596	512
（うち一般財源）	29,520	44,528	41,161	人件費（千円）	1,718	2,449	2,104

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・SGHの指定終了に伴う、指定校カリキュラム充実のためのALT配置の終了
- ・英語資格検定試験受験費用補助金の上限の見直し

【見直し内容】

- ・SGHの指定終了に伴う、指定校カリキュラム充実のためのALT配置の終了（▲9,535千円）
- ・英語資格検定試験受験費用補助金の上限額を2,750円から3,450円に引き上げ。

事業名	ふくおか学力アップ推進事業	部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	H20
-----	---------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	1	学力の向上	施策	1	確かな学力向上のための取組みの推進

1 事業のねらい・目的

- R3年度の全国学力・学習状況調査において、小学校は標準化得点で全教科区分平均100以上、中学校は標準化得点で、国語平均98.9、数学平均98.6以上を目指す。
- 県が市町村の主体的な学力向上に向けた取組みを実態に応じて支援し、学力向上策の共有化や少人数による指導などのきめ細かな学習指導によって地域間の差を縮小し県全体の学力の底上げを図る。

2 事業概要

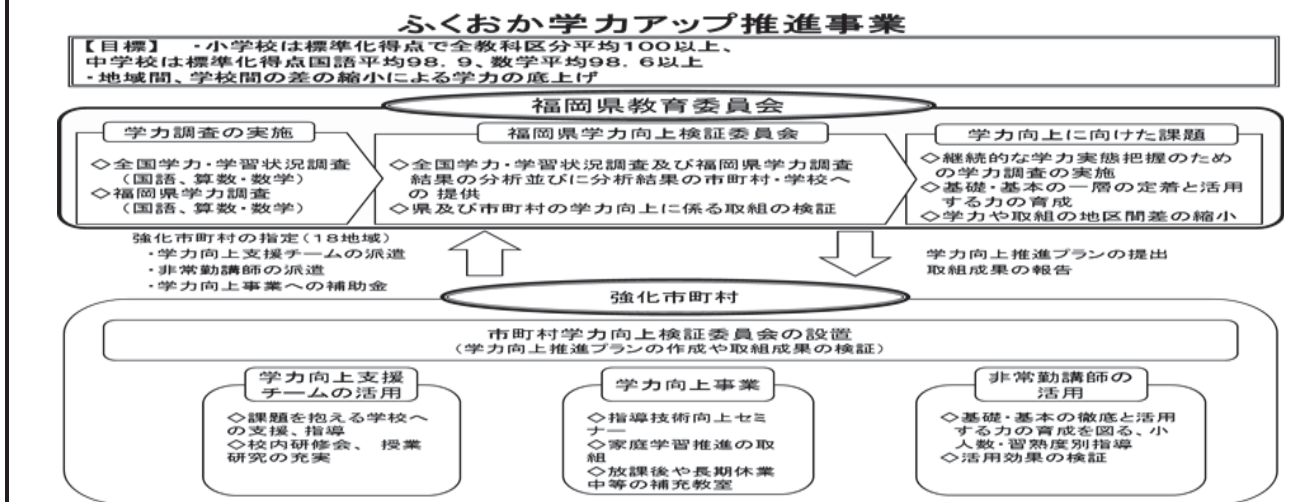
- 1 福岡県学力調査の実施
- ・対象：小学校第5学年、中学校第1・2学年の全ての児童生徒（指定都市を除く。）
 - ・実施教科：国語、算数・数学

	小5	小6	中1	中2	中3
県調査	○		○	○	
全国調査		○			○

(効果) 中学校入学段階の生徒の学力実態の検証、調査結果を踏まえた速やかな指導

- 2 福岡県学力向上検証委員会の開催
- 学力・学習状況調査結果を分析し、「学力検証結果報告書」を作成して市町村や学校に配布する。
 - 学力向上の取組みの成果、課題、改善策をまとめた「学力向上推進プラン報告書」を作成して市町村や学校に配布する。
- 3 学力向上推進強化市町村（18市町村）への支援
- 学力の基礎・基本や活用力の改善を図る取組みが特に必要な市町村を、県が学力向上推進強化市町村に指定して支援する。
- (1) 強化市町村が実施する学力向上事業に対して、経費の1/2を補助する。
- (2) 学力向上支援チーム（教育事務所指導主事等で構成）を、強化市町村や強化市町村内の小・中学校に派遣し、学力向上策の立案や具体的な授業改善方法について、指導・助言を行う。
- 4 非常勤講師の派遣
- 学力の基礎・基本や活用力の改善を図る少人数・習熟度別指導のため、強化市町村を中心に非常勤講師を派遣する。
- 5 福岡県学力向上推進委員会の開催
- 県内6教育事務所ごとに各地区学力向上推進委員会を開催する。
- 【構成】全県的な学力向上のための施策の推進及び実態把握をするため、全ての市町村教育委員会教育長等で構成する。
- ・基礎基本を含む活用力育成教材集の活用状況と診断テストの結果を集約及び検証し、必要に応じて学力向上支援チームを派遣する。
 - ・全国学力・学習状況調査及び県学力調査と教材集及び診断テストを活用した、学校の検証改善サイクルの確立状況を把握する。
- 6 早期に課題発見！基礎基本を含む活用力を育成する教材集及び診断テストの作成と配布
- 教材集（国語、算数、数学）の作成・配布
 - 基礎基本を含む活用力育成教材集を作成し、全ての小・中学校に配布、授業等で繰り返し活用する。
 - 【対象学年】小学校4～6年生及び中学生1～3年生 【教科】国語及び算数・数学
 - 診断テストの実施
 - 活用力の実態を把握する診断テストを実施し、全校が県や市町村の平均と比較できる集計・分析システムにより課題の確認を行う。
 - 【対象学年】小学校4～6年生 【教科】国語及び算数 【実施回数】年2回実施（1, 2学期）

【事業スキーム図】



3 事業目標等

指標	小学校 6年生	○ 全国学力・学習状況調査における標準化得点※1、国語、算数それぞれ平均100.0以上を目指す(R3) (総合計画)															
	中学校 3年生	○ 全国学力・学習状況調査における標準化得点※1、国語平均98.9、数学平均98.6以上を目指す(R3) (総合計画)															
指標の達成状況	小学校 6年生	国語※2	100.0	100.9	○	100.0	100.6	○	100.0	103.4	○	100.0			100.0		
		算数※2	100.0	99.4	×	100.0	100.0	○	100.0	100.0	○	100.0			100.0		
指標の達成状況	中学校 3年生	国語※2	100.0	99.1	○	100.0	99.6	○	100.0	98.6	×	100.0			100.0		
		数学※2	100.0	97.3	△	100.0	97.5	△	100.0	99.0	○	100.0			100.0		

・「達成状況」：○…指標を達成、△…指標未達成であるが前年から改善(横ばい)、×…指標未達成で前年から悪化
 ※1 標準化得点：本県の平均正答数/全国の平均正答数

※2 H30年度まで A問題(主として「知識」に関する問題)とB問題(主として「活用」に関する問題)の平均値
 R1年度以降 A問題とB問題を一体的に問う形式に変更されたため、ABの区分が廃止

【指標】全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における10項目について、肯定的回答が全国平均以上

校種	質問項目	達成状況				
		H29	H30	R1	R2	R3
小学校	自分にはよいところがあると思うか	△	○	×		
	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか	×	○	△		
	人の役に立つ人間になりたいと思うか	—	○	○		
	将来の夢や目標を持っているか	○	○	○		
	地域や社会で起こっている出来事に興味はあるか	×	×	—	—	—
	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるか	—	—	×		
中学校	自分にはよいところがあると思うか	△	○	×		
	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか	○	○	○		
	人の役に立つ人間になりたいと思うか	—	○	○		
	将来の夢や目標を持っているか	○	○	○		
	地域や社会で起こっている出来事に興味はあるか	×	×	—	—	—
	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるか	—	—	×		

・「達成状況」：○…指標を達成、△…指標未達成であるが前年から改善(横ばい)、×…指標未達成で前年から悪化

※質問項目「地域や社会で起こっている出来事に興味はあるか」はR1から無くなったため「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるか」に変更

【指標の考え方】

- ・ 指標を「平均正答率」から年度間比較に適した「標準化得点」に変更した上で、目標を小学校は全教科区分平均100以上、中学校は国語平均98.9、数学平均98.6以上とした。
- ・ 全国学力・学習状況調査における自尊心感情などの質問10項目において、肯定的回答率が全国平均を上回ることを目標とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 小学校では、全教科区分の平均で全国以上となり、調査開始以来、最高レベルとなっている。
- ・ 中学校では、依然として全国を下回っているものの、改善傾向が続いている。
- ・ 全国学力・学習状況調査における質問10項目は、自尊心感情は前年比を下回るものの、他は前年と同水準となっている。

4 事業の有効性

- ・ 全ての小・中学校において目標値が設定され、児童生徒の学力実態に基づく学力向上の取組みが推進されている。
- ・ R1年度全国学力・学習状況調査において、小学校では全教科区分で全国平均以上、中学校においては全国平均を下回るものの、改善傾向が続いている。

【事業の効率性】

- ・ 学力向上推進強化市町村に重点的な支援を行ったことで、学力に課題のある地域の学力向上が効率的に図られた。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	218,482	230,659	251,008	時間	4,514	4,514	4,514
(うち一般財源)	173,355	174,832	188,380	人件費(千円)	18,544	18,544	18,544

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 全国学力・学習状況調査に係る目標を達成するため、学力向上強化市町村を中心とした支援チームの派遣等、取組みの一層の充実を図る。

【見直し内容】

- ・ 学力向上強化市町村に対する非常勤講師の派遣について、市町村の学力実態に応じた弾力的な運用を行う。
- ・ 教育事務所・指定都市との連携を強化し、各地区学力向上推進委員会と一体となって統一的な取組みの更なる充実を図る。
- ・ 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるため、学力低位層に対する個に応じた指導や、思考力・判断力・表現力等を育成する言語活動の指導の充実を図る。
- ・ 強化市町村の選定について、学力や学習状況に「①全国学力調査や県学力調査結果の分析に基づいた自市町村の課題を明確に捉えているか」「②課題解決のための有効な授業改善等の方策を自市町村の小中学校で共通して取り組む体制を整えているか」の二つの観点も含める。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	アクティブ・ラーニング推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課・高校教育課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	1	学力の向上	施策	1	確かな学力向上のための取組みの推進

1 事業のねらい・目的

- 主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を通して、教員研修を集中的に実施する体制を整備する。
- 小中高等学校を通じ、基礎基本の定着と児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現する教員の指導力の向上を中長期的に図り、児童生徒に確かな学力と社会にはばたく力を身に付けさせる。

2 事業概要

1 主体的・対話的で深い学びに関する教員研修の実施

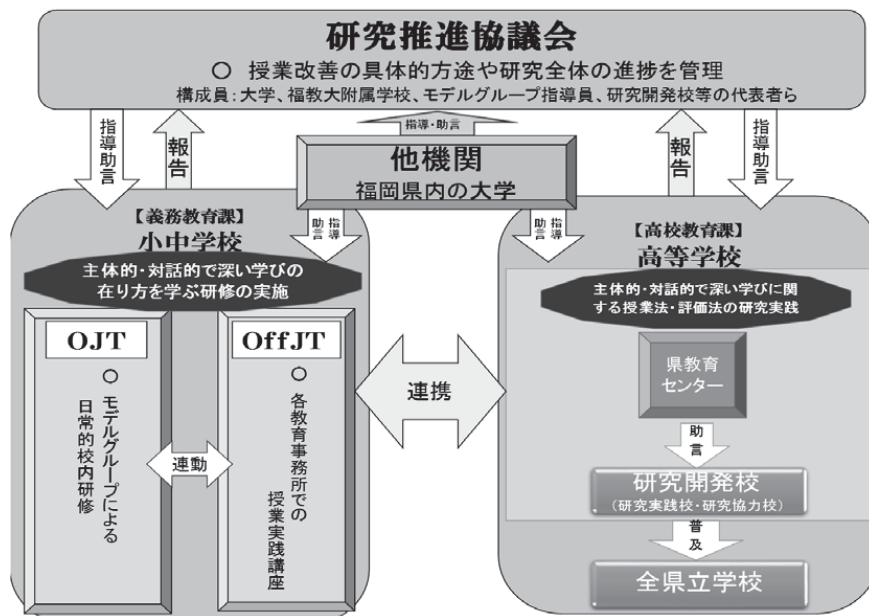
- ① 各教育事務所での公開授業と授業検討会による授業実践講座（国、算・数、理、英）
教育事務所での研修は、事務所単位で3年間かけて全対象者への研修を行う。
- ② モデルグループによる日常的校内研修
小学校3校、中学校4校程度でそれぞれモデルグループを組み、国語、算数・数学、社会、理科、英語の指導力に優れた指導員（退職教員等）を配置し、モデルグループ内の教員や生徒を指導する。

2 主体的・対話的で深い学びの授業法及び評価法と基礎学力定着法の研究開発（高等学校）

- ① 研究開発校における授業法等の研究開発
 - ・大学教員による校内研修を実施し、教員の指導方法の充実を図る。
 - ・大学教員による指導・助言を受けながら研究授業等を行うとともに、校内実践報告会を実施する。
- ② 県立高校全体への研究内容の普及
 - ・大学教員及び研究開発校教員が他校を訪問し、研究内容の成果普及を図る。
 - ・大学教員による指導・助言を受けながら研究授業等を行うとともに、校内実践報告会を実施する。

3 研究推進協議会の実施
大学、福教大附属学校、モデルグループ指導員、研究開発校等の代表者らを構成員として、小中高間の連携を図りつつ、授業改善の具体的方途や研究全体の進捗を管理する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

(細)事項	成果指標	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
授業実践講座・モデルグループ	考えを深める話し合い活動ができてい学校割合	目標	—	小:60.1 中:59.3	小:63.1 中:63.3	小:66.1 中:67.3	—	—	
		実績	—	小:59.4 中:56.4 (基準)	小:62.0 中:55.9	小:62.8 中:62.2	—	—	
	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができてい学校割合	目標	—	—	—	—	小:82.6 中:77.1	小:83.1 中:78.9	小:83.6 中:80.8
		実績	—	—	—	小:82.0 中:75.3 (基準)	小:85.0 中:83.9	—	—
主体的・対話的で深い学びに関する授業法及び評価法の研究開発(高等学校)	主体的・対話的で深い学びを実施している県立学校割合	目標	—	20%	90%	—	—	—	
		実績	—	81%	96%	100%	—	—	
	全教科において主体的・対話的で深い学びを実施している県立学校割合	目標	—	—	—	—	100%	100%	100%
		実績	—	—	91.3% (基準)	96.7%	調査中	—	—

【指標の考え方】

- ・「考えを深める話し合い活動ができてい学校割合」の設問がH30調査からなくなったため、H30年度全国学力・学習状況調査からの新たな設問である「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができてい学校割合」を指標とし、R3年度までに全国平均と同じ割合になるよう3年間の数値目標を設定した。
- ・高等学校においては、研究内容をいかに普及できたかという観点から、主体的・対話的で深い学びの実践をしてい県立高等学校割合を成果指標としていたが、H30年度においていづれかの教科で実施してい学校が100%に達したことから、R1年度からは全教科で実践してい県立学校割合を成果指標とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができてい学校割合は、小・中学校ともに目標を達成。
- ・全教科において主体的・対話的で深い学びを実践してい県立学校割合は、H30年度は96.7%で、引き続き全県立学校での実施で定着させていく必要がある。

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

- ・課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができてい学校割合は、小学校では3ポイント、中学校では8.6ポイント上昇してい。
- ・H30において主体的・対話的で深い学びを実践してい県立学校割合は、H29から5.4ポイント上昇の96.7ポイントとなっており、当事業の研究成果が着実に全県立学校へ普及してい。

【事業の効率性】

- ・小・中学校においては、各地区講座において、モデル授業の参観・協議と大学教授や指導主事等による講話の聴講により、理論と実践を学ぶ研修を効率的に行うことができた。
- ・福岡県立学校「新たな学びプロジェクト」では、研究指定校選定に際して大学との連携や学習レベル・学校種等をバランスよく選定した結果、当事業の成果が全県立学校へ効率的に普及し、授業改善が進んだ。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	9,837	8,652	5,383	時間	2,643	3,084	3,084
(うち一般財源)	5,595	7,174	4,349	人件費(千円)	10,858	12,670	12,670

6 見直し内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・小・中学校においては、今年度は目標を達成したものの、教科の本質を踏まえた実践的指導力の更なる向上を維持していくため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を継続して取り組んでいく必要がある。
- ・県立学校においては、当事業の研究内容の成果普及及び授業法の改善は進んでいものの、学習レベル中位以下の学校においては、他レベルの学校と比べ進路の多様性等のため普及が難しく、引き続き改善を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・R2年度から新学習指導要領が小学校で全面実施されることを踏まえ、小学校教員への研修のうち、授業実践講座での有償外部講師の招へい及びモデルグループによる日常的校内研修を終了(▲2,443千円)。
- ・各教科の単元の内容や時間のデザインを考えるカリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業改善を行う内容に見直し、より実践的で効果的な講座とすることで小・中学校教員の教科の本質を踏まえた実践的指導力の更なる向上を図る。
- ・実践講座及びモデルグループによる校内研修の教科の追加を行うことで、教科を広げての促進を図る。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	中学校における総合的な学力向上対策事業	部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	H29
-----	---------------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	1	学力の向上	施策	1	確かな学力向上のための取組みの推進

1 事業のねらい・目的

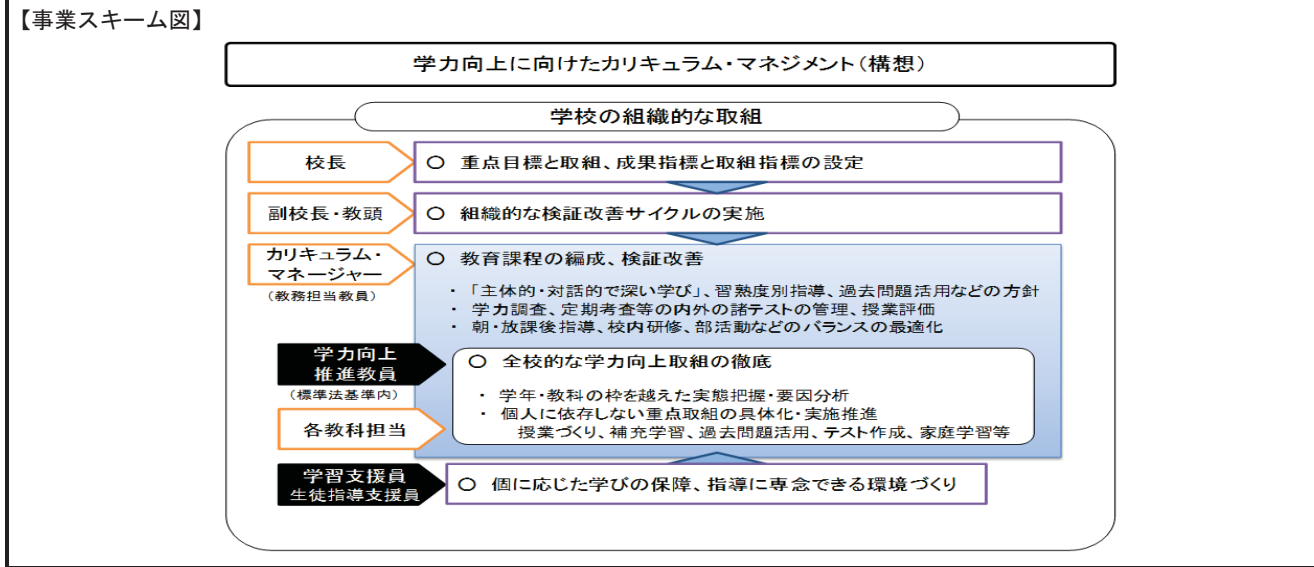
- ・ 全国学力・学習状況調査における中学校の標準化得点で国語平均98.9、数学平均98.6以上を目指す(R3年度)
- ・ カリキュラム・マネジメントの質的向上を支え、教科・学年横断で取組みを徹底する人的配置を行うことで学力向上に向けた授業・組織運営・人材育成の一体的改善を図る。

2 事業概要

学力向上推進拠点校の育成

○学力向上のためのカリキュラム・組織マネジメント等の実践研究の拠点校を7校指定

- ・ 基礎学力型(6校)、発展学力型を指定(1校)
- ・ 学力向上推進教員の配置 7人
- ・ 学習支援員(ICT、理科等)、生徒指導支援員の配置 14人(7校×2名)
- ・ 指導主事の派遣
- ・ 実践研究の補助 7校
- ・ 拠点校連絡協議会の開催



3 事業目標等

指標	全国学力・学習状況調査における標準化得点※1、国語98.9、数学98.6以上を目指す(R3) 総合計画									
	H29		H30		R1		R2		R3(目標)	
中学校3年生	本県	達成状況	本県	達成状況	本県	達成状況	本県	達成状況	本県	達成状況
指標の達成状況	国語※2	99.1	○	99.6	○	98.6	×			(98.9)
	数学※2	97.3	△	97.5	△	99.0	○			(98.6)

・「達成状況」: ○…指標を達成 △…指標未達成であるが前年から改善(横ばい) ×…指標未達成で前年から悪化
 ※1 標準化得点: 本県の平均正答数/全国の平均正答数
 ※2 H30年度まで A問題(主として「知識」に関する問題)とB問題(主として「活用」に関する問題)の平均値
 R1年度以降 A問題とB問題を一体的に問う形式に変更されたため、ABの区分が廃止

指標	中学校3年生	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙及び学校質問紙における3項目について、全国平均より好ましい回答を目指す(R3)														
		H29			H30			R1			R2			R3		
		全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況
指標の達成状況	課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの活動※	71.3%	66.5%	△	73.8%	71.4%	-	74.8%	73.7%	△						
	家庭での学習習慣の定着	30.4%	36.2%	○	29.4%	35.1%	○	30.0%	34.7%	○						
	学力向上に関する検証改善サイクルの確立	25.3%	21.5%	△	30.7%	31.9%	○	33.9%	33.5%	△						

・「達成状況」: ○…指標を達成 △…指標未達成であるが前年から改善(横ばい) ×…指標未達成で前年から悪化
 ※H30以降(上段)「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いませんか。」
 H30以降(下段)「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いませんか。」

【指標の考え方】

- ・ 全国学力・学習状況調査において、中学校の国語平均98.9、数学平均98.6以上を目標とした。
- ・ カリキュラム・組織マネジメントの質的向上の成果を測るため、全国学力・学習状況調査の生徒質問紙及び学校質問紙において、授業改善、家庭学習、組織体制の状況が全国平均より好ましい回答となることを目標とした。

【目標達成状況、未達成の時はその理由】

- ・ 全国学力・学習状況調査の標準化得点について、国語は前年を下回るものの、数学は目標を達成。国、数2教科の合計値は前年から上昇しており、目標達成に向けて改善傾向にある。
- ・ 全国学力・学習状況調査における質問では、好ましい回答の率が改善傾向となっている。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ カリキュラム・マネージャーを学力向上に係る組織図の中核に据え、それに係る各担当の職務を明確に示すことで組織的・協働的な学力向上に向かう組織体制の整備が図られている。
- ・ 教科間の枠を超えて総合的に学力の向上を目指そうとする意識付けが図られている。

【事業の効率性】

- ・ 実践研究拠点校を基礎学力型で6校、発展学力型で1校選び研究を行うことで、地区ごとの課題や学校の状況に応じた効果的な取組等を効率的に研究することができた。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	14,872	17,548	11,786	時間	2,356	2,356	2,016
（うち一般財源）	10,870	12,694	9,393	人件費（千円）	9,679	9,679	8,282

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 全国学力・学習状況調査における中学校の状況については、改善傾向にあるものの、依然として全国平均に達しておらず、引き続き授業・組織運営・人材育成の一体的改善を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・ 各学校における、各担当業務の取組指標・成果指標の工夫改善による学力向上に向けた取組の充実を図る。
- ・ 内容関連等による教科横断的カリキュラムの更なる改善及び拡充を図る。
- ・ 多面的な授業評価（教師・生徒・地域等）による授業のより客観的な見取りを行うことで、授業改善を図る。
- ・ 拠点校が個別の課題に応じて柔軟に取り組めるよう県が拠点校に派遣する学習支援員の経費と実践研究への補助金の配分を見直し更なる充実を図るとともに、発展学力型の拠点校は一定の成果を得られたため、今後は基礎学力向上型の拠点校での実践研究に特化する形にする（▲6,564千円）。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業	部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課	事業 開始年度	H24
-----	---------------------	-------	---------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	3	いじめや不登校等への対応

1 事業のねらい・目的

- 保護者が児童生徒と共に規範意識について学ぶことで、保護者の規範に対する意識や養育に関する責任感を高め、さらに学校と家庭との連携を図り、児童生徒の規範意識向上に取り組む。
- 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、発達段階や校種に応じた学習会を実施することで、児童生徒の規範意識向上の一貫した取り組みを行う。
- 以上の取り組みにより、社会のルールを守る理解を深め、非行行為に走らない判断力や行動力を育成し、非行防止の基盤となる児童生徒の規範意識の向上を図る。

2 事業概要

○規範意識向上学習会の実施

【対象校種】 公立小学校（3年生以上）、県立・公立中学校、県立・公立高等学校（義務教育学校及び中等教育学校を含む。）、県立・公立特別支援学校

【学習テーマ】

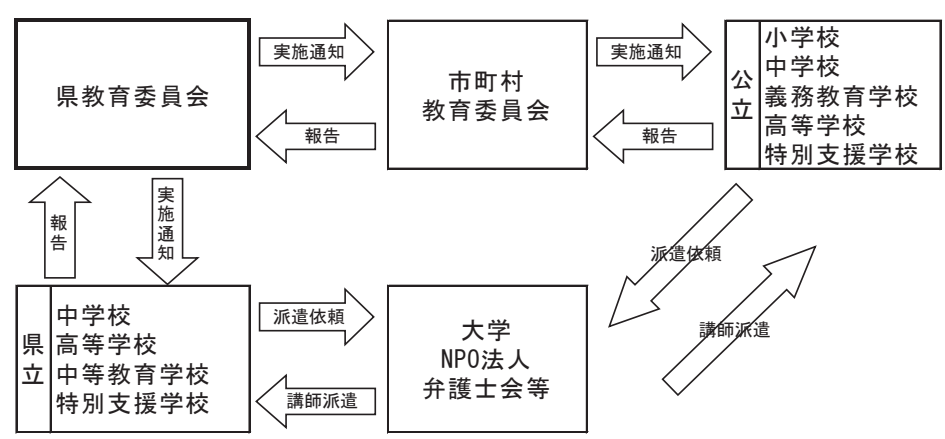
学習テーマ	具体的内容	小学校3・4年	小学校5年～高等学校	特別支援学校	保護者
望ましい行動の促進	接遇教育、法教育（いじめに関する法知識等）、交通安全教育、立腰教育等	年に2テーマ実施（2回/年）	年に3テーマ実施（3回/年）	児童生徒の実態に応じた学習テーマを障がい種ごとに選択し実施（1回/年）	各区分において、実施テーマのうち1テーマ（1回/年）は、保護者も参加
インターネットの適正利用	ネットの危険性の理解促進（ネット依存等） ネットによる誹謗中傷防止、ネットによるいじめ防止等				
非行防止	暴力行為防止、初発型非行防止、薬物乱用防止、性の逸脱行動防止、飲酒運転防止等				

※初発型非行：万引き・占有離脱物横領・乗物盗

○学習会への講師の派遣

上記の学習会のうち各学校で年1回、専門的な人材を外部講師として学校に招き、学習会を実施する。なお、外部講師については、大学、NPO法人、弁護士会等と連携し各学校が決定する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

(細)事項	成果指標	校種	質問項目	基準		達成状況					
				H30		R1	R2	R3			
保護者と学ぶ規範意識向上事業費	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における規範意識を測る全ての項目において、肯定的な回答が全国平均以上	小学校	学校のきまり(規則)を守っていますか	全国	達成状況	全国	達成状況	全国	達成状況	全国	達成状況
				89.5		92.4					
				本県	×	本県	×	本県		本県	
			88.4		91.4						
			全国	達成状況	全国	達成状況	全国	達成状況	全国	達成状況	
			96.8		97.1						
		本県	△	本県	×	本県		本県			
		96.8		97.0							
		全国	達成状況	全国	達成状況	全国	達成状況	全国	達成状況		
		95.1		96.1							
		本県	×	本県	○	本県		本県			
		95.0		96.3							
全国	達成状況	全国	達成状況	全国	達成状況	全国	達成状況				
95.5		95.0									
本県	○	本県	○	本県		本県					
95.9		95.9									

(細)事項名	成果指標		H30(基準)	R1	R2	R3
保護者と学ぶ規範意識向上事業費	家庭で規範意識育成に取り組む必要があると感じている保護者の割合(県立高校)	目標	100%	100%	100%	100%
		実績	93.6%	調査中		

【指標の考え方】

- ・ 非行防止の基盤となる児童生徒の規範意識の向上を図る事業であることから、小中学校においては、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における、規範意識を測る項目について、肯定的な回答が全国平均を上回ることを目標とした。また、高等学校においては、保護者が生徒と共に規範意識について学ぶことにより、保護者の規範に対する意識や養育に関する責任感を高める狙いがあることから、家庭で規範意識育成に取り組む必要があると感じている保護者の割合が100%になることを目標に設定した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 小中学校は、平成30年度全国学力・学習状況調査における規範意識を測る質問紙4項目のうち、小学校の2項目は改善傾向にあるものの目標には達しなかった。一方で、中学校は全国平均を上回り目標を達成。
- ・ 高等学校は、家庭で規範意識育成に取り組む必要があると感じている保護者の割合が93.6%であった。
- ・ 保護者の参加率が高い学校は、学習会の開催日時を保護者が参加しやすい日に設定するなど工夫している傾向にあり、好事例や工夫点を学校に紹介し共有することで、保護者と児童生徒が共に学ぶ機会を確保し規範に対する意識を一層高めていく。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ 児童生徒に対する学習会実施前後の実態調査の結果から「具体的に行動することの大切さ」などの規範意識の高まりがみられる。
- ・ 学習会に参加した保護者に対するアンケートの結果から、保護者の規範意識の高まりがみられる。

【事業の効率性】

- ・ 学習テーマ及び学習内容を選択制にすることで、学校や地域の個別実態に応じた学習会を行うことができる。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	11,787	11,794	7,769	時間	672	672	528
(うち一般財源)	11,787	11,794	7,769	人件費(千円)	2,761	2,761	2,170

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

平成24年度から児童生徒の発達の段階や校種に応じてテーマ学習を行い、児童生徒と保護者が共に学び、学校と家庭で連携して児童生徒の規範意識の育成に取り組んできた。
 一方、ネットに関係するトラブルや児童生徒間の暴力、対教師暴力行為等の発生をはじめ、生徒指導上の諸問題が依然として後を絶たない状況であり、今後も規範意識の一層の向上を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・ 法的なものの方・考え方を身に付けることは、児童生徒の学校生活等における望ましいふるまいにつながり、問題行動等の未然防止に資することから、引き続き弁護士会との連携を深め、決まりやルールを守る必要性を身に付ける学習会を推進。
- ・ 公立小・中学校について、県による外部講師派遣を指定都市を除く市町村に整理(▲3,892千円)。

事業名	児童生徒の生活環境改善事業		部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課・高校教育課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	3	いじめや不登校等への対応

1 事業のねらい・目的

- スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の全中学校区配置を促進するため、市町村が実施するSSW配置事業への補助等を行い、貧困をはじめとする児童生徒を取り巻く生活環境を改善することにより、不登校等の生徒指導上の課題の解決を図る。
- SSWスーパーバイザー（以下「SSWSV」という。）を配置することによって、SSWへ助言やSSW同士の連携体制を整えたり、SSWSV自身が中核的なSSWとしての役割を果たしながら、緊急時の対応など、支援が必要な学校の対応に当たることができる体制を整備することによって、SSWの資質向上を図りながら、教育現場における児童生徒の生活環境改善に向けた支援体制の充実を図る。
- 不登校や生徒指導上の課題を考慮の上、学校へ教員以外の専門スタッフを派遣し、専門スタッフを起点とした学校と関係機関の連携により、家庭に係る状況を要因とする不登校等の課題の減少を図る。
- 弁護士を講師とするいじめの問題等学校危機管理に係る研修を実施し、管理職等の法的理解の促進を図る。

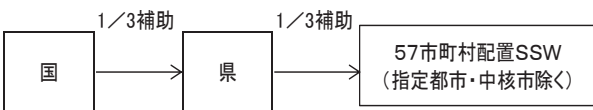
2 事業概要

- 市町村によるSSWの配置促進
 - ・市町村が実施するSSW配置事業に対し、事業費の1/3を補助し、市町村による全中学校区（188校区）配置への支援を行う。
- 学校危機管理に係る法的理解促進のための支援
 - ・各教育事務所（6か所）において年間2回（計12回）、弁護士による全小中学校の管理職及び生徒指導担当者向けの法的な学校危機管理に関する研修を実施する。
- 生徒指導体制及び教育相談体制の強化
 - ・不登校等、生徒指導上の課題が多い地区にSSW・生徒指導支援スタッフ（警察官OB）を配置・派遣し、生徒指導体制及び教育相談体制の強化を図る。
- 県立高校支援
 - SSWの配置
 - ・生徒の中退や不登校の予防・解消を図り、生徒の希望する進路を実現し、貧困の連鎖を断ち切る。
 - SSWSVの配置
 - ・相談件数の増加や内容の多様化から、SSWだけでは支援困難な事案について指導助言や広域的な分析・連携支援を行うことにより、SSWの資質向上を図る。

【事業スキーム図】

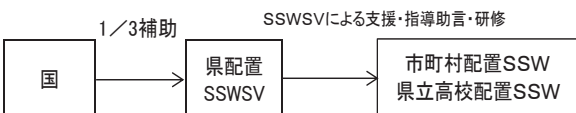
全市町村（指定都市・中核市を除く）が配置するSSW1名分の経費の補助

専門スタッフ(SSW、警察OBの配置)



SSWSVによるSSWの資質向上

専門スタッフ(SSWの配置)



3 事業目標等

成果指標	基準	H30	R1	目標 (R2)
SSW配置中学校区数の割合	目標	—	—	100%
	実績	96.5%(H29)	98.0%	98.5%
指定中学校区における1,000人当たりの暴力行為発生件数(全国平均以下)	目標	10.7件(全国)	9.3件	調査中
	実績	21.5件(H26)	39.3件	調査中
指定中学校区における1,000人当たりの不登校児童生徒数(全国平均以下)	目標	12.4人(全国)	17.0人	調査中
	実績	26.3人(H28)	63.0人	調査中
指定高等学校における不登校率	目標	(10%減)	→	4.29%(10%減)
	実績	4.76%(H26)	6.94%	調査中
指定高等学校における中退率	目標	(10%減)	→	3.87%(10%減)
	実績	4.29%(H26)	5.16%	調査中

【指標の考え方】

- 県域57市町村において、SSWが全中学校区配置されるよう目標を設定。
- 指定中学校区における暴力行為発生件数及び不登校児童生徒数の減少を目標に設定。
- 高等学校においては、経済面などの家庭の環境が原因の不登校・中途退学を解消し、生徒の進路実現を図る事業であることから、不登校率・中途退学率を指標とし、平成26年度実績の10%減を目標に設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- SSW配置市町村数は、事業取組み開始前と比較し改善傾向にある。
- 指定中学校区における中学校区における暴力行為発生件数は増加傾向にあるが、これははじめの定義に沿って適正にはじめ事業を認知する取組みの結果、生徒間暴力等の認知が進んだ結果であることが考えられる。
不登校児童生徒数等は、各校内でSSWやスクールカウンセラー含む不登校対策チームを作り、長期欠席の児童生徒や保護者から綿密な聞き取りと相談に応じた結果、新たに不登校と認識されたケースが増加したため、基準値(H30全国平均)を上回っている。
- 指定高等学校における不登校率、中退率は基準値と比較して高くなっている。これは、SSWの相談内容の多様化・複雑化により支援困難な事案が増加していることによるものと考えられる。

4 【事業の有効性】

- 当事業により、SSWを配置している市町村の中学校区数の割合は、H29年度から2ポイント上昇している。
- 指定した高等学校においては、中途退学した生徒のうち、退学理由が経済的理由等、家庭の問題に起因する生徒の割合(構成比)をみると、平成26年度が9.4%であったのに対し、平成30年度は0.9%と、8.5ポイント減少している。

【事業の効率性】

- SSWや警察OBは、福祉などの関係機関から児童生徒の家庭の情報を収集したり、経済的な問題や夫婦の問題などの情報を踏まえた上で、保護者が必要とする行政手続きのアドバイスなどを的確に行っており、保護者の生活環境の安定につながることによって生徒の生活環境を起因とする諸問題が改善してきている。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	67,365	84,803	84,067	時間	1,588	1,588	1,588
(うち一般財源)	46,854	58,822	58,370	人件費(千円)	6,524	6,524	6,524

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- SSW市町村配置が行われている中学校区は増加しているが、全中学校区についての配置には至っておらず、引き続き市町村の取組みを支援する必要がある。
- SSWに対する相談件数の増加や内容の多様化によって、支援困難な事案が増加してきている。
- SSWの対応件数は年々増加しており、その内容は多様化・複雑化してきている。特に高等学校の定時制課程は、不登校率・中退率ともに全日制と比較して高く、継続的な支援を要するものが多い。

【見直し内容】

- 生徒指導上の諸課題を有する背景には、複雑な家庭環境や家庭内での課題が要因となることが多く見受けられることから、小中学校におけるSSW及び生徒指導支援スタッフ配置の基準について、R1から従前のいじめ・不登校・暴力行為に加え家庭環境の視点を含めて選定。R2もこれらの視点から配置すべき市町村を検討し選定する。加えて、より経験を有するSSWSVがSSWに対して個別具体的に指導助言できる機会を増やし、SSWの対応力向上につなげる。
- 県立高校においては、SSWSVを県内各地区の夜間定時制課程設置校に4名配置し、支援が困難な事案に対応する。また、担当地区のSSWへの指導助言、研修会における講義等を行い、SSWの資質向上を図る。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	小・中学校統合支援事業		部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	H23
-----	-------------	--	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	5	教育環境づくり	施策	1	多様な教育ニーズへの対応

1 事業のねらい・目的

小・中学校の統合の支援を行うことにより、児童生徒が一定の規模の集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨し、各々の資質や能力の伸長を図ることができるような環境づくりに資する。

2 事業概要

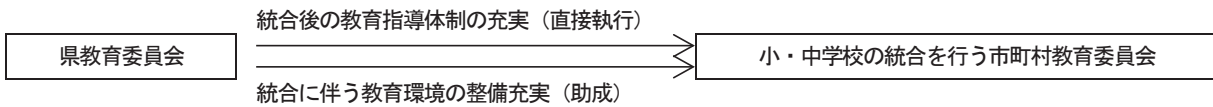
統合を行う市町村を4年間支援する。

	統合前年度	統合1年目	統合2年目	統合3年目
人的支援		○	○	○
財政支援	○			

- 人的支援 (統合後の教育指導体制の充実)
統合後3年間、教員1名の加配を行う。
- 財政支援 (統合に伴う教育環境の整備充実)
 - ・対象期間 : 統合前年度
 - ・補助限度額 : 8,000千円
 - ・補助率 : 市町村負担分の1/2
 - ・事業内容 : 市町村が小・中学校の統合に伴って、統合前年度に次の事業を実施する場合、補助限度額内でその経費を補助する。

事業分類	事業名	内容
通学支援	①スクールバスの購入	通学距離が伸びる児童生徒のためにスクールバスを購入する。
環境整備	②小規模改修	小規模改修(国庫補助のある施設整備事業(新增築、改築、大規模改造)を除く。)を行う。
	③教材、運動器具等購入	机、椅子、図書、ホワイトボード、飛び箱、ベンチ等を購入する。
	④物品移転、廃棄	廃止される学校における物品の移転や廃棄を行う。
事前交流	⑤児童生徒の交流事業	統合対象校の児童生徒が統合前に交流を深める。(遠足、体験活動、文化祭、体育祭、通常授業)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H	H	H	R	R	R
	目標						
	実績						

【指標の考え方】

・小・中学校の設置・廃止は、設置者である市町村がそれぞれの地域の実情を踏まえ主体的に判断すべき事項であるため、数値目標には馴染まない。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】・平成30年度の実績及び令和元年度の予定は次のとおり

- 平成30年度実績 1件
- ① うきは市：御幸小学校と妹川小学校が統合し、平成31年4月に御幸小学校が存続校として開校
- 令和元年度見込 5件
- ① 大川市Ⅰ：大川中学校と大川南中学校が統合し、令和2年4月に大川桐英中学校が新設校として開校予定
- ② 大川市Ⅱ：三又中学校と大川東中学校が統合し、令和2年4月に大川桐薫中学校が新設校として開校予定
- ③ みやま市：本郷小学校と上庄小学校と下庄小学校が統合し、令和2年4月に瀬高小学校が新設校として開校予定
- ④ 川崎町：川崎中学校と鷹峰中学校と池尻中学校が統合し、令和2年4月に川崎中学校が新設校として開校予定
- ⑤ みやこ町：犀川小学校と柳瀬小学校と上高屋小学校と城井小学校が統合し、令和2年4月に犀川小学校が新設校として開校予定

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の統合により、通学距離が長くなることに伴う対応が必要となるなど新たな課題も生じているが、統合前と比較して1学年当たりの児童・生徒数・学級数が増加することにより、「学級数の少なさによる人間関係の固定化」等の小規模校の課題が解消され、また、児童・生徒が、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨し、各々の資質や能力の伸長を図ることができるような環境づくりに資することができる。 																																
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下表のとおり、学校規模の適正化が進み、人件費等の削減につながっている。 <p><昨年度の実績></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>学校名</th> <th>学級数</th> <th>本務教員</th> <th>事務職員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成30年度</td> <td>御幸小</td> <td>17</td> <td>31</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>妹川小</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20</td> <td>37</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和元年度</td> <td>御幸小学校</td> <td>18</td> <td>34</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18</td> <td>34</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>差異</td> <td></td> <td>△2</td> <td>△3</td> <td>△1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	学校名	学級数	本務教員	事務職員等	平成30年度	御幸小	17	31	1	妹川小	3	6	1	計	20	37	2	令和元年度	御幸小学校	18	34	1	計	18	34	1	差異		△2	△3	△1
	年度	学校名	学級数	本務教員	事務職員等																												
平成30年度	御幸小	17	31	1																													
	妹川小	3	6	1																													
	計	20	37	2																													
令和元年度	御幸小学校	18	34	1																													
	計	18	34	1																													
差異		△2	△3	△1																													
<p>※【事業の有効性】、【事業の効率性】における学級数等については「教育便覧」（福岡県教育委員会作成）の数値を記載。</p>																																	

5	事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
	歳出	4,953	24,000	21,300	時間	130	150	150
	（うち一般財源）	4,953	24,000	21,300	人件費（千円）	535	617	617

6	見直しの内容
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
	<p>【上記の理由】</p> <p>以下の理由により、本事業を継続して実施する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在まで数多くの市町村にて本事業を活用した統廃合が実施され、市町村からの本事業の実施に対するニーズ・関心も高い。 平成27年1月に文部科学省発行「公立学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き書」が改正され、この内容を踏まえ、今後、各市町村において、新たな小中学校の統廃合の検討が進められることが想定できる。 <p>なお、令和元年8月に県内市町村を対象に令和3年度以降の小・中学校統廃合計画調査を行ったところ、令和3年度に3件、令和4年度に4件、令和5年度以降に6件の統廃合計画が立てられている。</p>
	<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き統合を実施した教育委員会に対して統合に伴う効果や課題等の調査を実施し、今後の事業改善に役立てる。 小・中学校の統合支援に際し、教職員課が人的支援（統合後3年間、教員1名の加配）を実施することから、当課において毎年実施している小・中学校統廃合計画調査の結果については、教職員課との間で情報を共有し、引き続き連携を図る。 <p>また、補助金の交付申請は、管轄の教育事務所を経由して行うことから、統廃合計画調査の結果を教育事務所に伝達し、申請漏れがないよう連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助上限額を市町村の財政力指数に応じたものにする（△2,700千円）。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	英語教育強化推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	H30
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	3	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
	小項目	2	外国語能力の育成	施策	1	グローバル化に対応した外国語能力の育成

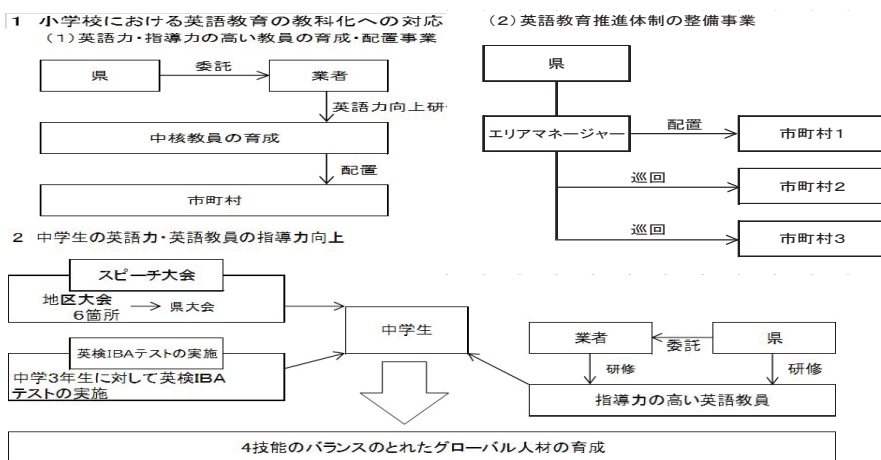
1 事業のねらい・目的

- 学習指導要領改訂による小学校における英語の教科化に向け、教員の英語力・指導力の向上及び各市町村における英語教育推進体制の整備を図る。
- グローバル化に対応する人材の育成に向けた中学生の英語力向上及び教員の指導力の向上を図る。

2 事業概要

- 小学校における英語教育の教科化への対応
 - 英語力・指導力の高い教員の育成・配置事業
 - 英語力・指導力の高い中核教員を県域の全小学校に2名配置
 - ・英語科授業の質の保証のため、教員の英語力確保を目的とした英語関係企業と連携した研修の実施
 - 各市町村における英語教育推進体制の整備事業
 - 県内29市町村の1中学校区をモデル地区に指定し、英語教育プラットフォーム体制を構築(2年間で58市町村(政令市を除く。))で実施
 - ・英語科の授業・指導體制・校内研修のモデルづくりと普及
 - ・プラットフォーム体制の構築を主導するエリアマネージャーの配置と巡回指導
- 中学生の英語力・英語教員の指導力の向上
 - 英語力の高い生徒の育成事業
 - 新学習指導要領への対応及び大学入試改革への早期対応のため、県域の全中学3年生に対して英検IBAテストを実施
 - 中学生を対象とした英語スピーチコンテスト(地区大会・県大会)の開催
 - 英語教員の英語力・指導力向上事業
 - 英語関係企業の英語指導スキルに学ぶ研修の実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H30	R1	R2	R3
小学校英語中核教員の育成	目標	—	→	→	100% (目標)	—
	実績	—	—	—		—
中学生の英検3級取得程度の割合(総合計画)	目標	—	40.8%	43.9%	47.0%	50.0% (目標)
	実績	31.5% (基準)	45.2%	調査中		

【指標の考え方】

- ・小学校英語中核教員の育成は、R2年度からの新学習指導要領全面実施(教科英語の全面実施)までに育成
- ・中学生の英検3級取得程度の割合については、福岡県総合計画の指標に併せて作成

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・小学校英語中核教員の育成は、今年度の研修を経て、R2年度に指定都市を除く全小学校に中核教員が配置となる見込み。
- ・中学生の英検3級取得程度の割合(H30年度)は年次目標を達成。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校における英語教科化への対応について、教員研修では「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能や中学校で扱う英語表現で、聞いて書く、読んで話すなど技能を統合した言語活動を実施し、各学校に配置する中核教員を育成。英語教育推進体制の整備事業では、エリアマネージャーを中心に各地域の実態に応じた支援に取り組み、小学校における指導体制が構築されつつある。 ○ 中学生の英語力・英語教員の指導力の向上では、H30年度におけるCEFR※ A1レベル相当以上（英検3級程度以上）を取得する中学生の割合が45.2%でH27年度（基準）から13.7ポイント上昇している。 ※「外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通の参照枠」のこと。文部科学省は平成30年3月に各資格・検定試験とCEFRにおける各レベルとの対照表を公表。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連絡会議や担当者会を通じて各地域の実情や今後の方向性を共通理解することができている。 ○ IBAテストを県域の中学3年生全員に実施することで、中学校3年間における学習成果の検証と課題克服のための授業改善に生かすことが可能。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	20,358	28,765	49,151	時間	677	873	1,534
（うち一般財源）	20,358	28,765	49,151	人件費（千円）	2,782	3,587	6,302

6 見直しの内容	
<p><input checked="" type="checkbox"/>継続（<input checked="" type="checkbox"/>拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）</p> <p><input type="checkbox"/>終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）</p>	
【上記の理由】	<p>R1年度（H31年度）全国学力・学習状況調査の分析では、小・中学校が連携してカリキュラムを作成している中学校の生徒は、英語力が高いことが明らかになっているが、県内の小中連携の実施率（65.0%）は全国平均（80.6%）を大きく下回る。加えて、同調査における本県の結果は「聞くこと」「読むこと」「書くこと」ともに全国の平均正答率を下回り、特に「書くこと」に課題が見られた。</p> <p>生徒の英語力の向上には、中学校の授業改善とともに小学校段階における外国語教育のさらなる充実が必須であり、小中7年間を通じた英語力強化に向けて、導入期である小学校第3・4学年の指導体制や方法の充実が必要。</p> <p>また、中学校英語について、「書くこと」は他の技能と比べ一斉指導による向上が難しいことから、生徒の個々の能力に応じた支援を充実させることが必要である。</p>
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校における英語教育の教科化への対応（英語力・指導力の高い教員の育成・配置、各市町村における英語教育推進体制の整備）の終了（▲10,553千円） ○ 英語IBAテスト実施業務の成績表印刷及び発送方法の見直しによる経費の節減（▲2,056千円） ○ 小学校教員の英語力・指導力の向上及び児童の英語コミュニケーションへの関心・意欲の向上に向けた取組みの実施（+11,812千円） ○ 英語担当教師と一緒に学習の補助を行う支援員（イングリッシュサポーター）を英語教育重点支援市町村に配置し、きめ細かな支援を行うとともに、学習ソフトの整備による個に応じた学習の支援を実施（+21,568千円）

事業名	特別支援学校医療的ケア体制整備事業	部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	H19
-----	-------------------	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	2	特別支援教育の推進

1 事業のねらい・目的

特別支援学校に在籍する日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、関係医療機関と連携を図りながら、看護師免許を有する職員（以下「看護職員」という。）を配置して医療的ケアを行うことにより、児童生徒が安全に教育を受けられる環境を整備する。

2 事業概要

1 学校における医療的ケアの体制整備

(1) 看護職員（非常勤）の配置（45名／14校）

- ・ 児童生徒に必要な医療的ケアの内容、頻度等状況に応じて配置（年間208日）
- ・ 1日当たり6時間（9時00分～15時00分）
- ・ 対象児童生徒が校外学習等に参加する場合は、看護職員が付き添い、医療的ケアを行う。

※ 医療的ケア
家庭や学校等、医療現場以外で行う医療行為で、日常的・応急的手当ともいう。
例として、たんの吸引、経管栄養、導尿 等

(2) 人工呼吸器対応専任看護職員（非常勤）の配置（7名／5校）

- ・ 保護者と連携を取りながら、児童生徒の状況により1日3時間程度（対象生徒2名あたり1名配置）、専任看護職員が人工呼吸器対応（年間208日）
- ・ 1日当たり6時間（9時00分～15時00分）

※ 人工呼吸器を装着した医療的ケア児への高度な医療的ケア
吸引、経管栄養等の通常の医療的ケアに加え、人工呼吸器の操作等を行う。
人工呼吸器の操作等・・・姿勢変換時の呼吸器の移動や設置、チューブの外れ等への対応、呼吸管理 等

(3) 指導医の委嘱
校長への助言、看護職員への指導：年3回（各学期1回）派遣

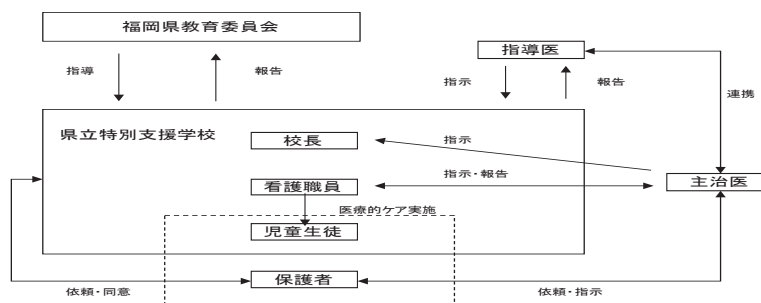
2 看護職員、教員に対する研修
病院・福祉施設と連携した研修を実施

- ・ 看護職員研修 4日間（長期休業中）
- ・ 教員研修 3日間（長期休業中）
- ・ 医療機関における実地研修 2日間

3 運営協議会
医療的ケアの安全実施について総括的に検証・検討

- ・ 医師、看護職員、学識経験者により年2回開催（7月、2月）

【事業スキーム図】



3 事業目標等			H27	H28	H29	H30	R1	R2
成果指標								
医療的ケアを希望する児童生徒に対し、医療的ケアの内容や頻度に応じた、必要数の看護職員の配置	目標		100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績		100%	100%	100%	100%	100%	

【指標の考え方】

- 児童生徒の学校生活における安全を確保するために必要な看護職員を配置することとしている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 医療的ケアを希望する児童生徒に対し、医療的ケアの内容や頻度に応じた必要数の看護職員が配置されており、目標を達成している。
- R1実績については調査中。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校に通学する児童生徒の障がいの状態が重度・重複化、多様化する状況において、医療的ケアの内容も高度化、複雑化しており、看護職員が医療的ケアを実施することで、対象児童生徒が安全に教育を受けることができている。 運営協議会や校長部会での協議や、看護職員又は教員を対象とする関係部局と連携した研修会を通して、校内体制整備の改善・充実が図られている。
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員と教員の明確な役割分担ができている。 看護職員複数配置校においては勤務シフトの工夫等により、校外学習における対応や、会議及び研修に出席できる体制を整えている。

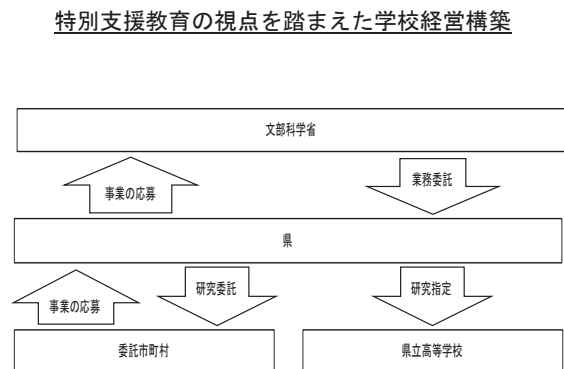
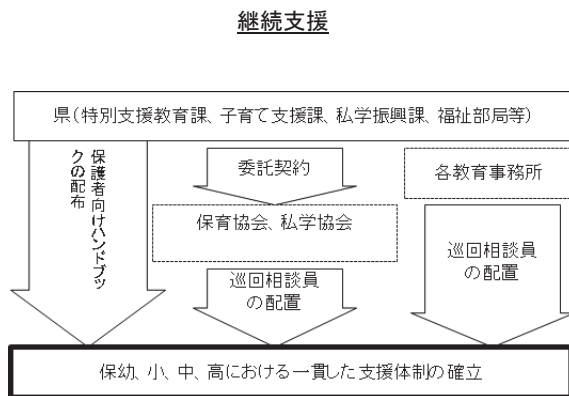
5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	75,273	110,390	176,218	時間	11,784	11,784	12,060
（うち一般財源）	50,480	77,931	131,713	人件費（千円）	48,409	48,409	49,543

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ <input checked="" type="checkbox"/> 拡充） <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 終了（完了） <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校に在籍する児童生徒数が増加する状況で医療的ケアを必要とする児童生徒は一定程度の割合で在籍し、医療的ケアの内容も高度化、複雑化しており、引き続き、児童生徒が安全に教育を受けられる環境を整備する必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> 対象児童生徒数及び1名当たりの医療的ケア数の増加に伴い、必要な看護職員数を配置する。（+29,582千円） 人工呼吸器を装着した児童生徒の増加に伴い、必要な人工呼吸器対応専任看護職員を配置する。（+4,219千円） 医療的ケアを必要とする児童生徒の増加や高度で複雑かつ多様な医療的ケア等に対応するため、新たにリーダーとなる看護職員の配置等を行うことにより、安全・安心な医療的ケアの体制整備及び教育環境の整備を行う。（+31,616千円） 	

事業名	発達障がい児等教育継続支援事業		部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	H23
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	2	特別支援教育の推進

1 事業のねらい・目的	
<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい児等への教育が具体化し継続が図れるよう相談支援体制を構築する。 各学校種（保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校）の個別の支援内容について、相互に円滑な情報伝達を行う。 早期教育相談の実施や合理的配慮の提供により、市町村や学校における支援体制の構築を図る。 特別支援教育の充実に効果的な学校経営の在り方を究明する。 発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する特別支援教育の体制充実に向けて学校の組織強化を図る。 県内全学校での特別支援教育推進体制充実に向け、研究成果を発信し、理解・啓発を図る。 	
2 事業概要	
<p>1 発達障がい児等継続支援</p> <p>(1) 外部専門家による巡回相談の実施 医師、臨床心理士等専門家を学校等へ派遣し、発達障がい（疑い含む）のある幼児児童生徒に関する相談について助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談体制：公立幼稚園、公立小・中学校（義務教育学校含む）、公立高等学校（中等教育学校含む）：各教育事務所に事務局を設置 保育所、私立幼稚園、認定こども園、私立小・中学校、私立高等学校：保育協会、私立幼稚園振興協会、私学協会に事務局を委託 派遣回数：公立幼・小・中学校等・高等学校等：年間535回実施（1回2時間）、私立学校・幼稚園・保育所：年間105回実施（1回2時間） <p>(2) 保護者向けハンドブックの作成・配布 保護者が自治体の教育相談や福祉相談等をする際の相談窓口、自治体でどのような支援が受けられるかなどの情報を盛り込んだハンドブックの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> 配布先：各市町村教育委員会及び幼稚園・保育所、小学校等 <p>2 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築</p> <p>「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（平成29年文部科学省）」の趣旨を踏まえ、委託市町村及び指定県立高等学校での実践的な研究を推進し、研究成果を広報・啓発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村及び県立高等学校の指定 1市町村及び1県立高等学校 学校経営スーパーバイザー（大学教授、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等）の配置 ※委託市町村及び指定県立高等学校に配置 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業運営協議会の開催 委託市町村及び指定県立高等学校でそれぞれ年2回開催 委託市町村及び指定県立高等学校は、1カ年計画で研究を推進する。 令和元年度：学校経営計画立案、校内委員会実施、校内研修会実施、研究成果検証、報告書作成 	

【事業スキーム図】



3 事業目標等																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>目標R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個別の教育支援計画の作成率 (幼児児童生徒の割合) (総合計画)</td> <td>目標</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>94.0%</td> <td>93.6%</td> <td>97.9%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>							成果指標		H29	H30	R1	R2	目標R3	個別の教育支援計画の作成率 (幼児児童生徒の割合) (総合計画)	目標	100%	100%	100%	100%	100%	実績	94.0%	93.6%	97.9%	%	%
成果指標		H29	H30	R1	R2	目標R3																				
個別の教育支援計画の作成率 (幼児児童生徒の割合) (総合計画)	目標	100%	100%	100%	100%	100%																				
	実績	94.0%	93.6%	97.9%	%	%																				
<p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な支援が必要であると考えられる全ての幼児児童生徒について個別の教育支援計画が作成されることを指標とした。 																										
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒の内、個別の教育支援計画の作成について保護者との合意が得られておらず、着手できていないケースがあるため、100%に達していない。今後、そうしたケースについても校内支援のための計画を作成し、支援を行うことをもって作成と考えてよい旨を引き続き周知する。 R1実績については調査中。 																										

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡回相談の効率的な活用により「個別の教育支援計画」の作成率の向上につながっている。 情報引継ぎのツールである就学サポートノート（※）の作成により、各学校等が一貫した取組みを行うことができ、情報引継ぎのシステム化を進めている。 <p>（※）発達障がい児の一貫した支援に必要な幼児期から学齢期における情報（支援内容など）を整理、伝達するためのノートの名称</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教育事務所に設置した巡回相談員を活用することで、効率的に実施することができた。 保護者向けハンドブック及び就学サポートノートの配布については、私学振興課、子育て支援課及び健康増進課と連携して配布を行い、市町村の関係各課を通じて、5歳児のいる家庭や希望する保護者に配布することができた。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	8,721	10,334	10,338	時間	600	600	600
(うち一般財源)	4,779	5,662	5,710	人件費（千円）	2,465	2,465	2,465

6 見直しの内容	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小)</p> <p><input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制が構築され、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう関係部局との連携を図る。 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の保護者が教育相談等を早期に受けることができるための相談窓口等についての情報提供の充実を図る。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営事業については終了し、当該事業の成果を研修会の場で周知するとともに、巡回相談を行う外部専門家が必要に応じて学校の組織的な支援等のアドバイスをを行う形に見直す。(△2,409千円) 県立特別支援学校(聴覚障がい教育部門設置校)に乳幼児相談マネージャーを新たに配置し、聴覚障がいのある乳幼児に係る教育相談や家庭訪問等の巡回支援及び保護者を対象とした学習会等の連絡調整を実施する。(＋2,342千円) 	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高等学校等特別支援教育推進事業	部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	H27
-----	-----------------	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	2	特別支援教育の推進

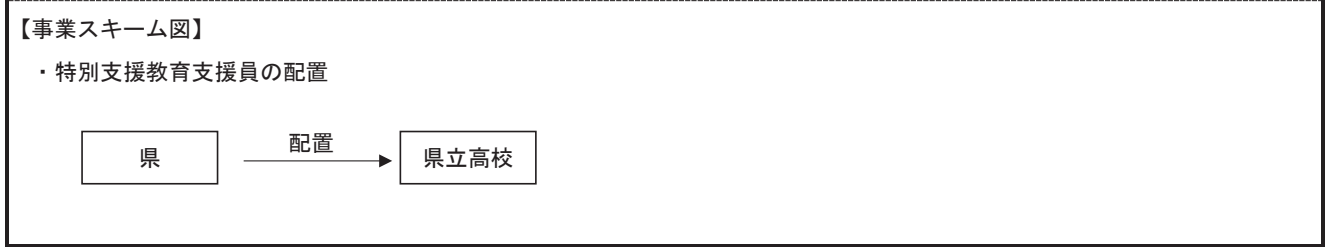
1 事業のねらい・目的

○ 特別支援教育支援員を配置し、特別な支援が必要な生徒に対する介助や学習支援を行うことにより、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を一層充実させ、併せて保護者と教員の負担軽減を図る。

2 事業概要

特別支援教育支援員の配置

- ・特別な支援が必要な生徒に対し、介助や学習支援を実施。(県立高校8校)
- ・授業時の移動介助や学校生活における衣着脱・用便の介助、学習支援やコミュニケーション能力などの社会生活上必要なスキルを身に付けるための支援が可能となる。
- ・特別支援教育について知見のある退職教員や介護の資格・経験を有する者等を想定。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
支援状況に関する所属長の総合評価【優】の割合	目標	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	実績	100.0%	100.0%	63.0%	調査中	

【指標の考え方】

- ・特別支援教育支援員の配置により教員の負担の軽減を図ることから、所属長による総合評価を成果指標とする。
- ・平成29年度までに一定程度の成果が見られたことから、平成30年度以降は、より高い成果を求めるとして、それまでの4段階評価(A~D)の上位(B)以上としていたものから、最上位(優~不可の優)のみを成果指標として設定することとした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・成果指標の考え方を改めたこともあるが、生徒が必要とする支援内容に対する支援が困難であり、特別支援教育支援員の十分な活用が行えなかった場面があった。
- ・R1実績については調査中。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・ 特別な支援を必要とする生徒の介助、学習支援を行うことで校内の支援体制の整備が確立されている。
	【事業の効率性】 ・ 校内委員会の実施や、関係機関との連携により効果的に実施することができている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳 出	17,153	17,796	20,069	時 間	176	176	176
（うち一般財源）	17,118	17,749	20,016	人件費（千円）	724	724	724

6 見直しの内容	
<input type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】	・ 県立高等学校等において特別な支援を必要とする生徒の介助、学習支援の一層の充実を図る必要がある。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育支援員を配置した学校における効果や課題の整理を行い、今後の支援の充実に役立てる。 ・ 特別支援教育支援員の配置にあたっては、特別な支援を必要とする人数や内容等を精査の上で、効果的に配置が行えるよう見直す。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高等学校等通級指導推進事業	部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	H29
-----	---------------	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	2	特別支援教育の推進

1 事業のねらい・目的

小・中学校において通級による指導を受けていた生徒等の学びの連続性を確保するため、高等学校に通級指導教室を整備し、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う。

2 事業概要

○ 高等学校における通級による指導の実施

(1) 通常の教育課程に、生徒の障がいに応じた特別の指導を7単位まで加えることができる。

(2) 通級による指導の対象は、主にLD・ADHDがあり、小学校又は中学校等で「個別的教育支援計画」・「個別の指導計画」に基づく指導を受けていた者とする。

(3) 実施内容

ア 各地区に1校ずつ拠点校を設置して通級による指導を実施する。

イ 各地区の通級指導教室に必要な非常勤講師
北九州地区…2名 福岡地区…1名 筑後地区…1名 筑豊地区…1名

ウ 勤務形態は5時間/日×3日
指導時間は100分(個別学習60分+グループ学習40分)

エ 在籍校における学習支援・生活支援を実施するためのボランティア(8名)を活用する。

オ 外部専門委員会(5名)を設置する。

(4) その他

ア 設備、施設等 … 個別の学習室(パーテーションで区切る等して落ち着いて学習できる空間)等を整備する。

イ 教材、教具等 … タブレット、ソーシャルスキルトレーニング用の教材、各種検査キット

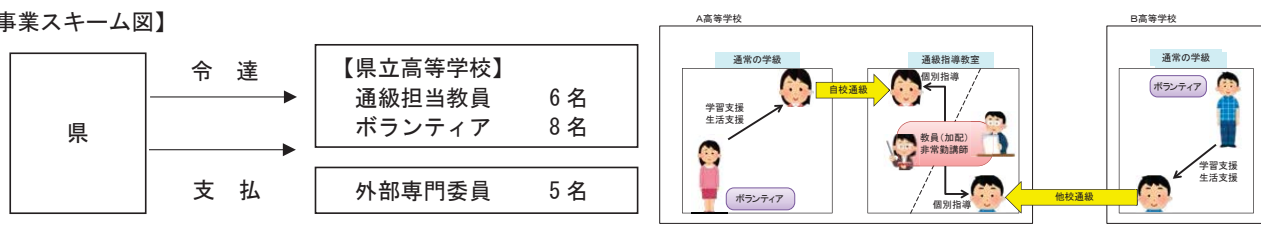
○ 通級による指導を担当する教員の養成及び資質向上

(1) 通級担当者の専門性向上のための研修会参加(年4回)

(2) 在籍学級の担任を交え、連携の在り方についての研修会の実施(年1回)

(3) 在籍学級訪問(年1回)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

(H30まで)

成果指標		H29	H30	R1
通級による指導を受ける生徒の在籍学校における担当教員から見た困難さ	目標	60%	50%	40%
	実績	25%	10%	

(R1から)

成果指標		H29	R1	R2	R3
通級による指導の教育上の効果についての在籍校長の評価	目標		3.2	3.2	3.2
	実績	3.0	調査中		

【指標の考え方】

(H30まで) 教職員に対するアンケート調査において「生徒の学習上又は生活上の困難さが感じられる。」と回答した割合を指標とした(通級による指導により生徒の学習上・生活上の困難さを軽減することを目標として指標を設定した。)

(R1から) 通級による指導に係る客観的な成果指標とするため、他校通級を行う生徒の在籍学校長による評価(4点法)の平均値を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 平成30年度も継続して目標を達成できている。
- R1実績については調査中。

有効性・効率性	【事業の有効性】 障がいに応じた特別の指導（自立活動）を個別に行うことにより、在籍する通常の学級においても必要な支援や配慮を受けることができる体制が確立されている。
	【事業の効率性】 在籍校との連携業務については、在籍学級支援員ではなく、実際に指導を行っている通級担当教員が担った方がより効率的である。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	13,760	13,561	13,556	時間	496	448	448
（うち一般財源）	13,760	13,561	13,556	人件費（千円）	2,038	1,841	1,841

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・個別の支援や配慮事項を在籍校教員と連携・共有する業務は、実際に指導を行う通級担当教員が直接担うこととした方が事業の効率性・有効性がより高められると考えられるため。	
【見直し内容】 ・通級指導教室における非常勤講師及び在籍校におけるボランティア等を十分に活用し、引き続き、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行っていく。	

事業名	特別支援学校専門スタッフ強化事業	部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	H29
-----	------------------	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	2	特別支援教育の推進

1 事業のねらい・目的

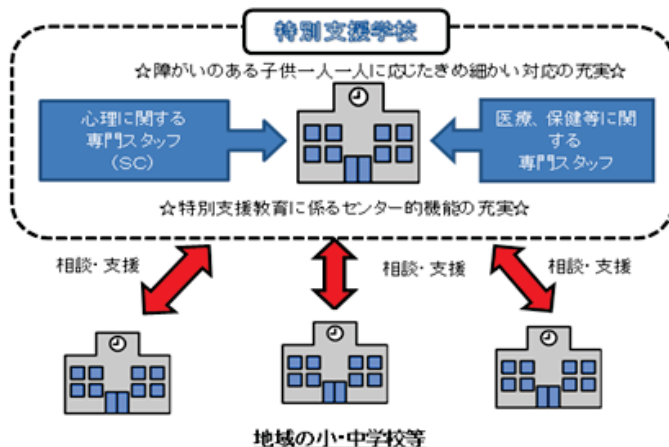
特別支援学校において、医療、保健、心理等に関する有資格専門スタッフを配置・活用することにより、特別支援学校の専門性と組織力の強化を図るとともに、地域内の小・中学校等に在籍する障がいのある児童生徒に対する相談・支援機能（センター的機能）の充実を図る。

2 事業概要

1 医療や保健等に関する専門スタッフの活用
 医療、保健等の専門的な知識・技術等を有する外部専門家を活用し、児童生徒の実態把握や自立活動の指導等に関する専門性を向上するとともに、安心・安全な教育環境を整備する。
 ○ 活用する専門スタッフ：理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等
 ○ 全県立特別支援学校（20校）
 ○ 1校当たり年間6回、1日7時間

2 心理に関する専門スタッフの配置
 臨床心理の専門的知見を有するスクールカウンセラー（SC）を配置し、学校におけるカウンセリング機能や教育相談体制の充実を図る。
 ○ 全県立特別支援学校（20校）に配置
 ○ 1校当たり週7時間、年間35週（5校）…大規模校
 ○ 1校当たり週4時間、年間35週（15校）…その他の学校

【事業スキーム図】



3 事業目標等						
成果指標		H28	H29	H30	目標(R1)	R2
スクールカウンセラーを活用した職員研修を年2回以上実施した学校の割合	目標	—	100%	100%	100%	100%
	実績		75%	75%	調査中	
成果指標		H28	H29	H30	目標(R1)	
スクールカウンセラーを活用した小・中学校等への相談・支援件数	目標	—	60件	120件	180件	
	実績		64件	107件	調査中	
【指標の考え方】						
<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーを活用した職員研修の実施回数について、各校が最低年2回以上行うことを目指す。 ・ 「地域におけるセンター的機能」を果たすため、特別支援教育に関する専門性を有したスクールカウンセラーを活用した地域の小・中学校等への相談・支援（1年目：60件以上、2年目：120件以上、3年目：180件以上）を行うことを目指す。 						
【目標達成状況、未達成のときはその理由】						
<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーを活用した職員研修を年2回以上実施している学校は75%（15校/20校）となっており、目標を達成していないが、スクールカウンセラーの活用の有効性を周知するとともに、職員研修の実施を促すことにより、目標を達成することができると考える。 ・ 目標は達成できていないが相談・支援件数は増加しており、引き続き、地域の小・中学校等へスクールカウンセラーの活用について周知等を行っていく。 ・ R1実績については調査中。 ・ R2年度以降、小・中学校等において、スクールカウンセラーが全校に配置されることに伴い、今後の特別支援教育に関する相談は、小・中学校等に配置されたスクールカウンセラーが当事業のスクールカウンセラーと連携して行うことになるため、小・中学校等への相談・支援件数を成果指標として活用しない。 						

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 外部専門家による医療的な視点での児童生徒の障がい等の状態に関する評価や、スクールカウンセラーによる専門的視点でのカウンセリング等を教員が身近で見ることができるようになったことで、教員の専門性向上につながっている。
	【事業の効率性】 教員の専門性向上が特別支援学校としての組織力強化につながり、結果として地域の小・中学校等に対するセンター的機能の充実にも効果が現れている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	21,078	22,223	22,189	時間	656	656	656
（うち一般財源）	14,211	14,817	14,795	人件費（千円）	2,695	2,695	2,695

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小	
<input type="checkbox"/> 終了（完了） <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止	
【上記の理由】 学校の障がい種又は対象児童生徒の年齢等によって、地域の小・中学校支援の方策が困難なケースがあるため、学校間での取組状況等に関する情報共有を進める必要がある。	
【見直し内容】 活用できる外部専門家について、特別支援学校からのニーズが高い手話通訳士を新たに加えることにより、自立活動の指導等に係る専門性の更なる向上を図る。 スクールカウンセラー連絡会議を開催して効果的な実践事例発表等を行うことにより、情報の共有とより有効な活用促進を図る。 年度当初に実施する特別支援学校校長研修会及び副校長・教頭研修会において成果指標について周知を行うことにより、目標達成に向けた取組みの推進を図る。	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	福岡県体力向上総合推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 体育スポーツ健康課	事業 開始年度	H27
-----	---------------	--	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	2	体力の向上	施策	1	体力向上のための取組みの推進

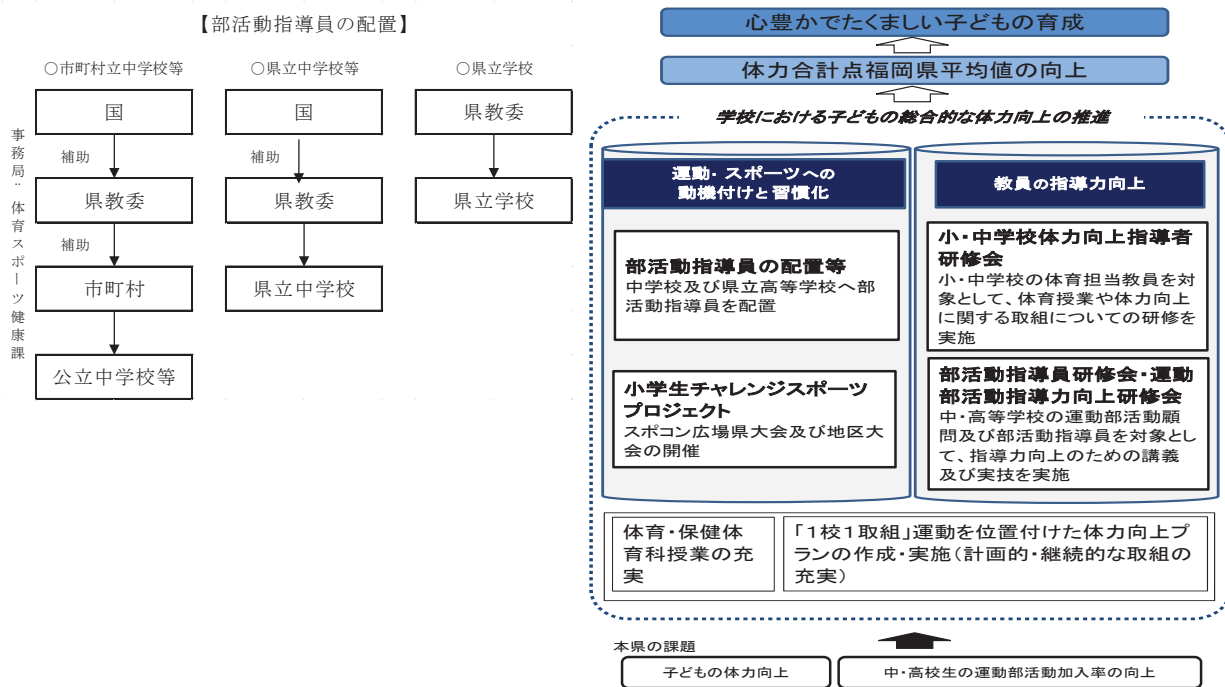
1 事業のねらい・目的

- ・小学校において、児童に基礎的な体づくりの必要性を理解させ、運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図る。
- ・部活動指導員の任用を拡充することにより、より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに、教職員の負担を更に軽減する。
- ・中・高等学校において、魅力ある運動部活動を構築し、運動部活動加入率を向上させるとともに、生徒や保護者の多様なニーズに応じた運動部活動の環境を構築する。(R1年度目標：中学校63.3%以上 高等学校50.0%以上)
- ・運動部活動に係る諸課題を解決し、生徒や保護者の多様なニーズに対応する運動部活動の指導体制を構築する。

2 事業概要

- 小学生チャレンジスポーツプロジェクト
「スポコン広場」地区大会及びチャレンジランキング大会の開催、及びスポコン広場への取組の表彰
- 部活動指導員の配置
・政令市を除く市町村立中学校(100校)、県立中学校(5校)及び県立高等学校等(95校)の部活動に各2名配置(年45回) 土日、祝日、長期休業中等の学校休業日の活動に配置(大会及び練習試合等の単独引率も可)
・県立特別支援学校において平日に部活動を実施している中学部(5校)・高等部(11校)に各2名を配置(年35回)
- 部活動指導員等の研修
・部活動指導員に対し、運動部活動の適切な運営、学校教育の一環としての部活動の在り方、生徒理解に基づく指導法やスポーツ医・科学に立脚した指導法等に関する研修会の開催(年2回)
・部活動の経験の浅い顧問や競技歴のない顧問に対し、スポーツ医・科学に立脚した指導方法等に関する研修の開催(年4回)
- 運動部活動の在り方に関する調査研究委員会
・本県の中学校における運動部活動の指導体制の在り方について協議する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等		H27	H28	H29	H30	R1	R2
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の県平均値 (公立学校) (総合計画)	目標	小：男子53.80 女子55.18 中：男子41.89 女子49.08	小：男子53.92 女子55.54 中：男子42.13 女子49.56	小：男子54.16 女子55.72 中：男子42.11 女子49.97	小：男子54.21 女子55.90 中：男子42.32 女子50.61	小：男子53.61 女子55.59 中：男子41.69 女子50.22	全区分 全国平均値 以上 (毎年度)
	実績	小：男子54.05 女子54.76 中：男子41.56 女子48.16	小：男子54.73 女子55.51 中：男子42.65 女子49.00	小：男子55.01 女子55.88 中：男子43.26 女子50.30	小：男子55.25 女子56.32 中：男子43.55 女子51.25	小：男子54.41 女子55.96 中：男子43.20 女子50.52	
運動部活動加入率 (中学校)	目標	60.8%	62.0%	63.3%	63.3%	63.3%	63.3%
	実績	59.3%	59.1%	59.1%	58.6%	57.5%	
運動部活動加入率 (県立高校)	目標	48.0%	49.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
	実績	47.6%	49.6%	48.4%	48.3%	47.5%	

【指標の考え方】

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の全国平均値と県平均値を比較することで本県の体力の現状を把握する。
- ・平成29年度までの計画で加入率が達成できなかったため、目標値は維持することとし、運動部活動加入率（中学校・高校）の向上を図る。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和元年度においても全国体力・運動能力、運動習慣等調査における福岡県の体力合計点が全区分で全国平均点を超えた。
- ・令和元年度、運動部活動加入率は、中学校男女及び高等学校男女の加入率の低下に伴い、目標値を下回った。生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部が少ないことや少子化に伴い部活動数が減少していることが低下の要因と考える。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度においても全国体力・運動能力、運動習慣等調査における福岡県の体力合計点が全区分で全国平均点を超えた。 ・記録に挑戦する楽しさ等を味わわせることで、運動への動機付け、習慣化を図ることができた。 ・専門的指導ができる中・高等学校の運動部活動顧問の不足を補うことで、生徒のニーズに応えることができた。 ・児童が意欲的に取り組む運動機会を提供することで、運動習慣を定着させることができる。
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容を現場のニーズや課題に合わせて改善を図ることで、研修の充実を図ることができる。 ・外部指導者・部活動指導員を派遣することで、学校において指導者(教員)が不足している運動部活動の補填を行うことができる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	29,029	78,389	147,312	時間	2,696	3,000	3,338
(うち一般財源)	27,894	65,317	119,809	人件費（千円）	11,076	12,324	13,713

6 見直しの内容	
<input type="checkbox"/> 継続 (<input type="checkbox"/> 拡充) <input type="checkbox"/> 終了 (<input type="checkbox"/> 完了)	改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施により、本県児童生徒の体力は向上傾向にある。体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」の重要な要素である。今後、さらに体力の向上を推進していくことは大変重要であるとする。また、部活動指導員の配置により、教職員の負担軽減を図っているが、人数も時間数も現状では足りていないため、市町村及び県立学校への部活動指導員の配置数を増やす。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員の配置数を各校1名ずつ増員 (+68,923千円) 	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ふくおかアスリート育成強化事業 (旧 女性アスリート育成事業、 ジュニアアスリート育成強化事業)	部課(室)	教育庁教育振興部 体育スポーツ健康課	事業 開始年度	H29
-----	--	-------	-----------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の 国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	2	大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポー ツの振興による地域活性化	施策	1	県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進

1 事業のねらい・目的

- ・タレント発掘事業とジュニア選手所属団体が行う育成を効果的に機能させる。
- ・優秀なジュニアアスリートに対し、早期からトップレベルの競技体験をさせ、国際競技力の向上、成長の可能性の幅をひろげる。

2 事業概要

福岡県体育協会への委託事業として (1)・(2) を実施、福岡県選手強化推進実行委員会の補助事業として (3) を実施

(1) ジュニアアスリート育成強化システム整備事業

①指導者の育成を通じたジュニアアスリート育成強化システムの構築

- ・中央競技団体等が行う研修会に各競技団体(26団体)のジュニアアスリート指導者を派遣するとともに、県内の指導者に研修内容の共有を図る。

②有望な競技者や指導者を招聘

- ・有望な競技団体(5団体)が、世界レベルで活躍するトップアスリートや優秀な指導者を招聘した練習会等を実施する。

③国際的な競技経験を高めるために有望な競技団体を海外遠征へ派遣

- ・優秀選手を育成する強化体制を備えた競技団体が、指導者・強化担当者及び選手(原則として中学生)を海外に派遣する。

(2) ジュニアアスリート育成環境整備事業

- ・使用する競技用具の性能や操作性によって競技結果が左右される競技団体の競技用具等を整備する。

(3) トップアスリート育成強化事業

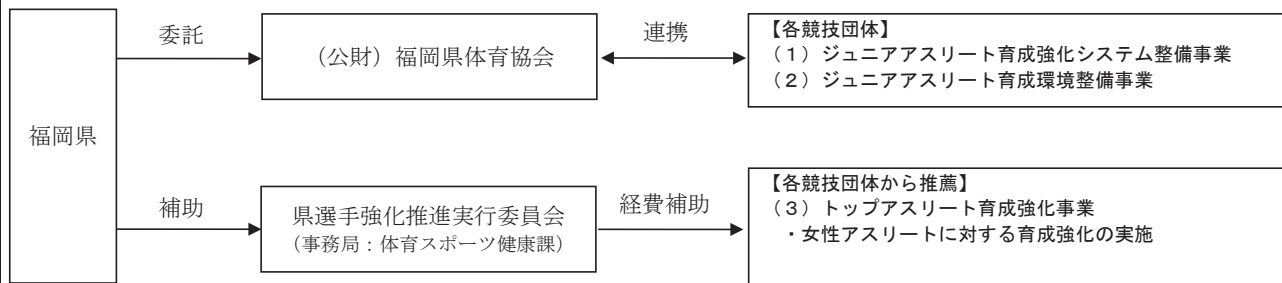
①高校生アスリートへの海外遠征支援

- ・国際大会への出場可能性が高いものの、十分な支援が行き届いていないアスリート個人に対して海外遠征等の実施を支援する。

②女性アスリートに対する育成強化の実施

- ・女性アスリートに対する強化拠点の整備
- ・女子競技遠征・主要大会参加及び女性トップ選手の招聘
- ・女性コーチサミットの開催

【事業スキーム図】



県選手強化実行委員会は、県教育委員会と県体育協会との密接な連携のもと組織。会長に教育庁教育振興部長をあて、行政、県体育協会、競技団体、学識関係者から副会長・委員等14名で構成し、事務局を体育スポーツ健康課に置く。

3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2
国民体育大会における男女総合成績順位（総合計画）	目標	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内
	実績	9位	8位	11位	
国民体育大会における少年種別男女成績順位	目標	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内
	実績	8位	8位	9位	

【指標の考え方】

・国民体育大会入賞者は、国のトップレベルの選手であり、オリンピック出場の可能性が高いため。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年度 第74回国民体育大会 天皇杯（男女総合成績）11位

○来年度、本国体を控えている鹿児島が力をつけてきており、九州ブロック大会において本国体への出場数が大きく減少したことが大きな原因と考える。しかし、本国体においては、団体種目の優勝数が6団体と増え、個人種目でも入賞者が前年に比べ20名増と、非常に増加しており、事業の効果が得られている。

4

【事業の有効性】

国際的に活躍するジュニアアスリートや、女性アスリートを育成することで、2020東京オリンピック大会等に本県選手を輩出することができる。また、ジュニアアスリートや女性アスリートの育成強化のレベルアップを図り、国民体育大会でも上位入賞する選手を育成することができる。

有効性
・
効率性

【事業の効率性】

競技団体と連携した強化拠点の整備や有望選手の発掘を実施したことで、効率的な事業運営を行った。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	53,269	62,337	63,275	時間	563	759	770
（うち一般財源）	42,930	37,655	53,216	人件費（千円）	2,313	3,118	3,163

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

本事業は、優秀なジュニアアスリートに対し、早期からトップレベルの競技体験をさせ、国際競技力の向上、成長の可能性の幅をひろげることで、国際大会等世界の舞台で活躍するなど、スポーツの力で県民に夢や感動を与えることができるトップアスリートを輩出することにつながる、大変効果的な事業で、継続する必要がある。

【見直し内容】

一部の競技について高校生アスリートの海外遠征先を再検討し、他国の優秀なコーチに指導を受けるなど、より充実した練習環境の構築を目指す。このことにより、強化指定者自身の競技に対する意識がいつそう高まり、練習への意識や取り組み方が向上する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	地域学校協働活動事業		部課(室)	教育庁教育振興部 社会教育課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、 将来にむかってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	1	学力の向上	施策	1	確かな学力向上のための取組みの推進

1 事業のねらい・目的

学校だけが子どもを育てる役割と責任を負うのではなく、これまで以上に学校、家庭、地域の連携・協力を図ることで、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えとともに、地域学校協働活動(学校支援・学習支援・体験活動等)を県域的に推進し、次の4点に資する。

- 学校支援・学習支援等による、子どもの学力向上
- 地域人材の協力を得て学校支援を実施することで、教師の働き方改革を推進し、教師が子どもと向き合う時間の確保
- 地域全体で子どもを育てる仕組みづくりと地域における人づくり・絆づくり
- 放課後等における学習支援・体験活動の実施による、安全安心な放課後の居場所づくりと子育て世代の働きやすい環境づくり

2 事業概要

1 地域学校協働活動の推進

地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動推進員(コーディネーター)が学校との連絡・調整及び各活動の企画・推進等を総合的に行うことで、**学校支援、放課後等の学習支援・体験活動**を円滑に実施する。

(1) 市町村の校区等における地域学校協働活動の実施(市町村への補助事業)

- ①学校支援 学校の諸活動を支援することを目的とし、教育活動スタッフが授業の補助や教員の業務補助、登下校の見守り、学校環境整備等を行う。
- ②学習支援 学力向上や学習習慣の定着を目的とし、放課後等に学習支援スタッフが児童に対し、補充学習、検定挑戦、音読及び群読等を行う。
- ③体験活動 スポーツや遊びなどの体験活動の実施を目的とし、放課後等に体験活動スタッフが児童にスポーツや様々な遊びの指導等を行う。

(2) 県立特別支援学校における地域学校協働活動の実施(県直執行)

学校支援 県立特別支援学校(初等中等部)16校において「地域学校協働本部」を設置し、地域学校協働活動推進員が学校との連絡・調整を行い、各活動の企画・推進等を総合的に行う。

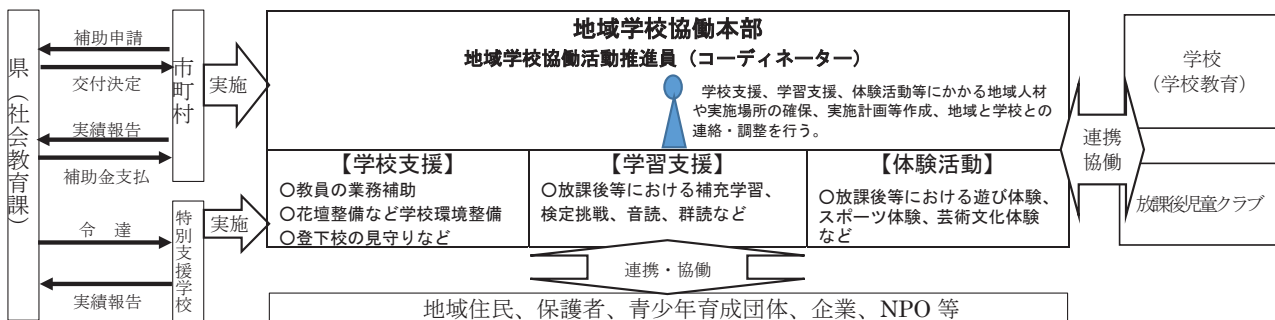
2 地域学校協働活動推進員等研修会の開催

県が、地域学校協働活動推進員等研修会を開催し、地域学校協働本部における地域学校協働活動推進員等の資質の向上を図る。

3 学習支援スタッフ等研修会の開催

県が、学校支援・学習支援スタッフ研修会を開催し、スタッフの資質向上を図る。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
地域学校協働本部の設置市町村数	目標	20	30	40	46	51	57
	実績	29	35	39			

【指標の考え方】

- ・令和4(2022)年度までに、県内全市町村(指定都市・中核市を除く)での設置を目指す。
- 令和元(2019)年度までに、40市町村の設置を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・H30年度は、30市町村へ地域学校協働本部の設置を目標に掲げており、実績として35市町村へ本部を設置した。
- ・R1年度は、目標の40市町村に対し、39市町村とわずかに下回っている。
- ・地域学校協働本部未設置の市町村に対して取組みの広報・啓発、奨励を行ってきたが、同様の取組を既に実施している等の理由から本部としての設置にまでは至っておらず、目標達成には至らなかった。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>(1) 地域住民が学校との連携・協働により、子どもの教育に関わろうとする意識を高め、地域ぐるみで子どもの学力向上や教育環境の醸成に資する。また、保護者が子育てしながら働きやすい環境をつくることができる。</p> <p>(2) 地域学校協働活動推進員が中心となって地域学校協働活動を実施し、地域住民等と学校との連絡・調整及び各活動の企画・推進等を行うことで、学校支援活動及び放課後等の学習支援や体験活動をスムーズに行うことができる。</p> <p>(3) 令和元年度全国学力・学習状況調査の結果、小学校では、国語は平均で全国を上回っており、算数は全国平均である。中学校では、英語（話すこと）以外は全国平均を下回っているものの、国語、数学は経年的に改善傾向が継続している。今後も引き続き、学習習慣の定着や学力向上に寄与していく。</p> <p>(4) 学校支援・放課後の学習支援は、教職員の働き方改革取組指針にも示すとおり、授業の補助や環境整備等に地域住民等が参画することで、教職員の負担が実質的に軽減される。また、放課後の学習支援として、予習・復習や宿題等の補充学習に取り組むことで、「子どもと向き合う時間」が確保される等学校教育の質の維持・向上に繋がる。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>令和元年度は社会教育主事等による広報活動等により39市町村で実施。昨年度までの2年間で大幅に実施市町村や実施校区数が増加しており、順調に地域学校協働活動の効果や有効性の理解が図られていると考える。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	83,892	67,834	153,374	時間	425	445	480
（うち一般財源）	44,149	34,492	77,346	人件費（千円）	1,746	1,829	1,972

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（ ） <input type="radio"/> 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（ ） </p>		
【上記の理由】	<p>国の補助金を活用してH29年度から地域学校協働活動を実施しているが、R1年度の実施校数は、約1.5倍に拡大している。学校支援による教職員の負担軽減、放課後の学習支援等による補習授業による学力の向上、地域住民の居場所作り等の事業効果が期待できることから、市町村からのニーズが非常に高まっており、本事業の一層の充実が必要である。また、地域で子どもの成長と学校を支える体制を整えるために、地域学校協働活動とコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との一体的な推進について市町村を支援する必要がある。</p>		
【見直し内容】	<p>○全市町村での取組実施に向けて、地域学校協働本部未設置市町村への支援の強化を実施。（+85,540千円）</p> <p>○市町村への補助額の公平性を担保するよう見直しを行う。</p> <p>○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との一体的な推進を支援するための補助要件の見直しを行う。</p> <p>○他課との連携を図りながら、市町村が活用しやすい支援制度へ見直しを行う。</p>		

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	子どもの読書活動推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 社会教育課	事業 開始年度	H30
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向けてはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	7	読書活動の充実

1 事業のねらい・目的

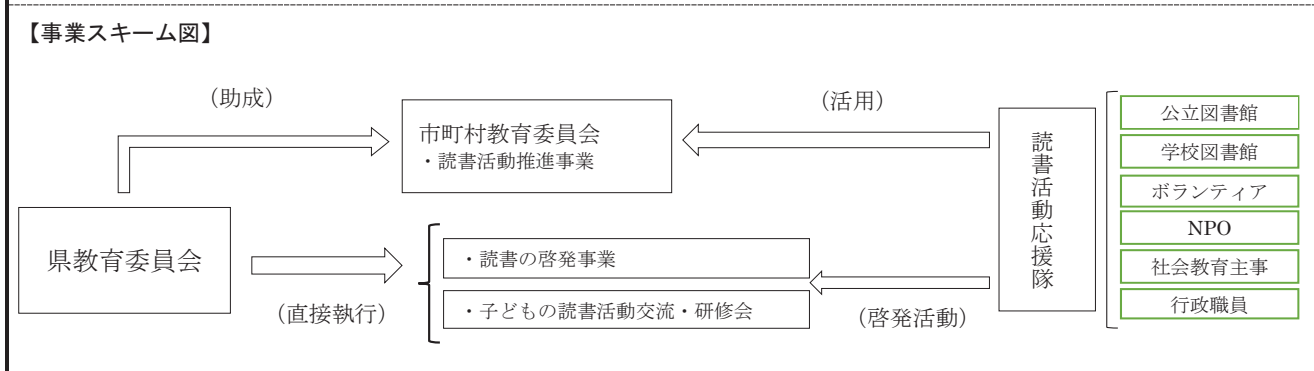
○ 読書活動は、子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにする上で、欠くことのできないものである。そのため、発達段階に応じた読書活動の取組を段階的・継続的に実施することで、読書習慣の定着と学校・家庭・地域における読書環境の充実を図る。また、読解力、語彙力、思考力など学力向上の基盤となる基礎的な能力を養う。

2 事業概要

○ 読書活動応援隊を活用した子どもの読書活動推進事業の実施

(1) 読書の啓発事業の実施
 小学校低学年の子どもを持つ保護者への啓発事業
 読書活動応援隊(※1)による読書の意義と重要性の啓発、読み聞かせや家庭での読書「うちどく」の手法の伝授(入学説明会・保護者集会・学習発表会等)
 ※1 読書活動応援隊とは、公立図書館が把握している子どもの読書活動を推進するボランティア団体、県社会教育主事、市町村職員、NPO等からなるチーム(活動内容により、小学生読書リーダー、中学生読書活動サポーター(※2)養成講座等の修了者も含む)。
 ※2 小学生読書リーダー、中学生読書活動サポーターとは、所定の養成講座を修了した児童・生徒

(2) 読書交流事業の実施
 ① 読書活動応援隊を活用した市町村が実施する読書活動への支援
 [活動例]
 ・家庭での読書「うちどく」 ・小・中学生への読み聞かせ ・小・中学生に対するストーリーテリング
 ・小学生読書リーダー、中学生読書活動サポーター養成 ・中学生の小学生に対する読み聞かせやブックトーク
 ・小・中学生合同のビブリオバトル ・公立図書館を活用した子ども司書体験 等
 ② 子ども読書活動交流・研修会
 ・小・中学生によるビブリオバトルやブックトーク等の実演 ・市町村における読書活動の取組の実践発表
 ・外部講師による講演



3 事業目標等

成果指標		基準H29	H30	R1	R2		
小学生の不読率	全国	20.5%	18.7%	18.7%	全国平均		
	福岡	22.7%	21.4%	21.0%			
中学生の不読率	全国	35.6%	32.9%	34.8%	全国平均		
	福岡	40.4%	37.2%	39.2%			

【指標の考え方】
 ・一日当たりまったく読書をしない児童生徒の割合(不読率)について、継続的に全国平均未満を目指す。(全国平均については、全国学力・学習状況調査結果を参照する)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・小学生については、改善傾向にあるが、中学生については、その傾向が見られず、事業目標は未達成である。
 <理由>
 ・小学校から中学校段階への継続的な読書活動の啓発が不十分である。
 ・市町村への読書活動応援隊を活用した活動事例等の説明が不十分で、交流事業実施市町村が少なかったため、中学生を対象とした読書啓発の機会が限られた。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発事業によって読書応援隊が派遣された小学校数 46市町村 129校(455校中) 実施率28% (3年間ですべての小学校での実施を計画) 104名の読書ボランティアが、読書活動応援隊として啓発事業へ従事 交流事業に取り組んだ市町村数 24市町で実施 主な活動内容の充実 (うちどく、小学生リーダー養成、中学生サポーター養成、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル等) 啓発事業によって読書応援隊が派遣された小学校へのアンケート 「保護者の反応：とても良かった86%」 「次回も活用したい：活用したい100%」 子どもの読書活動交流・研修会における実演・実践発表の参考度 「実演・実践発表は参考になったか：参考になった100%」
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発事業では、読書ボランティアによる「読書応援隊」を既存の読書ボランティアや読書団体に担っていただくことで、円滑な組織化を図ることができている。 交流事業においては活動内容に幅をもたせることで、実施市町村のニーズや課題に応じた取組みにつなげることができている。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	7,436	6,149	5,092	時間	370	370	370
(うち一般財源)	7,436	6,149	5,092	人件費(千円)	1,520	1,520	1,520

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 <input checked="" type="radio"/> 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「不読率」の低下に向けて、長期的な取組が必要であり、本事業をきっかけとした保護者による子どもの読書活動への理解と協力とともに、家庭等における読書活動の充実につなげていく必要がある。また、読書活動は子どもの言語能力の向上に資する取組みであることから本事業を継続実施する。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発事業について、事業の対象を「小学生の保護者」へと、5・6年生の保護者に対しても読書の効果や重要性等を啓発していくことで、中学校における不読率の低下につながるよう見直す。 交流事業について、これまでの市町村における本事業の活用状況を鑑み、事業費を削減し適正な運用を行う。(▲1,057千円) 交流・研修会について、各教育事務所管内等に分けて開催することで、図書館関係者、学校図書館関係者、読書ボランティア、保護者、児童・生徒等の参加が容易にできるようにするとともに、読書を通じたネットワーク構築の機会とする。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	家庭教育支援チーム設置事業	部課(室)	教育庁教育振興部 社会教育課	事業 開始年度	H29
-----	---------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来にむかってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	4	学校、家庭、地域の連携協働	施策	2	家庭教育支援の充実

1 事業のねらい・目的

福岡県と福岡県教育委員会が地域の子育て・家庭教育に関する人材育成や情報共有等の連携を行い、地域の子育てマスターや社会教育主事、保育士、保健師などによる「家庭教育支援チーム」を組織し、各種検診や公民館講座等において、学力向上の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣の確立のための学習機会の提供等を通じて、すべての保護者が安心して子育てや家庭教育が行える地域づくりに資する。

2 事業概要

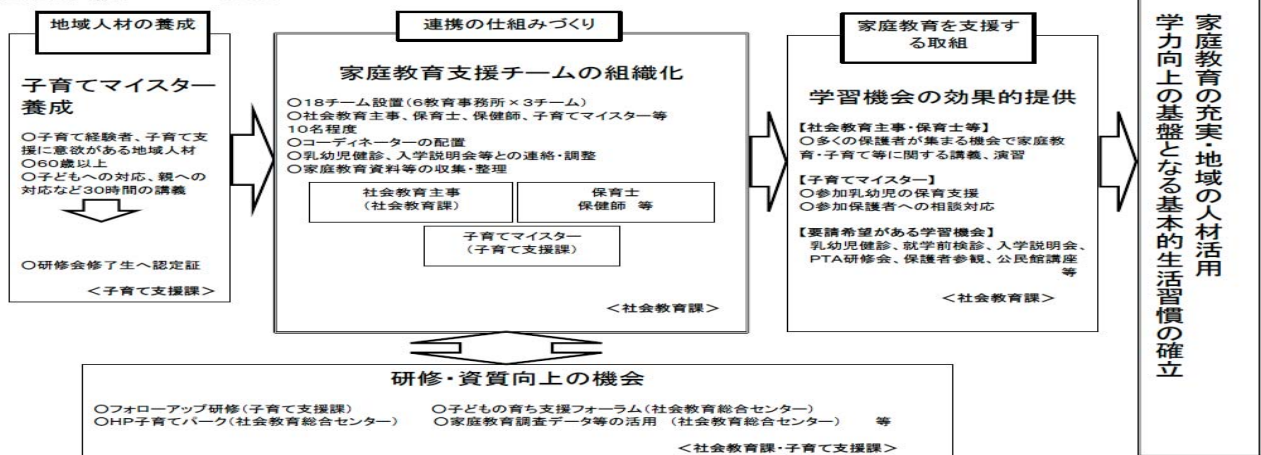
○ 家庭教育支援チームの設置及び派遣

- ・ 家庭教育支援チームは、コーディネーター・社会教育主事（社会教育課）・子育てマスター（子育て支援課）・保育士、保健師（市町村）等から構成され、その中から派遣内容に応じて毎回4名程度のメンバーを選び派遣する。
- ・ コーディネーターは、家庭教育支援チームを派遣するための連絡・調整を行う。
- ・ 派遣メンバーは、各種検診、公民館講座、子育てサークル、学校やPTA等において、講義・演習等を行う。
- ・ 県内に18チーム設置する。（6教育事務所×3チーム）

※ 予算は国庫補助「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用（国1/3・県2/3 ※都道府県事業として実施）

【事業スキーム図】

家庭教育支援チームの考え方



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1
チームによる学習機会を提供した市町村数	目標	30	45	57
	実績	41	51	57

目標（数値指標の考え方） (見込み)
 ・ 3年間で県下全57市町村（指定都市・中核市を除く）での学習機会の提供を目指す。

【工程表】

項目	具体的内容	H29	H30	R1
家庭教育支援チーム設置	家庭教育支援チームの設置し、学習機会の提供を行う。			→

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・ 各年次で目標値は越えており、本年度で県内57市町村（指定都市・中核市を除く全市町村）への家庭教育支援チームの派遣及び学習機会の提供については達成できる見込み。

4	有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「家庭教育支援チーム」を6教育事務所が所管する市町村規模に応じて県内に18チーム組織設置したことにより、市町村のニーズに応じた派遣を行うことができた。 ○ 各チームにより異なるが、家庭教育支援チームの構成員として、社会教育主事や地域の子育てマイスター、保育士、保健師、看護師、現役教員、フードマイスター、心理カウンセラー、絵本コンシェルジュなど様々な専門家が在籍しており、要請された内容について具体的に情報提供できる場となった。 主な場：乳幼児検診や入学説明会、PTA研修会、保護者参観日 等 主な内容：基本的な生活習慣づくり、絵本の読み聞かせの仕方、食育の大切さ、子どもとの関わり方（スキンシップの大切さ）、効果的なほめ方叱り方、インターネット・ゲーム・スマホについて、育児・子育て悩み相談 等 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H29</td> <td>H30</td> </tr> <tr> <td>派遣回数</td> <td>163回</td> <td>296回</td> </tr> <tr> <td>参加者合計</td> <td>5,815名</td> <td>9,294名</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 参加者アンケート調査の結果から、支援チームが情報提供した内容の有効性が示された。 <ul style="list-style-type: none"> ・「今回の内容は今後の子育てや子どもとの接し方などの参考になりましたか」 とても参考になった81% 参考になった19% あまり参考にならなかった0% ・「今回の内容を今後の子育てや子どもとの接し方などに生かしていこうと思いますか」 積極的に生かす55% 生かすよう努力する44% あまり生かせそうにない1% 生かそうとは思わない0% 		H29	H30	派遣回数	163回	296回	参加者合計	5,815名	9,294名
			H29	H30							
派遣回数	163回	296回									
参加者合計	5,815名	9,294名									
<p>【事業の効率性】</p> <p>各市町村への事業内容の必要性について周知を図ることができた。 しかし、各市町村全体への波及効果（市町村独自で家庭教育支援チームを設置すること等）については、十分とはいえない状況である。</p>											

5	事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
	歳出	3,952	4,082	—	時間	370	370	—
	（うち一般財源）	2,636	2,722	—	人件費（千円）	1,520	1,520	—

6	見直しの内容	<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
	【上記の理由】	<p>令和元年度中に、成果指標にあげた57市町村への学習機会の提供は達成できる見込みである。しかし、事業目的である全ての保護者が安心して子育てや家庭教育が行える地域づくりとなったかについては課題が残る。 個別訪問等、家庭教育支援に対する市町村ニーズは高く、より個別の要望に応じる市町村の家庭教育支援チームとして設置していく必要がある。</p>
	【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、個別訪問等の多様なニーズに対応でき、情報を届けたい家庭に届けることができる市町村単位の家庭教育支援チームの設置支援を検討する。 ・ 初めの学習機会の提供から継続的な関わりを持ち、学習者を組織化（チーム化）していくことを目指し、現家庭教育支援チームのメンバーをそのコーディネーター役として効果的な活用を進める。

事業名	犯罪被害者対策強化事業	部課(室)	警察本部総務部 被害者支援・相談課	事業 開始年度	H19
-----	-------------	-------	----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	8	治安を確保するための基盤の充実・強化

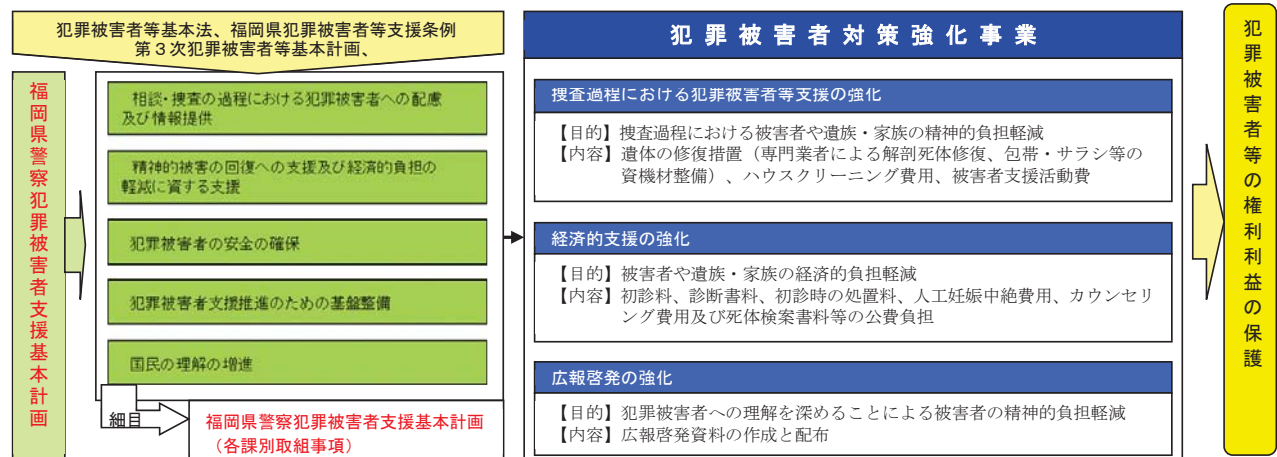
1 事業のねらい・目的

犯罪被害者等基本法、福岡県犯罪被害者等支援条例、第3次犯罪被害者等基本計画、福岡県警察犯罪被害者支援基本計画に基づく各種施策を実施し、更なる犯罪被害者支援を充実させることで、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。

2 事業概要

- (1) 捜査過程における犯罪被害者等支援の強化
 犯罪被害に遭った後の捜査過程において、犯罪被害者等の二次的被害を防止することが求められている。よって、検視や司法解剖に関する適切な説明や専門業者による遺体修復措置等を行い、また証拠品を還付する際の専用の手提げ袋を用意するなどし、犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図る。
 - ・ 検視等に関する情報提供の充実（リーフレットの作成、配付）
 - ・ 解剖死体修復費及び死体修復資機材費
 - ・ ハウスクリーニング費用
 - ・ 被害者支援活動費（証拠品返還用手提げ袋費用、飲食費、旅費）
- (2) 経済的支援の強化
 犯罪被害者やその家族（遺族）が自己負担している医療費等を公費負担することにより、精神的・経済的負担の軽減を図る。
 - ・ 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費
 - ・ 人工妊娠中絶費用（性犯罪被害者）
 - ・ 身体犯被害者の初診時医療費等
 - ・ カウンセリング費用
 - ・ 死体検案書料（解剖死体）
- (3) 広報啓発の強化
 犯罪被害者は勿論、県民（犯罪被害者の周囲）に犯罪被害者への理解を深めてもらうことにより、被害者の二次被害の防止等、精神的負担の軽減を図る。
 - ・ 保護者向け、外国人向けのリーフレット、性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」ポスター作成費

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
職員に対する教養の徹底回数	目標	35回	35回	35回	35回	35回	35回
	実績	73回	54回	43回	66回	73回	
市町村広報紙掲載回数	目標	60回	60回	60回	60回	60回	60回
	実績	38回	42回	40回	38回	43回	

【指標の考え方】

- ・ 本事業は、県警、知事部局、市町村、民間犯罪被害者支援団体等が一体となった総合的かつ計画的な取組みにより犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることが目標であることから、具体的な成果指標は設定していない。
- ・ なお、平成25年からは、取組指標として、職員に対する教養の徹底（全警察署各1回（合計35回））及び制度の周知を図るための積極的な広報啓発活動の推進（市町村広報紙掲載60回）を設定している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和元年中の「職員に対する教養の徹底回数」は73回であり、目標回数（35回）を上回っているが、今後も計画的に実施予定である。
- 令和元年中の「市町村広報誌掲載回数」は43回で、目標回数（60回）には至らなかった。
目標回数の未達成の理由は、自治体広報誌掲載スペースの確保がかなわなかったなどの理由によるものであるが、その代替として、自治体のホームページ、自治体広報誌以外の地域情報誌、回覧板、ラジオ、ケーブルテレビ等を利用し広報啓発活動を行っている。
- 本事業の活動結果（年度単位での算出、事業開始年度との比較）
 - ・ 性犯罪被害者に係る緊急避妊等に対する支援 (H19) 94件 → (H30) 98件 (+4件)
 - ・ 身体犯被害者に係る医師検診に対する支援 (H21) 19件 → (H30) 62件 (+43件)
 - ・ 死体解剖時における死体検案に対する支援 (H21) 94件 → (H30) 354件 (+260件)
 - ・ 検視等に関する情報提供（リーフレットの作成） (H19) 5,500部 → (H30) 4,000部 (-1,500部)
 - ・ 解剖に係る死体の修復等に対する支援 (H21) 686件 → (H30) 661件 (-25件)
 - ・ カウンセリングに対する支援 (H29) 34件 → (H30) 65件 (+31件)

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

- ・ 犯罪被害者等への支援は、常に、全国的に均一で高水準で受けられること及びその充実を図っていくことが求められており、本県においても、平成19年以降順次、犯罪被害者等が自己負担していた各種費用の公費支出制度を整備してきたことで、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減や安全の確保につながっている。
平成29年度からは、カウンセリング費用の公費負担制度を整備、令和元年度からは、被害者の支援活動時に必要な費用に資することが可能な被害者支援活動費や県民の被害者支援への理解を深めるための広報啓発資料を整備するなど、犯罪被害者等のさらなる負担軽減につなげている。
- ・ 犯罪被害者等への支援を充実することで、潜在化しがちな性犯罪等の届出を促進し、被害者の負担を軽減するとともに、ひいては、認知した事件の検挙を通じて、新たな被害を防止することも可能となり、犯罪抑止の面からも有効である。
- ・ 犯罪被害者支援協議会や民間犯罪被害者支援団体等の関係機関との連携のほか、県内の大学生に対する講義を始め、毎年11月を犯罪被害者支援活動等に関する広報月間として事業の周知徹底を図り、各種制度の活用実績も伸びている。

※ 犯罪被害者支援協議会での取組状況

犯罪被害者支援協議会は、警察署ごとに、犯罪被害者支援に関わる機関・団体によって構成されており、そのメンバー間の連携や具体的事案への対応能力の向上が求められている。

よって、平成23年からは同協議会において、具体的事例に基づき、被害直後から時間の経過に伴って被害者がどのような支援を必要とし、どの機関がいかなる支援を行っているかについて検討する被害者支援シミュレーションを導入している。

また、犯罪被害者が直面している法的・民事的問題を解消するため、各警察署犯罪被害者支援協議会（県下33協議会）において、平成26年から、福岡県弁護士会犯罪被害者支援に関する委員会所属弁護士の参画を促し、同協議会の活性化と被害者支援の充実強化を図っている。

【事業の効率性】

- ・ 個別の事業ごとに、公費支出の適用除外規定（被害者に犯罪を誘発又は容認する行為があった場合等）も設けられており、真に支援を必要とする被害者に対する事業を推進している。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	15,887	21,503	24,202	時間	37,512	35,672	35,672
（うち一般財源）	7,977	11,219	12,785	人件費（千円）	154,100	146,541	146,541

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加え、被害後も、経済的負担や深刻な精神的被害といった二次的被害に苦しんでいる状況にあることから、今後も本事業を継続する必要がある。

（費用対効果の向上）

本事業は出来る限り全国的に同水準で行われることが求められている。今後、更に犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るために今年度から改正、拡充したについての支援事業及び既存の支援事業が、犯罪被害者等のニーズに即して適切に適用されるよう、職員への教養を更に徹底していく。

（部局間の調整・連携）

警察署ごとに設置されている犯罪被害者支援協議会や福岡県犯罪被害者支援協議会（事務局：人づくり・県民生活部生活安全課）の参加機関・団体、市町村等の相談窓口とも更に連携し、本事業をはじめ、情報提供活動、性犯罪捜査官の活用、民間犯罪被害者等支援団体との連携によるきめ細かな犯罪被害者支援、各種犯罪被害者支援施策の広報に努める。

事業名	防災危機管理体制整備事業	部課(室)	警察本部総務部 情報管理課	事業 開始年度	H26
-----	--------------	-------	------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	1	災害に強いまちをつくる
	小項目	1	防災・減災対策の推進	施策	1	防災危機管理体制の強化

1 事業のねらい・目的

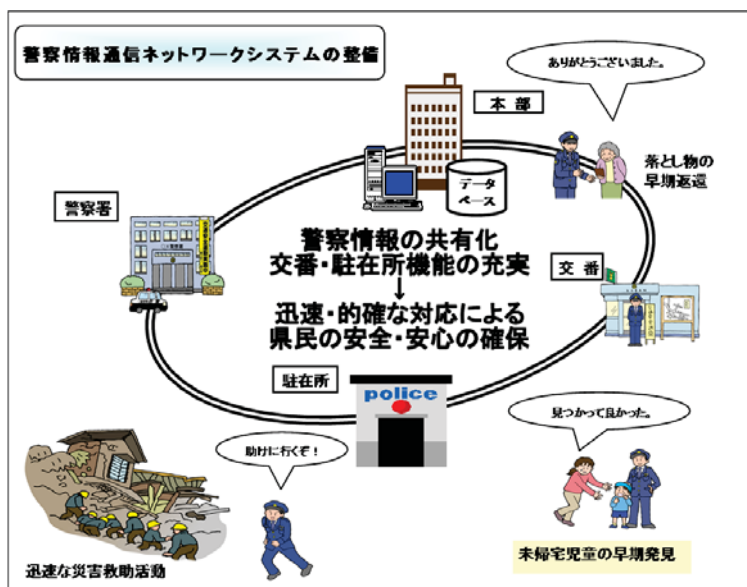
- 駐在所の通信インフラを確保することにより、安全かつ安心な地域社会の実現と県民生活の利便性の向上を図る。
- 情報通信ネットワークを整備することにより、情報セキュリティの強化を図る。

2 事業概要

- 駐在所を拠点とした災害活動に迅速・的確に対応するための機能の強化
 - ・ 道路等の寸断による孤立化が懸念される駐在所と県警災害本部等とがネットワークを介して被災情報等を共有
 - ・ 被災情報等を共有することにより、駐在所を拠点とした迅速かつ的確な避難誘導や救助活動等が可能
- 警察情報の共有による「生活安全センター」(※)機能の強化
 - ・ 県民への迅速な情報提供 → 地域安全情報の提供による安全安心の確保
 - ・ 行方不明者や未帰宅老人等の即時手配による発見保護活動の向上
 - ・ 犯罪発生状況や不審者情報等のタイムリーな入手と早期解決に向けた迅速な対応
- 遺失物管理システムの運用による県民サービスの向上
 - ・ 駐在所届出時のリアルタイムな手配・照会による落とし物の早期返還の実現
- ネットワークの整備による情報セキュリティの強化
 - ・ 迅速かつ安全な情報伝達手段の確保及びデータの送受信による警察情報(個人情報等)の漏洩防止

※「生活安全センター活動」
 地域社会の安全と平穏を確保するため、交番等を地域社会の「生活安全センター」と位置づけ、これを活動拠点に地域住民ボランティア、自治体等を支援し、協働して活動を展開するもの。
 (生活安全センター活動の三本柱)
 ○情報発信活動 ○要望把握活動 ○問題解決活動

【事業スキーム図】



駐在所の高度化による業務の効率化
 警察情報の共有化と有効活用
 ネットワークを利用した警察情報の伝達
 駐在所での遺失物管理システムの運用

災害活動に対応するための駐在所機能の強化
 「生活安全センター」機能の強化
 駐在所における住民サービスの向上
 情報セキュリティの強化

地域住民の安全・安心の確保

3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1
ネットワーク整備駐在所数	目標	→ 107箇所					
	実績	107箇所	—	—	—	—	—

【指標の考え方】

- ・ 事業開始時(平成26年度)に、県下の全駐在所(107箇所)へのネットワーク整備駐在所数を目標指標として設定していたが、同年度中に全駐在所へのネットワーク整備を完了した。
- ・ 安全かつ安心な地域社会の実現と県民生活の利便性の向上を図るためには、ネットワークの整備による県民に身近な駐在所機能の拡充が必要であることから、整備駐在所数を成果指標としていたところであり、新たな成果指標の設定は困難である。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 平成26年度中に全駐在所へのネットワーク構築作業を完了した。
- ・ 成果指標の設定は困難であるが、新たなシステムの導入等により、駐在所機能の更なる高度化に努め、システムの活用や情報の共有化等により、県民の安全・安心や利便性を更に高めていき、その状況を把握するため、新たに活動指標を設定する。

指 標		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
遺失物・拾得物取扱件数	実績	770,962	823,109	880,779	934,400	996,122	1,005,136	1,015,024	1,002,227
遺失物管理システム照会件数	実績	193,480	348,389	424,831	567,121	646,616	655,627	769,233	700,907
遺失物返還件数	実績	87,351	89,999	93,276	97,789	105,065	111,458	112,504	114,808
警察相談受理件数	実績	63,874	66,611	70,456	76,443	74,938	79,456	75,944	77,436

4

【事業の有効性】

有効性
効率性

- ・ 災害発生時にネットワークを活用することにより、災害対策本部等と現地の拠点となる駐在所間で、被災状況の映像データ等の伝達が可能となるため、迅速・的確な指示による避難誘導措置や救助活動が可能となる。
- ・ 駐在所における遺失物管理システムの運用に伴い、駐在所からのリアルタイムな手配・照会が可能となったことから、落とし物の早期発見・返還につながり、県民のサービス向上が図られた。
- ・ 警察本部・警察署と駐在所における事件・事故の発生情報、画像情報等のリアルタイムな伝達・共有化が可能となった。
- ・ ネットワークの活用により警察署等への文書搬送業務が大幅に削減されることによって、パトロール活動等の街頭活動時間を確保することが可能となった。
- ・ 電子メール等を利用した情報伝達が可能となったことから、USB等外部記録媒体の紛失等に起因する警察情報の漏洩防止が図られ、警察情報のセキュリティ体制が強化された。

【事業の効率性】

- ・ 各駐在所への伝達文書を電子データで送信することにより、資料配布に伴う業務の効率化・省力化を図るとともに、文書の電子データ化により、印刷用紙の使用量が抑制されるなど、経費削減につながった。

5 事業費 (千円)	H30 決算	R1 当初	R2 当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	9,739	9,829	9,449	時間	260	260	260
(うち一般財源)	9,739	9,829	9,449	人件費(千円)	1,069	1,069	1,069

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方式の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ ネットワークを利用した遺失物管理システム等の運用により、住民サービスの向上や警察業務の効率化・省力化による街頭活動強化等に効果を発揮しており、引き続き、県民の安全・安心を確保するため、今後も継続して本事業を推進していく必要がある。

【見直し内容】

(費用対効果の向上)

- ・ システムを最大限に活用するため、情報伝達訓練や操作教養等を通じた職員個々のスキルアップを図る。
- ・ 犯罪発生状況や不審者情報等をリアルタイムに共有できるネットワークシステム等の導入を推進する。
- (その他)
- ・ 通信の暗号化やセキュリティソフトの導入、規定に基づく管理体制の整備、職員に対する研修指導を行うなどの情報セキュリティ対策を引き続き推進する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	交番ネットワーク整備事業	部課(室)	警察本部総務部 情報管理課	事業 開始年度	H24
-----	--------------	-------	------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	8	治安を確保するための基盤の充実・強化

1 事業のねらい・目的

- ネットワークシステムを活用した交番の機能拡充により、県民のニーズに応えた安全かつ安心な地域社会の実現と県民生活の利便性の向上を図る。
- 情報通信ネットワークを整備することにより、情報セキュリティの強化を図る。

2 事業概要

情報通信ネットワークの延伸による

交番での遺失物管理システムの運用

警察情報の共有化と有効活用

交番機能の高度化による犯罪の抑止

ネットワークを利用した警察情報の伝達

【効果】

交 番 に お け る 住 民 サ ー ビ ス の 向 上

- ・ 遺失物管理システムの365日24時間運用による県民サービスの向上
- ・ 交番届出時のリアルタイムな手配・照会による落とし物の早期返還の実現

「 生 活 安 全 セ ン タ ー 」 機 能 の 強 化

- ・ 県民への迅速な防犯情報等の提供による交番の安全センター機能の強化
- ・ 犯罪発生状況や不審者情報等のリアルタイムでの入手による早期解決に向けた迅速な対応

地 域 警 察 官 の 現 場 執 行 力 の 強 化

- ・ 業務の効率化により立番やパトロール活動を強化し、住民の安心感を醸成
- ・ 犯罪発生状況等の迅速な集約・分析に基づくパトロール活動や警戒活動による犯罪の抑止

情 報 セ キ ュ リ テ ィ の 強 化

- ・ 情報通信ネットワークの交番までの延伸による迅速かつ安全な情報伝達手段の確保
- ・ ネットワークを活用したデータの送受信による警察情報(個人情報等)の漏洩防止

地域住民の安全・安心の確保

3 事業目標等

成果指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ネットワーク整備交番等数	目標●				225箇所				
	実績	225箇所	-	-	-	-	-	-	-

【指標の考え方】

- ・ 事業開始時(平成24年度)に、県下の全交番等(225箇所)へのネットワーク整備交番数を目標指標として設定していたが、同年度中に全交番等へのネットワーク整備を完了した。
- ・ 安全かつ安心な地域社会の実現と県民生活の利便性の向上を図るためには、ネットワークの整備による県民に身近な「交番」機能の拡充が必要であることから、整備交番数を成果指標としていたところであり、新たな成果指標の設定は困難である。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 平成24年度中に全交番へのネットワーク構築作業を完了した。
- ・ 新たな成果指標の設定は困難であるが、新たなシステムの導入等により交番機能の更なる高度化に努め、システムの活用や情報の共有化等により、県民の安全・安心や利便性を更に高めていき、その状況を把握するため、活動指標を設定する。

指 標		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
遺失物・拾得物取扱件数	実績	770,962	823,109	880,779	934,400	996,122	1,005,136	1,015,024	1,002,227
遺失物管理システム照会件数	実績	193,480	348,389	424,831	567,121	646,616	655,627	769,233	700,907
遺失物返還件数	実績	87,351	89,999	93,276	97,789	105,065	111,458	112,504	114,808
警察相談受理件数	実績	63,874	66,611	70,456	76,443	74,938	79,456	75,944	77,436

4	【事業の有効性】 <ul style="list-style-type: none"> 交番における遺失物管理システムの運用に伴い、交番からのリアルタイムな手配・照会が可能となったことから、落とし物の早期発見・返還につながり、県民のサービス向上が図られた。 警察本部・警察署と交番における事件・事故の発生情報、画像情報等のリアルタイムな伝達・共有化が可能となった。 ネットワークの活用により警察署等への文書搬送業務が大幅に削減されることによって、パトロール活動等の街頭活動時間を確保することが可能となった。また、リアルタイムに犯罪発生状況等が把握できることによって、より効果的なパトロール活動等を実施することができ、犯罪や交通事故を抑止し、県民の安心感の醸成に寄与した。 電子メール等を利用した情報伝達が可能となったことから、USB等外部記録媒体の紛失等に起因する警察情報の漏洩防止が図られ、警察情報のセキュリティ体制が強化された。
	【事業の効率性】 <ul style="list-style-type: none"> 各交番への伝達文書を電子データで送信することにより、資料配布に伴う業務の効率化・省力化を図るとともに、文書の電子データ化により印刷用紙の使用量が抑制されるなど、経費削減につながった。

5	事業費(千円)	H30 決算	R1 当初	R2 当初	人件費	H30	R1	R2
	歳出	29,635	29,905	29,301	時間	313	313	313
	(うち一般財源)	29,635	29,905	29,301	人件費(千円)	1,286	1,286	1,286

6	見直しの内容
	(継続) (拡充 改善 (実施方式の大きな変更等を伴うもの) (一部改善) 縮小) (終了) (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
	【上記の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 交番ネットワークを利用した遺失物管理システム等の運用により、住民サービスの向上や、警察業務の効率化・省力化による街頭活動強化等に効果を発揮しており、引き続き県民の安全・安心を確保するため、今後も継続して本事業を推進していく必要がある。
	【見直し内容】 <p>(費用対効果の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> システムを最大限に活用するため、操作教養等を通じた職員個々のスキルアップを図る。 犯罪発生状況や不審者情報等をリアルタイムに共有できるネットワークシステム等の導入を推進する。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信の暗号化やセキュリティソフトの導入、規定に基づく管理体制の整備、職員に対する研修指導を行うなどの情報セキュリティ対策を引き続き推進する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

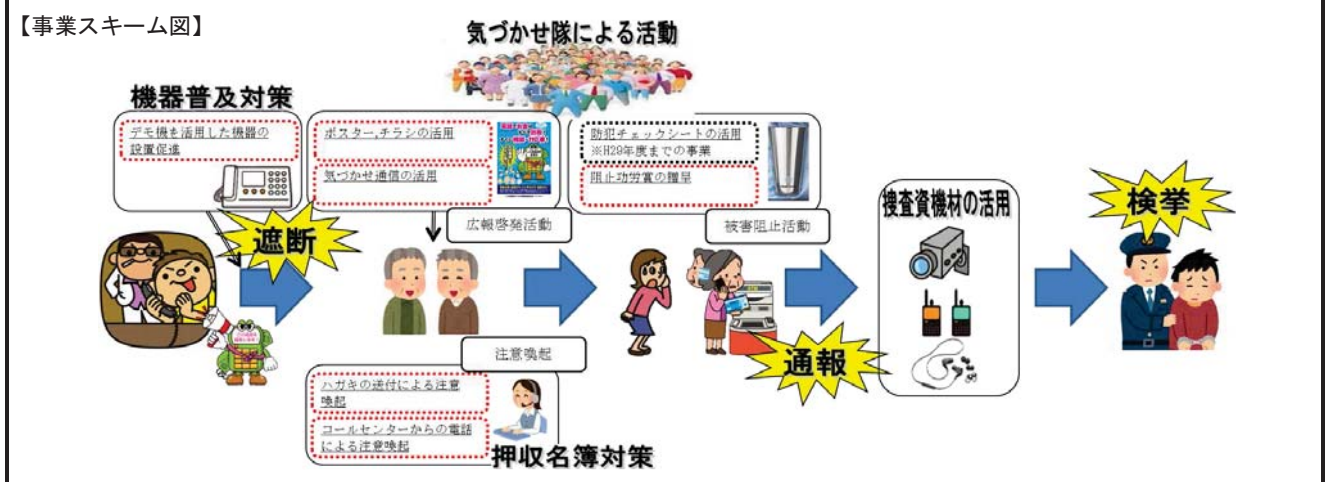
事業名	「ニセ電話詐欺」対策事業 (被害阻止対策事業)		部課(室)	警察本部 生活安全部生活安全総務課 刑事部捜査第二課	事業 開始年度	H27
-----	----------------------------	--	-------	----------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	3	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

1 事業のねらい・目的
「ニセ電話詐欺」の撲滅

2 事業概要

- ニセ電話詐欺撲滅県民運動の促進
ニセ電話気づかせ隊による「ニセ電話詐欺撲滅運動」を促進し、県民運動として展開することで、被害者等を社会全体で見守っていく気運を醸成
○ チラシの配布及びポスターの掲示
○ ニセ電話気づかせ隊に対する四半期に1回の「ニセ電話気づかせ隊通信」の送付
○ ニセ電話詐欺の被害阻止者に対する阻止功労賞の贈呈
- 押収名簿対策の強化
被害に遭う可能性の高い押収名簿登載者への効果的・効率的な啓発活動を実施
○ 押収名簿登載者に対する注意喚起用ハガキの送付
○ 押収名簿登載者に対するコールセンターからの電話による注意喚起
- ニセ電話詐欺被害防止機器の普及促進
犯人から被害者への接触機会を遮断する対策を推進
○ 「まっ太フォン」(ニセ電話詐欺被害防止機能付き電話機)のデモ機を活用した普及促進
- ニセ電話詐欺捜査基盤の整備による検挙の徹底
現場設定型捜査資機材を整備し、迅速かつ的確な捜査により、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。
○ 現場検挙資機材 (ICレコーダー等)の整備
○ 本部用資機材 (無線機、車載カメラ、対刃防護衣、電池等)の整備
○ 被害者用資機材 (無線機、耐刃防護衣、イヤホンセット等)の整備
○ 証拠資料収集機器の整備
○ 現場設定型捜査資機材 (携帯電話アダプターセット)の整備



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
ニセ電話詐欺被害額 (総合計画)	目標						>4億円以下
	実績	7.3億円	12.4億円	8.3億円	6.8億円		

【指標の考え方】
令和3年までに、現在と同じ基準で統計を取り始めた最低の被害額 (平成23年の被害額3.9億円) の水準に戻すものとして算出した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
令和元年のニセ電話詐欺の被害については、認知件数、被害額ともに前年と比べて減少しているものの、未だ高水準で推移しており、最終目標の達成には至っていない。
○ ニセ電話詐欺の認知件数
・平成30年 396件 ・令和元年 279件 (前年比-117件)
○ ニセ電話詐欺の被害額
・平成30年 8.3億円 ・令和元年 6.8億円 (前年比-1.5億円)

4 有効性・効率性	【事業の有効性】																														
	1 ニセ電話詐欺撲滅県民運動の促進 「ニセ電話気づかせ隊」に対する、犯行手口や声掛けの着眼点等を掲載した「ニセ電話気づかせ隊通信」の送付、被害対象者に対する声掛けを呼び掛けるチラシの配布やポスターの掲示により、被害阻止活動の活性化を図った結果、被害阻止率は高水準で推移しており、下記《被害阻止状況の推移》のとおり、同阻止活動がなければ、被害が大幅に拡大していたことは間違いなく、同事業の有効性は非常に高い。 また、被害を阻止した方に対し、阻止功労賞を贈呈することにより、被害阻止に向けた社会気運の醸成を図るとともに、被贈呈者はもとより、被贈呈者が所属する機関・団体のモチベーションの維持・向上につながり、被害阻止活動の更なる活性化につながっている。 《被害阻止状況の推移》																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阻止件数</td> <td>497件</td> <td>465件</td> <td>937件</td> <td>617件</td> <td>390件</td> </tr> <tr> <td>被害件数</td> <td>497件</td> <td>352件</td> <td>597件</td> <td>396件</td> <td>279件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>994件</td> <td>817件</td> <td>1,534件</td> <td>1,013件</td> <td>669件</td> </tr> <tr> <td>阻止率</td> <td>50.0%</td> <td>56.9%</td> <td>61.1%</td> <td>60.9%</td> <td>58.3%</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	阻止件数	497件	465件	937件	617件	390件	被害件数	497件	352件	597件	396件	279件	合計	994件	817件	1,534件	1,013件	669件	阻止率	50.0%	56.9%	61.1%	60.9%	58.3%
		H27	H28	H29	H30	R1																									
	阻止件数	497件	465件	937件	617件	390件																									
	被害件数	497件	352件	597件	396件	279件																									
	合計	994件	817件	1,534件	1,013件	669件																									
	阻止率	50.0%	56.9%	61.1%	60.9%	58.3%																									
	2 押収名簿対策の強化 被害に遭う可能性が高い押収名簿登載者に対し、犯人グループから差し押さえた名簿に氏名、住所、電話番号等が掲載されていたこと等を記載したハガキを送付するとともに、コールセンターから電話による注意喚起を行い、多角的かつ重層的に情報を発信することで、犯行に対する抵抗力が強化され、被害に遭うリスクを下げるができる。																														
	3 ニセ電話詐欺被害防止機器の普及促進 「まっ太フォン」のデモ機を活用した体験型の防犯教室等を実施し、「まっ太フォン」を始めとした被害防止機器の有効性を体験させることで、機器の普及を促進することができる。																														
4 ニセ電話詐欺捜査基盤の整備による検挙の徹底 配備された各種資機材を活用した「だまされた振り作戦」を始めとした現場検挙活動を推進し、被疑者の徹底検挙を図るとともに、その後の突き上げ捜査を徹底している。 《検挙状況》																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総検挙人員</td> <td>51人</td> <td>42人</td> <td>70人</td> <td>58人</td> <td>64人</td> </tr> <tr> <td>現場設定による検挙人員</td> <td>29人</td> <td>10人</td> <td>27人</td> <td>8人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>突き上げ捜査による検挙人員</td> <td>14人</td> <td>25人</td> <td>28人</td> <td>22人</td> <td>12人</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	総検挙人員	51人	42人	70人	58人	64人	現場設定による検挙人員	29人	10人	27人	8人	3人	突き上げ捜査による検挙人員	14人	25人	28人	22人	12人							
	H27	H28	H29	H30	R1																										
総検挙人員	51人	42人	70人	58人	64人																										
現場設定による検挙人員	29人	10人	27人	8人	3人																										
突き上げ捜査による検挙人員	14人	25人	28人	22人	12人																										
【事業の効率性】																															
1 ニセ電話詐欺撲滅県民運動の促進 手口の巧妙化等に伴い、手口を知っていても被害に遭う者が後を絶たないことから、被害者と接する機会が多い金融機関等に対する「ニセ電話気づかせ隊」への参加の呼び掛け、情報提供、被害対象者への声掛け要請など、被害に遭う過程に着目して、第三者の介入による被害阻止対策を講じた結果、被害阻止率を高水準で維持し、被害の未然防止につながっている。																															
2 押収名簿対策の強化 押収名簿登載者に対する啓発ハガキの送付に加えて、電話による直接の注意喚起を行うことで、より効率的かつ効果的に押収名簿登載者の抵抗力の強化を図ることができている。																															
3 ニセ電話詐欺被害防止機器の普及促進 被害実態の周知と合わせて、同機器の効果を実験させることで、機器設置の必要性や機能の有用性の理解度が高まり、機器の普及促進につながっている。																															

5 事業費 (千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	23,116	25,234	24,801	時間	6,144	7,325	8,301
(うち一般財源)	23,116	17,518	18,299	人件費 (千円)	25,240	30,092	34,101

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
【上記の理由】
<p>令和元年のニセ電話詐欺の被害については、認知件数、被害額ともに前年と比べて減少しているものの、未だ高水準で推移している上、予兆電話（アポ電）の増加に加え、キャッシュカードを別のカードとすり替える「キャッシュカード詐欺盗」が多発するなど、新たな手口の出現や手口が変遷し、今後も被害が増加するおそれがあることから、継続した抑止対策及び検挙対策を推進する必要がある。</p>
【見直し内容】
<p>令和元年度は予兆電話対策として「まっ太フォン」のデモ機を活用した普及促進事業を実施し、デモ機の購入が終了した。（▲2,419千円） 今後、ニセ電話詐欺撲滅県民運動を更に促進するため、予兆電話多発地域の金融機関にタイムリーに情報を伝達し、被害阻止活動の実効性を向上させる新たな取組みを推進する。</p>

事業名	DV・ストーカー対策事業	部課(室)	警察本部生活安全部 人身安全対策課	事業 開始年度	H18
-----	--------------	-------	----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	4	女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	2	社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える
	小項目	2	配偶者や交際相手からの暴力等の根絶	施策	1 3	配偶者や交際相手からの暴力防止対策の推進 ストーカー対策の推進

1 事業のねらい・目的

- ストーカー・DV被害者等に対する保護対策の推進
- ストーカー・DV事案に対する積極的な事件措置及び行政措置の推進
- ストーカー加害者等への精神医学的・心理的アプローチによる更生

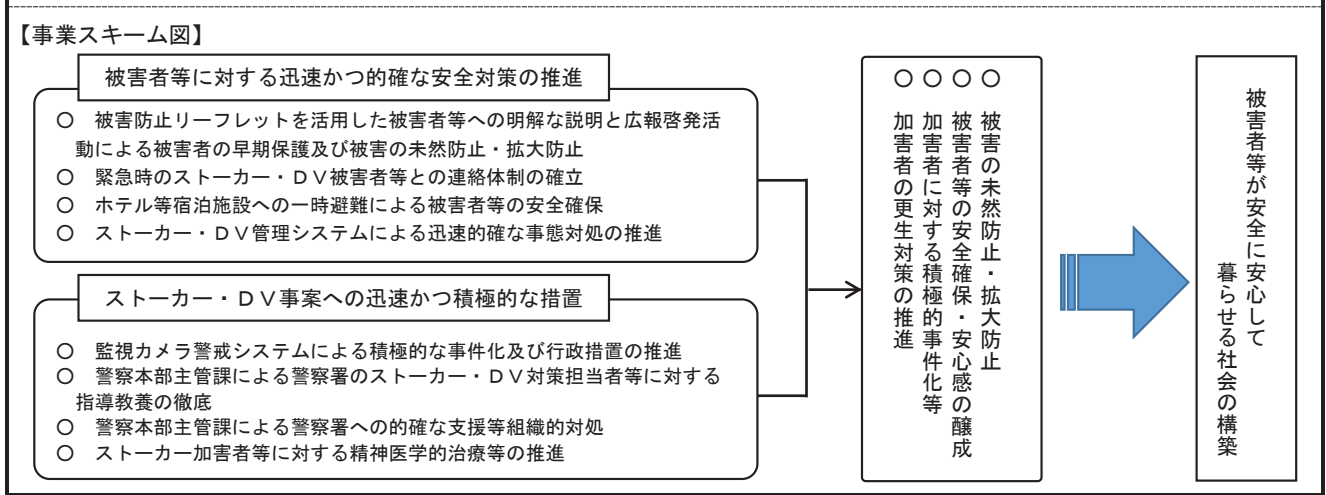
2 事業概要

(1) 被害者等に対する迅速かつ確かな安全対策の推進

- 被害防止リーフレットを活用し、被害者等にストーカー・DV事案に関する対応の流れやストーカー規制法及びDV防止法に基づく措置等について分かりやすい説明を行うとともに、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を行い、被害者の早期保護、被害の未然防止・拡大防止を推進する。
- 通報手段を有しない被害者等に対して、緊急時の連絡等のため必要に応じて携帯電話を貸与し、迅速な対応を図る。
- 危険性の高い事案の被害者等について、ホテル等の宿泊施設へ一時的に避難させ、安全確保を図る。
- ストーカー・DV事案管理システムを構築し、事案及びそれらに係る情報を的確に管理・共有し、被害者等の安全確保を図る。

(2) ストーカー・DV事案への迅速かつ積極的な措置

- 監視カメラによるストーカー行為等の証拠資料の収集（監視カメラ警戒システム）等により、ストーカー規制法違反等の事件検挙及び禁止命令等の行政措置を講じる。
- 警察署のストーカー・DV対策担当者及び当直責任者等に対する各種研修、巡回業務指導等を行い、現場の事案対応能力の向上を図る。
- ストーカー・DV事案の対応に当たっては、認知から対応に至るまで、警察署と警察本部が一体となった組織的対応を図る。
- ストーカー加害者の精神医学的見地からの更生対策を推進し、医療機関の受診を拒否する加害者に対しては、精神保健福祉士による面談を実施し、医療機関への受診に繋げることで、再被害防止を図る。



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
担当者研修会	目標	4回(50名)	4回(50名)	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)
	実績	8回(281名)	25回(1,535名)	20回(452名)	53回(2,810名)	46回(1,770名)	
巡回業務指導	目標	35回	35回	35回	70回	70回	70回
	実績	72回	74回	70回	70回	70回	
広報啓発活動	目標	—	—	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)
	実績	13回(320名)	11回(300名)	15回(1,570名)	17回(1,240名)	31回(1,052名)	

【指標の考え方】

- ストーカー・DV事案に関する「被害の未然防止・拡大防止」「被害者等の安心感の醸成」を目標としているものの、実態を表す指標がないことから、活動状況を示す「担当者研修会」「巡回指導」を指標としていたところ、平成29年からは、新たに「広報啓発活動」を追加設定した。（担当者研修会の目標は、組織改正による係員増員に伴い、平成29年から4回100名に変更）
- 担当者研修会は、地区別研修会、各種専科教養等の回数を指標とし、四半期毎の4回を目標値とする。
- 巡回業務指導は、全35警察署を巡回して業務指導等を行うものであり、70回を目標値とする。（相談等件数の増加等に伴う警察署への業務指導等を強化するため、平成30年から70回（各警察署年2回以上）に変更）
- 広報啓発活動は、街頭活動及び部外向け研修会の回数を指標に設定し、毎月1回（1回25名）を目標値とする。

【目標達成状況】
令和元年は
・ 担当者研修会が目標値4回（100名）のところ、46回（1,770名）

- ・ 巡回業務指導が目標値70回のところ、70回
- ・ 広報啓発活動が目標値12回のところ、31回

という結果になっている。

なお、巡回業務指導については、各警察署に対する巡回業務指導のほか、警察署員に対する教養を実施している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ストーカー・DV事案について、令和元年の相談等件数は、ストーカー事案が1,802件（前年比+228件）、DV事案が2,940件（前年比+664件）と、高水準で推移している。 ○ ストーカー・DV事案への対応の際は、被害者等へのリーフレットを活用して適切な説明に努め、自己の置かれた危険な状況を理解させ、監視カメラシステムを活用したストーカー行為等の立証等により、各種法令を駆使して積極的な事件化や禁止命令等の発出、警告等の行政措置を行うとともに、更生対策を実施している。 <p>【事案対応状況(令和元年)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストーカー規制法違反検挙件数：59件（ストーカー行為罪：52件、禁止命令等違反：7件）（前年比+17件） ・ ストーカー事案の刑法・特別法による検挙件数：153件（前年比+32件） ・ ストーカー規制法に基づく禁止命令：117件（前年比±0件） ・ DV事案の刑法・特別法による検挙件数：989件（前年比+291件） ・ DV防止法（保護命令）違反：2件（前年比+1件） ・ 精神医学的治療等の受診者数：43名（前年比+4名）
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視カメラの活用により、被害者の安心感を醸成しつつ、捜査員による張り込み捜査によらずとも、ストーカー行為等の立証が可能となるほか、リース契約により数年毎に最新機器への更新が可能であり、捜査効率が向上している。 ○ 被害防止リーフレットについては、警察が執り得る措置を被害者に説明する際に利用するとともに、関係機関や教育機関との研修会や連絡会議における配布資料として活用し、警察業務への理解と事案に対する連携強化に繋がっている。 ○ 令和元年4月から、警察署への支援を強化するため、24時間体制で警察署からの速報受理、助言指導及び初動支援を行う初動支援係を新設するなど警察本部の体制を強化し、他部門との連携強化や迅速な事案対応に繋がっている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	3,280	9,336	28,802	時間	30,008	73,145	73,145
（うち一般財源）	2,334	8,006	25,478	人件費（千円）	123,273	300,480	300,480

6 見直しの内容
<p>継続（拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）</p> <p>終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）</p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国警察において、ストーカー・DV事案等人身安全関連事案に対処する体制を強化し、事案の認知から対処まで警察署と警察本部が一体となった組織的な対応を図っているところであり、被害者等の安全を確保するために、最前線で事態対処に当たる警察署に必要な支援を実施していく必要性が高まっている。 ○ ストーカー・DV事案への対処に当たっては、各種法令に基づく事件化及び行政措置を的確に実施するため、職員のレベルアップを図る必要があり、専科教養、担当者研修会の開催、各警察署に対する業務指導等、職員への指導教養を継続していく必要がある。 ○ ストーカー・DV事案は、警察による事件化や行政措置のみでは問題（原因）の根本解決に至らず、再被害に遭う場合も多いことから、男女共同参画推進課、児童家庭課、保険医療介護総務課等との連携を強化し、再被害防止を図っていく必要がある。 ○ 福岡県精神保健福祉士協会等の関係機関とさらに連携を強化し、精神医学的治療等によるストーカー加害者等更生対策を推進することにより、再犯及び再被害防止を図っていく必要がある。
<p>【見直し内容】</p> <p>（費用対効果の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」の趣旨を踏まえつつ、県と連携してストーカー・DV被害防止パンフレットや私事的画像記録（リベンジポルノ）被害防止広報啓発グッズ等を作成し、県民に対して啓発活動を実施していく。 <p>（部局間の調整・連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ストーカー・DV被害者の一時保護や自立支援を行う女性相談所のほか、例えばDVに至る根本原因が貧困・アルコール依存・精神障がいである場合は、福祉事務所・保健所・精神保健福祉センター等との連携を強化し、各部署の役割を適時適切に果たすことにより、問題（原因）の根本解決に取組み、再被害防止を図ることで県民が安全に安心して暮らせる社会の構築を目指す。 ○ 監視カメラによる証拠資料の収集は、事件措置等において非常に重要であり、当課にて保有する監視カメラについては、常時稼動状態にあるが、今後は、刑事総務課犯罪捜査支援室及び九州管区警察局福岡県情報通信部機動通信課が保有する同種カメラは統合し、当課においては事案の特性に応じたカメラシステムを運用することにより、再被害防止を図っていく。 <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ストーカー加害者等の精神医学的治療等による更生対策について、福岡県精神保健福祉士協会と連携した新たな取組み等に係る加害者への働き掛け等を強化して制度の定着化を図り、加害者の医療機関の受診率向上に向けた取組みを積極的に推進していく。 ○ 引き続き、福岡県宅建物取引業協会や大手不動産会社と連携し、中・長期的な避難場所を確保し、被害者の安全確保を図っていく。 ○ ストーカー被害者等の安全確保のための新たなシステムの導入により、迅速・的確な組織的対応を図り、被害者の安全確保を推進していく。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	「非行少年を生まない社会づくり」推進事業		部課(室)	警察本部生活安全部 少年課	事業 開始年度	H24
-----	----------------------	--	-------	------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	4	少年の非行防止と健全育成

1 事業のねらい・目的

- 街頭補導活動、薬物乱用防止教室等の開催、非行集団の取締り
- 非行少年に対する連絡・面接活動をはじめ、社会奉仕体験活動等立ち直り支援活動
- スクールサポーターによる学校と連携した児童生徒の非行防止と犯罪被害防止のための活動
- 少年補導員等が地域活動における中心的な役割を担い、関係機関・団体と連携した街頭補導活動等を推進し、少年の非行防止と健全育成を図る。

2 事業概要

(1) 少年非行防止対策の強化

ア 街頭補導活動の強化
深夜はいかい、喫煙等の不良行為少年の補導を強化する。

イ 薬物乱用防止対策及び悪質な非行集団等に指向した取締りの強化
薬物乱用少年の検挙・補導、広報啓発活動による蔓延化の防止を図る。

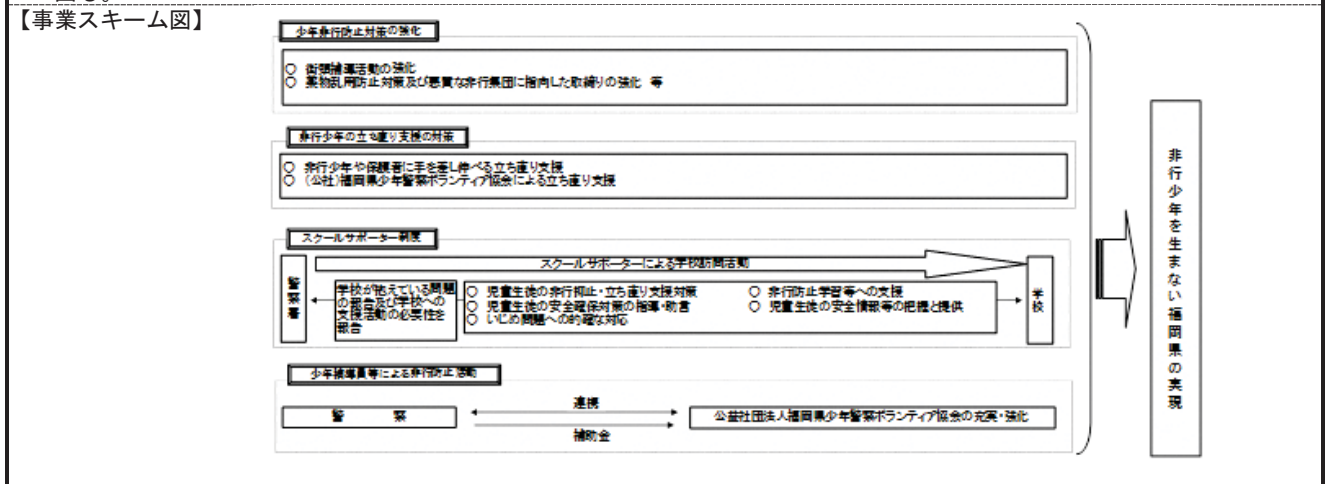
(2) 非行少年の立ち直り支援対策

ア 非行少年や保護者に手を差し伸べる立ち直り支援
スポーツ活動、農業体験活動、料理教室の開催等の立ち直り支援を行う。

イ (公社)福岡県少年警察ボランティア協会による立ち直り支援
少年補導員や少年警察学生サポーターが社会奉仕体験活動、スポーツ活動等の立ち直り支援を行う。

(3) スクールサポーター制度
学校における非行防止対策、子どもの安全対策を支援するための学校と警察の連絡調整要員として県内33警察署にスクールサポーターを配置し、「学校訪問による児童生徒の問題行動等の情報交換」「学校周辺における犯罪に関する情報の把握及び学校への情報提供」等を実施し、児童生徒の非行と犯罪被害の防止を図る。

(4) 少年補導員等による非行防止活動
少年補導員等への支援を行うことを目的として設置された(公社)福岡県少年警察ボランティア協会の財政基盤の安定及び活動を充実させることで、少年補導員の自主的な活動を活性化し、更なる少年非行の防止、健全育成、犯罪被害の防止を図る。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
非行者率【総合計画】	目標	9.8人以下	—	—	—	—	4.5人以下
	実績	5.2人	4.1人	3.4人	2.9人	—	—
再犯者数【総合計画】	目標	—	—	—	—	—	720人
	実績	870人	606人	492人	377人	—	—

【指標の考え方】

- ・ 犯罪を犯し又は犯罪に触れる行為をした少年の度合いを図る指標として「非行者率」を設定する。
- ・ 犯罪を犯し再び非行に走る少年の度合いを図る指標として「再犯者数」を設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
令和元年は、非行者率が2.9人(前年比-0.5人)、再犯者数が377人(前年比-115人)であり、目標を達成している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業を通じ、深夜はいかいや喫煙などの不良行為を行っている少年に対する実効性のある少年補導を行うことにより、非行の前兆である不良行為の段階で適切な指導を行っている。 少年に悪影響を及ぼす薬物乱用を防止する対策により薬物乱用の蔓延防止が図られ、悪質な非行集団に指向した取締りを強化することにより刑法犯少年検挙補導人員及び再犯者数が減少するなど、少年の非行防止、健全育成に資する環境の醸成に寄与している。 少年補導員や少年警察学生サポーターとの共同による料理教室、清掃活動等を通じて、非行少年等と社会との接点を確保することにより、非行少年の立ち直りが促進され、社会全体で少年非行防止対策に取り組む気運の醸成が図られている。 県下全警察署（博多臨港警察署、福岡空港警察署を除く）に配置（33名）されたスクールサポーターの活動により、県下全域において学校とより緊密に連携した少年非行防止対策、いじめ対策などが可能となっている。 少年補導員に対するボランティアリーダー研修会を実施し、研修修了者が関係機関・団体（PTA・保護司会等）を牽引して県下全域において街頭補導活動等を展開することで、効果的かつ主体的な取組みが促進されており、効率的な非行防止対策が図られている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 少年警察学生サポーターを立ち直し支援に従事させる時は、活動場所の近隣に居住する学生を選定するなど、旅費の削減を図っている。また、学生の特技や能力を生かした内容（就学支援やスポーツ活動等）を行うことで、より効果的な支援を行っている。 スクールサポーターは、管内の学校の中から児童生徒の問題行動がより多い学校（中学校）に重点を置いて訪問活動を行い、非行防止活動を実施することで、限られた人員（各警察署1名）で効率的な非行防止が図られている。 少年補導員に対する研修会については、補導員全体の約3割を選出して受講させている。受講者はその研修内容を各地域に持ち帰り他の少年補導員にもフィードバック教養を行っていることから、研修会不参加の補導員分の旅費の削減を図っている。 <p>また、研修会において、他の参考となるような取組み等を紹介することで、効果的な活動の県下全域への普及促進を図っている。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	81,779	83,244	96,401	時間	59,585	59,585	59,655
（うち一般財源）	81,619	83,082	96,205	人件費（千円）	244,776	244,776	245,063

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察、知事部局、教育庁と連携した総合的な非行防止対策に取り組んだ結果、刑法犯少年検挙補導人員や再犯者数、非行者率など数値的には改善傾向にあるが、全国的に見れば本県の少年非行情勢は依然として高水準（令和元年の全国順位：刑法犯少年検挙補導人員第6位、非行者率第7位、再犯者数第6位）にある。 令和元年度県民意識調査において、「行政に対して防犯・事故対策面で力を入れて欲しいこと。」の14項目のうち、「青少年の非行防止と健全育成」が7番目に多い。 <p>などのことから、継続した取組みを実施する必要がある。</p>
<p>【見直し内容】 （部局間の調整・連携）</p> <p>スクールサポーターに対する必要な研修の実施等により活動を更に活性化させ、学校との連携強化を図ることにより、児童生徒の非行防止やいじめ問題等、様々な少年問題への対応の強化を図る。</p> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる少年非行の防止を図るため、地域の実態に即したより効果的な街頭補導活動を推進する。 広く県民に対して立ち直し支援の重要性・必要性についての周知を図り、地域住民や関係機関・団体等との連携を強化するほか、少年の特性や取扱いに専門的知見を有している少年サポートセンター職員を主体とした更なる立ち直し支援活動を推進する。 福岡県少年警察ボランティア協会の財政基盤の安定及び活動の充実を図るため、平成25年4月に知事の認定を受け、支援型自動販売機事業（収益事業）を開始している。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 支援型自動販売機事業とは、自動販売機業者と提携し、売り上げの一部が青少年の非行防止及び健全育成を支援する事業に使用される自動販売機を設置し、飲料水を販売する事業である。 ※ 令和元年末現在、少年の非行防止と健全育成の支援という趣旨に賛同いただいた事業者等15団体に支援型自動販売機を設置している。

事業名	サイバー犯罪対策事業	部課(室)	警察本部 生活安全部サイバー犯罪対策課 警備部公安第一課	事業 開始年度	H17
-----	------------	-------	------------------------------------	------------	-----

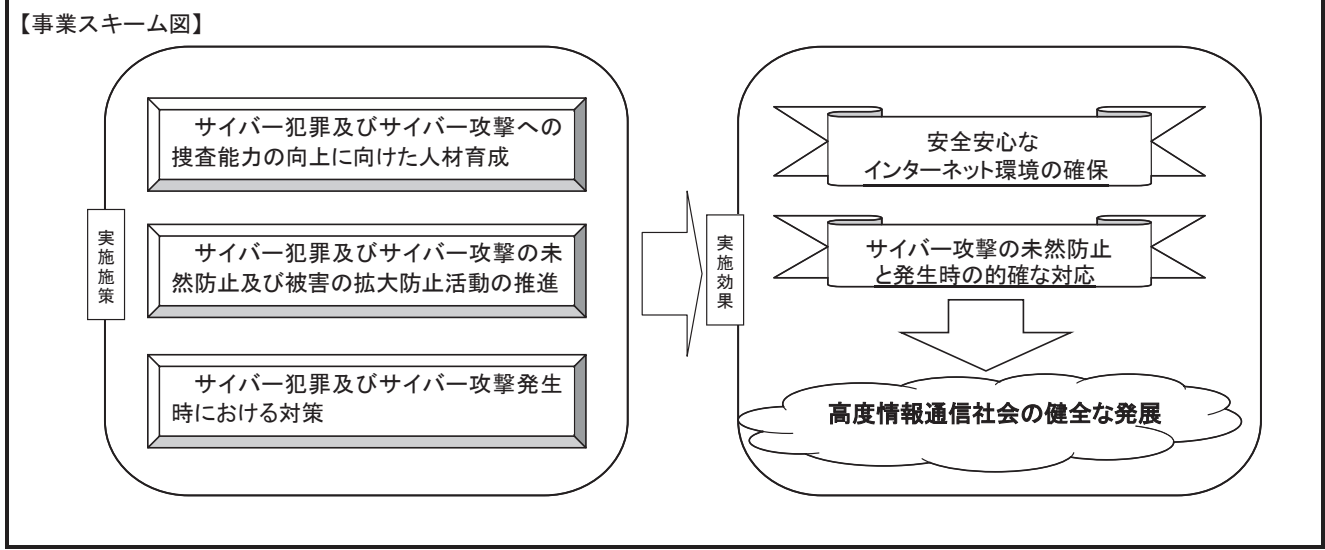
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	4	サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進

1 事業のねらい・目的

- サイバー犯罪やサイバー攻撃の対策を推進することで、県民が安心して利用できる安全なネットワーク社会の確保を図る。
- 「サイバーセキュリティ戦略(サイバーセキュリティ戦略本部)」等を踏まえ、IT社会に対応した警察能力を保持する。
- 情報セキュリティ等に関する講演や対応訓練の開催により、県民、重要インフラ事業者等のセキュリティ意識、対応能力の向上を図る。
- 産学が持つ高度な知見、技術を活用したサイバーセキュリティ総合対策を推進し、サイバー空間の安全・安心の確保を図る。

2 事業概要

- サイバー犯罪及びサイバー攻撃への捜査能力向上に向けた人材育成
 - ・ 予防、検挙活動を行うための前提となる情報セキュリティに関する知識の涵養
 - ・ サイバー犯罪及びサイバー攻撃における証拠資料の収集・保全手法である電磁的記録の解析技術を習得
 - ・ 産学の知見や技術を活用したトップレベルのサイバートレーニングの実施
 - ・ 各捜査部門におけるサイバー犯罪捜査の中核となる人材の育成とサイバー事犯対処能力の向上
- サイバー犯罪及びサイバー攻撃の未然防止や被害拡大防止活動の推進
 - ・ 重要インフラ事業者等に対する管理者対策(個別訪問、講習会、共同対処訓練等)の実施
 - ・ 県民や中小事業者等を対象とした情報セキュリティ講習会の実施
 - ・ サイバー犯罪、サイバー攻撃の未然防止及び被害の拡大防止に向けた広報活動の推進
- サイバー犯罪及びサイバー攻撃の発生時における対策
 - ・ 捜査官等によるサイバートロールにより、違法・有害情報等の収集活動を推進
 - ・ 警察施設におけるインターネット環境の整備
 - ・ 解析機材等の資機材の整備及び維持管理
 - ・ 高度な情報通信技術を悪用したサイバー事犯への対処



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
サイバー犯罪対策に係る福岡県警察HPのアクセス数	目標	200,000件	200,000件	200,000件	100,000件	100,000件	100,000件
	実績	217,329件	187,206件	218,389件	105,498件		
サイバー攻撃対策における管理者対策実施回数	目標	240回	240回	240回	240回	240回	240回
	実績	223回	255回	216回	268回		

【指標の考え方】

- ・ 県民のサイバー犯罪への関心を高めることが犯罪被害の抑止につながることから、その関心度を測定するものとして、県警ホームページ内に設置しているサイバー犯罪対策ページ(インターネットで公開)のアクセス数を設定する。
 なお、平成31年4月の県警ホームページリニューアルに伴い、類似する記事を統廃合するなど県民の利便性を向上させる見直しを行った結果、総記事数が減少し、相対的にアクセス数も減少することから、目標を100,000件に修正する。
 また、重要インフラ事業者等のサイバー攻撃への関心と情報セキュリティ意識を高めることが被害の未然防止につながることから、サイバー攻撃の未然防止の指標として重要インフラ事業者等に対する管理者対策の実施回数を設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和元年の「サイバー犯罪対策に係る福岡県警察HPのアクセス数」は前年比-79,579件、「サイバー攻撃対策における管理者対策実施回数」は前年比+64回である。
- 平成31年4月、サイバー犯罪対策に係るサイトの統廃合により、県民がアクセスしやすいサイト構成に見直した結果、記事数の半減に伴いアクセス件数も減少したものである。
- 本事業を効果的に推進するためには、深刻化するサイバー犯罪及びサイバー攻撃の現状を的確に把握する必要があることから、活動指標として、「サイバー関連相談件数」を設定する。
※「サイバー関連相談件数」～県民から寄せられたサイバー関連の相談や情報提供件数

活動指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
サイバー関連相談件数	実績	2,789件	3,844件	3,528件	3,105件		

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- 県警ホームページ内のサイバー犯罪対策コーナーで、マンガを活用した防犯情報の掲載やタイムリーな情報発信を行い、県民のセキュリティ意識の向上を図っている。
- 情報通信、電力等の重要インフラ事業者等を対象とした情報セキュリティに関する講演や体験型の対応訓練等を実施することで、事業者のサイバー攻撃への対応能力向上に努めている。
- サイバーパトロールシステムを各警察署等に配備することで、インターネット上の違法・有害情報等に把握及び迅速・確かな捜査が可能となるなど、サイバー空間の安全・安心の確保に大きく寄与している。
- サイバー犯罪対策及びサイバー攻撃対策に従事する捜査官を、民間事業者が開催する研修会に参加させ、情報通信技術に関する最新の知識・技術を習得させることで、日々変化するサイバー空間の脅威に的確に対処している。
- 各部門におけるサイバー捜査の中心的役割を担う人材を育成することで、事件内容に応じたサイバー捜査が可能となる。

【事業の効率性】

- サイバー空間における様々な脅威に迅速かつ的確に対処するためには、民間知見の活用が必要不可欠であることから、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーを委嘱し、サイバー犯罪捜査に資する高度な情報技術について助言を受けるなど事業の効率化を図っている。
- 高度な技術と知識を持ったサイバー人材を育成することで、資機材の効果的な活用、新たな捜査手法の解明や捜査員に対する指導等が可能となっている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	40,420	42,938	40,112	時間	33,000	35,700	36,500
（うち一般財源）	22,353	24,407	22,045	人件費（千円）	135,564	146,656	149,942

6 見直しの内容

継続（**拡充**） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

日々進歩を続ける情報通信機器や技術を悪用した新たなサイバー犯罪の手口に迅速・的確に対処するため、今後も継続して捜査員の育成及び能力の向上を図っていく必要がある。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、サイバー犯罪の増加やサイバー攻撃の発生が懸念されることから、サイバー犯罪・サイバー攻撃の対象となる危険性の高い中小事業者や重要インフラ事業者をはじめ県民のサイバー空間の脅威に対する理解を深めるため、県民のセキュリティ意識の向上に向けた取組みを強化する必要がある。

【見直し内容】

高度な情報通信技術を悪用した事犯に対処するためのサイバーセキュリティに関する特に高度な知識・技術の修得を目的としたトップレベル講習の受講人数を見直した。

県民のサイバー犯罪の脅威に対する理解を深め、セキュリティ意識の向上を図るため、マルウェア感染やフィッシング詐欺、ランサムウェア等のサイバー犯罪の脅威を実体験する「サイバー犯罪体験型コンテンツ」を製作し、同コンテンツを活用した啓発活動を推進する。

事業名	パトロール強化事業		部課(室)	警察本部地域部 地域課	事業 開始年度	H15
-----	-----------	--	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	3	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

1 事業のねらい・目的

警察官の街頭活動（パトロール活動）を強化することにより、犯罪の総量抑制と検挙向上による県内治安の回復を図り、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現する。

2 事業概要

【事業概要】

- 交番・駐在所の再編（平成15年に大規模な再編を実施）
 - 都市化・夜型化が進んだ駐在所を統合して交番化又は隣接の交番等に統合することにより、駐在所の人員を交番にシフトし夜間体制を強化する。
 - 小規模交番を隣接交番に統合し、少なくとも1当務原則として2人以上の交番に転換・大型化し、パトロールや有事即応体制を強化する。
 - 交番・駐在所の配置を管内の治安実態に応じて見直したことに併せ、大型化して在所体制を確保することにより相談等への的確な対応を図る。
- 機動力・顕示力の強化（小型警ら車（ミニパト）の配備）
 - 原則として、各交番にミニパトを配置することにより24時間運用し、機動力・顕示力の高いパトロールを実施して犯罪の抑止・検挙向上を図るとともに交番等施設の廃止に伴う住民の不安感の解消を図る。

【事業計画と実績】

1 交番・駐在所の再編

	再編前			再編計画						再編後			現在		
	交番	駐在所	計	廃止			駐在所からの転換			交番	駐在所	計	交番	駐在所	計
				交番	駐在所	計	交番	駐在所	計						
県下合計	276	294	570	△74	△187	△261	22		22	224	107	331	222	107	329
福岡地区	99	59	158	△15	△28	△43	7		7	91	31	122	91	31	122
北九地区	97	53	150	△35	△26	△61				62	27	89	60	27	87
筑豊地区	39	71	110	△13	△54	△67	4		4	30	17	47	30	17	47
筑後地区	41	111	152	△11	△79	△90	11		11	41	32	73	41	32	73

2 小型警ら車の配備

102台	$\left\{ \begin{array}{l} \text{平成15年度} \\ \text{平成16年度} \\ \text{平成18年度} \\ \text{平成29年度} \\ \text{令和元年度} \end{array} \right.$	87台整備（交番用）	$\left. \begin{array}{l} \text{駐車場確保交番へ} \\ \text{ミニパトを整備} \end{array} \right\}$
		8台整備（交番用）	
		3台整備（交番用）	
		3台整備（交番用）	
		1台整備（交番用）	

3 施設解体

平成15年度～16年度
交番・駐在所施設 計207所解体

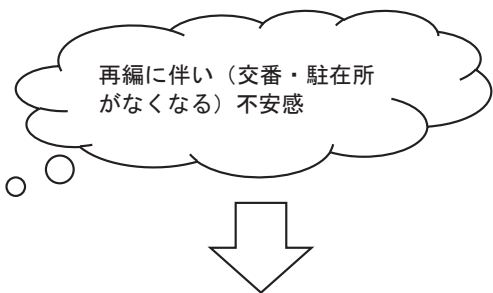
.....
平成24年度以降、上記車両を順次減耗更新（平成24～令和元年度 計80台更新（交番用））

【事業スキーム図】

危機的水準にあった治安の回復のため、犯罪の抑止と検挙向上を図る。

【手段】

- 街頭活動強化のための交番・駐在所の再編による活動基盤を整備
 - 交番と交番を統合し、大型化
駐在所を再編し、交番へ転換（24時間体制へ）
- パトカー等顕示力・機動力の高い街頭活動を強化
 - 全交番へミニパトを配備



小型警ら車で、管内の隅々まで常時パトロールをしっかりと行い、治安の回復を図る。

3 事業目標等

成果指標	(件)	H28	H29	H30	R1	R2	R3
性犯罪認知件数(総合計画)	目標	-					380以下
	実績	435	411	381	321		
住宅対象侵入盗認知件数(総合計画)	目標	-					2,500以下
	実績	2,653	2,446	1,730	1,646		

【指標の考え方】

- 福岡県総合計画（H29～R3）においては、特に対策を講ずる必要がある個別の犯罪に関する数値目標を示しているが、このうち本事業（パトロール事業）に密接に関連する「性犯罪認知件数」及び「住宅対象侵入盗認知件数」を指標とする。
- なお、「住宅対象侵入盗認知件数」については、平成29年及び平成30年には数値目標を下回る認知件数となっているが、県民の体感治安に直結する犯罪として総合計画上の目標に設定されたものであり、また、犯罪の認知件数は年により増減がありうるので指標として継続することとする。
- 指標としては、総合計画上も明記された上記2つの項目とするが、治安事象は常に変化しており、「県民の安全・安心の確保」に向け、その時々々の治安課題に応じたパトロール活動を展開していく。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和3年までに、性犯罪認知件数380件以下、住宅対象侵入盗認知件数2,500件以下とすることを目標値として設定しているところ、令和元年の性犯罪認知件数は321件(前年比-60件)、住宅対象侵入盗認知件数は1,646件(前年比-84件)で推移している。

4 事業の有効性

- 駐在所を再編し、交番に転換（24時間体制）することで、夜間・休日の治安体制が確保できている。
- 交番の大型化により、1交番1日当たりの警察官数を増員し、複数での事案対応ができるとともに、勤務員の不在状態が縮減できる体制を確保した。
- 小型警ら車の配備による機動力・顕示力を活かしたパトロール活動や検挙活動が可能となっている。
- 車両による機動力の確保により、住民の治安に対する不安感、交番・駐在所の再編に伴う不安感を軽減することができている。

【事業の効率性】

- 再編前と比較して交番等施設数が約42%減少したことに伴い、施設の維持及び建替え費用が大幅に削減されている。
- 交番・駐在所を再編し、勤務体制の見直しを図ることで、限られた人員での効率的なパトロール活動等治安対策が可能となっている。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	71,003	84,375	79,569	時間	7,035	7,035	7,025
(うち一般財源)	41,657	48,654	46,821	人件費(千円)	28,900	28,900	28,859

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- 県政モニターアンケートにおいても、警察が今後、特に力を入れるべき活動として、「パトカーや制服警察官によるパトロール」が最も高く、県民の要望の高さを表す結果となっている。
- 指標については、上記のとおり総合計画に明記された「性犯罪認知件数」及び「住宅対象侵入盗認知件数」の2項目としているが、治安事象は常に変化しており、「県民の安全・安心の確保」に向けその時々々の治安課題に応じたパトロール活動を展開していく必要がある。

【見直し内容】

(費用対効果の向上)

- 各警察署の管内実態に応じ、パトカーだけでなく自転車やオートバイも活用するなど「効果的な街頭活動推進のためのパトロールの在り方等の見直し」を行い、燃料費を始めとした経費の有効活用を図る。
- 部内各課との連携を密にし、犯罪やその前兆事象等の情報の共有化を図るとともに、犯罪の発生状況や県民からの要望等の多角的な分析に基づき、地域の犯罪情勢に即した、より効果的なパトロール活動の実施に努める。

(部局間の調整・連携)

- 県民の体感治安改善に向けて「県政モニター」、「県民意識調査」等アンケート結果を参考とし、パトロール活動等に反映する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	犯罪の起きにくい社会づくり推進事業		部課(室)	警察本部刑事部 刑事総務課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
		4	女性がいいきと働き活躍できること		2	社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	2	性犯罪抑止対策の推進 (再掲)
		2	配偶者や交際相手からの暴力等の根絶		3	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進
				4	性犯罪抑止対策の推進	

1 事業のねらい・目的

- 高い解像度を持つ高性能カメラの整備
- あらゆる防犯カメラ画像を収集することが可能な可搬型防犯カメラ収集装置の整備による性犯罪等、犯罪発生を抑止

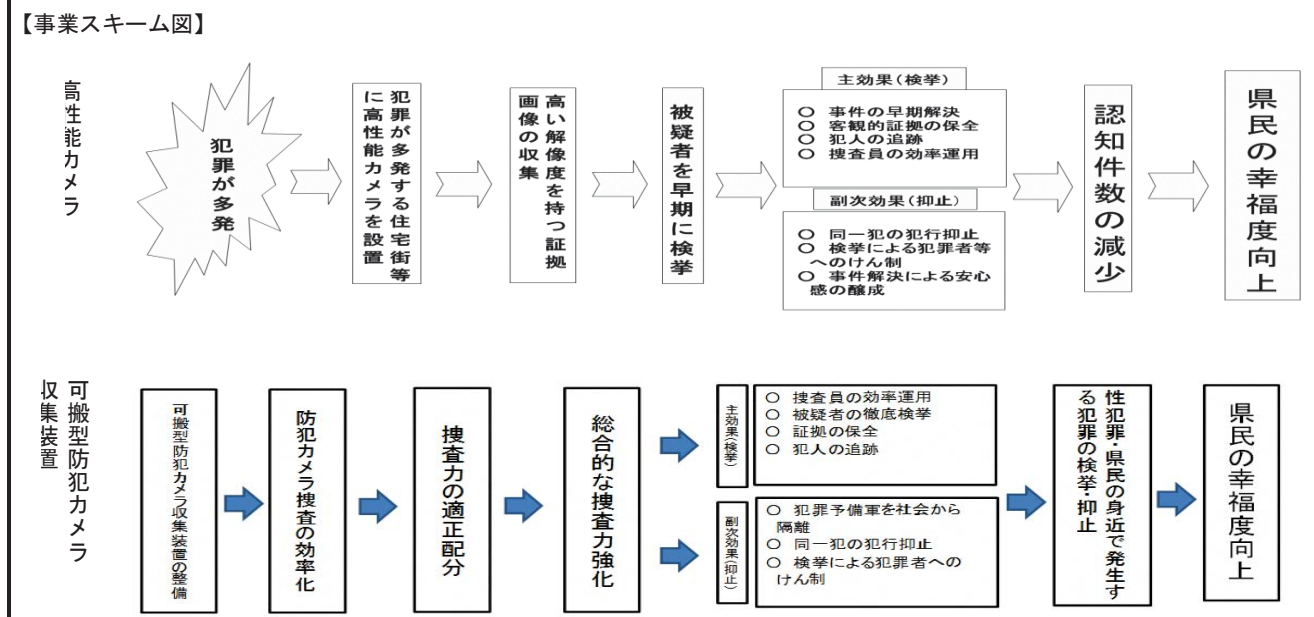
2 事業概要

1 高性能カメラの整備
女性や子どもが被害に遭いやすい性犯罪(強姦性交等・強制わいせつ)等、犯罪の多発地帯に高い解像度を持つ高性能カメラを設置し、夜間でも被疑者を特定し得る客観的証拠を収集し、事件の早期解決及び以後の犯罪抑止を図る。

2 可搬型防犯カメラ収集装置の整備
犯罪発生後、街頭に設置された防犯カメラ画像の収集に当たる際、あらゆる防犯カメラに対応する可搬型防犯カメラ収集装置を活用して効率的な捜査を行うことで、事件の早期解決及び以後の犯罪抑止を図る(平成29年8月に整備)。

	H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		前年比
	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	
強姦性交等(強姦)	65	5位	81	2位	90	3位	62	7位	84	1位	56	4位	90	2位	93	1位	88	3位	-5
強制わいせつ	485	2位	436	2位	467	2位	437	2位	492	2位	379	2位	321	4位	288	3位	233	6位	-55

※1 全国順位は、犯罪率(人口10万人当たり)の全国ワースト順位
 ※2 人口は総務省発表の平成27年国勢調査による



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
性犯罪認知件数 (総合計画)	目標	—	→				380件以下
	実績	435件	411件	381件	321件		

【指標の考え方】

- ・ 福岡県総合計画に掲げる「性犯罪認知件数」を成果指標として設定する。
- ・ 令和3年の認知件数については、平成28年の約10%減を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 平成30年の認知件数は、381件と、前年と比較して30件(約7.2%)減少している。
- ・ 令和元年の認知件数は、321件と前年と比較して60件(約15.7%)減少している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>1 高性能カメラ</p> <ul style="list-style-type: none"> 高性能カメラの設置場所において性犯罪等が発生した際に、その犯行状況等が撮影されていたことで被疑者が検挙されるなど顕著な効果も現れているほか、放火事件、器物損壊事件等の検挙にも大きく寄与している。 近年、公判の動向として客観証拠が一層重視される中、高性能カメラに記録された映像は解像度が高いなど、犯罪の立証において非常に有効な証拠となっている。 犯罪の発生状況に応じたカメラの配置が可能であるなど、固定設置された防犯カメラでは困難な柔軟な運用が可能である。 <p>※ これまでの実績を踏まえ、平成30年1月から高性能カメラの整備規模を拡大</p> <p>2 可搬型防犯カメラ収集装置</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ捜査は犯罪検挙に大きな威力を発揮するが、防犯カメラの増加が進むに比例して、捜査員の作業負担も増加しており、あらゆる防犯カメラ画像の収集が可能な可搬型防犯カメラ収集装置を活用することで、捜査の効率化が可能となった。
	<p>【事業の効率性】</p> <p>従来、捜査員が行っていた張り込み捜査については、高性能カメラを活用し、防犯カメラ捜査にかかる作業負担については、可搬型防犯カメラ収集装置を活用することで人員及び時間を軽減することができ、捻出した捜査力を他の捜査にシフトすることが可能となった。</p>

5 事業費 (千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	28,234	27,973	27,973	時間	5,110	5,110	5,110
(うち一般財源)	28,234	27,973	27,973	人件費 (千円)	20,992	20,992	20,992

6 見直しの内容
<p>継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>
<p>【上記の理由】</p> <p>依然として高水準で発生する性犯罪 (強制性交等・強制わいせつ) はもとより、県民の身近で発生する他の犯罪にも高性能カメラを広く活用して事件の早期解決を図り、県民の幸福度向上を実現するためにも継続した取組みを実施する必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高性能カメラを更に効果的に運用するため、犯罪の発生状況等から、事件検挙に直結する的確な設置場所を選定できるよう、捜査員の犯罪分析能力の向上に努める。 記録された映像の解析から有力な客観証拠を獲得できるよう、運用状況や設置箇所を検証するとともに、捜査員の画像解析能力の向上に努める。 限られた台数の高性能カメラ及び可搬型防犯カメラ収集装置を、より多くの事件に活用できるよう、効率的な運用に努める。 防犯カメラにより得た証拠画像と高性能カメラで撮影した証拠画像を捜査の両輪として更なる検挙向上を図る。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	証拠物件管理システム整備事業	部課(室)	警察本部刑事部 刑事総務課	事業 開始年度	H29
-----	----------------	-------	------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	8	治安を確保するための基盤の充実・強化

1 事業のねらい・目的

- 刑事訴訟法等の一部改正に伴う証拠品の増加に的確に対応
- 証拠品の適切な取扱いによる裁判における立証に対応
- 業務の合理化・効率化による現場捜査力の強化～県内治安の向上

2 事業概要

○ 証拠物件管理システムの導入

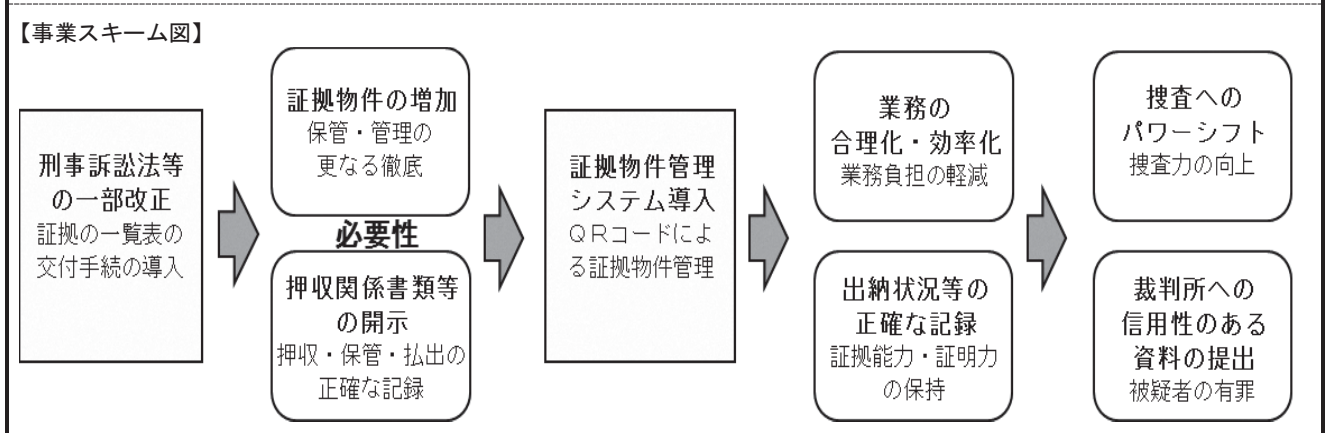
1 証拠物件管理システムとは
証拠物件の押収から保管、管理、取調べ・鑑定等に係る出納、送致・還付等処分に係る払出状況を証拠物件に貼付したQRコードの読取りにより一元的に管理するシステム

2 システムの主な機能

- (1) 証拠物件管理業務
出納・払出の自動記録及び一覧表示(取扱者、取扱日時等)、保管状況の確認(短期から長期への保管区分の変更)
- (2) 証拠物件の検索
QRコード、事件名、保管期間、キーワードによる検索
- (3) 警告機能
事件引継後の未入庫、出納時の未返納、短期保管の滞留、点検期限の切迫、時効送致時期の切迫
- (4) 帳票印字機能(オフライン)
証拠物件保存票、任意提出書、領置調書等の押収関係書類、証拠物件出納簿、鑑定物件出納簿等の証拠物件管理書類等
- (5) その他の機能
アクセス権の指定、事件の秘匿設定、合同捜査事件等部門間の管理、当直による一時権限委譲措置

3 システムの主な効果

- (1) 書類作成の負担軽減～事件情報、証拠物件の品目等の登録情報が帳票印字機能により他の帳票に反映
- (2) 確実な記録～出納、払出等の自動記録、簿冊の作成・記載の省力化
- (3) 点検業務の合理化・効率化～警告機能による未返納の証拠物件等の把握、QRコードの読取りによる効率的な点検作業



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
証拠物件管理システムの整備	目標	整備完了	完全移行	完全運用	—	—	→
	実績	整備完了	完全移行	完全運用			

【指標の考え方】
証拠物件の取扱い及び保管の適正性の担保及び効率化による捜査へのパワーシフトを図るため、これまで警察が保管してきた全ての証拠物件に関する情報を証拠物件管理システムに登録し、令和元年以降、当該システムの完全運用を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
証拠物件管理システムについては、平成30年1月、警察本部刑事総務課において試験運用を実施、同年2月、西警察署及び久留米警察署において試行運用後、同年3月から警察本部を含め全ての警察署において運用を開始し、整備が完了した。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>1 捜査へのパワーシフトが実現 証拠品の保管及び出納手続の簡素化、証拠品に関する作成書類の負担軽減、証拠品の返却状況などの点検の負担軽減が図られ、捜査へのパワーシフトが実現</p> <p>2 管理簿冊の削減 これまで県警全体で年間約450冊作成する必要があった証拠品の管理簿冊を、約70冊に縮減（一約380冊）</p> <p>3 裁判への対応 証拠品の出納状況等が正確に記録されるため、裁判で証拠品の取扱いが争点となった場合、正確かつ信用性のある資料の提出が可能</p>																																																											
	<p>【事業の効率性】</p> <p>1 捜査へのパワーシフト 警察署の管轄によって、事件の発生状況・内容が異なる上、押収・保管する証拠品も多種多様であることから、全体的な事業効果を数値で示すことはできないが、下記検証結果のとおり効率性が認められる。</p> <p>○ 効率性に関する検証結果 証拠品50品を押収した事件を1つ想定し、本システム整備前後について、当該証拠品に関して一般的に実施する作業の所要時間を検証した結果、約118分短縮したことが認められる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">～窃盗事件の犯人を逮捕し、被害品（証拠品）50品を押収した場合を想定～</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">No.</th> <th style="text-align: center;">下記一連の作業の所要時間を検証</th> <th style="text-align: center;">整備前</th> <th style="text-align: center;">整備後</th> <th style="text-align: center;">短縮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>押収した証拠品50品を保管</td> <td style="text-align: center;">70分</td> <td style="text-align: center;">51分</td> <td style="text-align: center;">19分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>犯人の取調べで使用するため証拠品10品を出庫し、取調べ終了後に入庫</td> <td style="text-align: center;">15分</td> <td style="text-align: center;">5分</td> <td style="text-align: center;">10分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>被害者へ証拠品の一部を返還するため、証拠品10品を出庫</td> <td style="text-align: center;">24分</td> <td style="text-align: center;">6分</td> <td style="text-align: center;">18分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>他の警察署へ証拠品の一部を引き継ぐため、証拠品10品を出庫</td> <td style="text-align: center;">15分</td> <td style="text-align: center;">4分</td> <td style="text-align: center;">11分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>他の警察署から引継ぎを受けた証拠品10品を保管</td> <td style="text-align: center;">14分</td> <td style="text-align: center;">8分</td> <td style="text-align: center;">6分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>検察庁へ事件を送致したことにより、証拠品30品の保管の区分を変更</td> <td style="text-align: center;">18分</td> <td style="text-align: center;">3分</td> <td style="text-align: center;">15分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>証拠品30品を封印</td> <td style="text-align: center;">47分</td> <td style="text-align: center;">33分</td> <td style="text-align: center;">14分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>証拠品50品の状態（保管中・返還済み・鑑定中等）を確認</td> <td style="text-align: center;">10分</td> <td style="text-align: center;">2分</td> <td style="text-align: center;">8分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>証拠品30品を点検</td> <td style="text-align: center;">39分</td> <td style="text-align: center;">22分</td> <td style="text-align: center;">17分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">所要時間の合計</td> <td style="text-align: center;">252分</td> <td style="text-align: center;">134分</td> <td style="text-align: center;">118分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 管理簿冊の削減 県警全体で保有している証拠品の管理簿冊は現在約3,200冊であるが、今後は約490冊に削減することができる。</p> <p>3 裁判への対応 「証拠品に犯人以外の者のDNA型が混入したのではないか。」など、裁判で証拠品の取扱い状況が争点となった場合、証拠品に貼付したQRコードの読取り及び取扱者の指紋認証により、「いつ、誰が、どのような理由で、どの事件のどの証拠品を取り扱ったのか。」が正確に記録されている資料を提出することができる。</p>	～窃盗事件の犯人を逮捕し、被害品（証拠品）50品を押収した場合を想定～					No.	下記一連の作業の所要時間を検証	整備前	整備後	短縮	1	押収した証拠品50品を保管	70分	51分	19分	2	犯人の取調べで使用するため証拠品10品を出庫し、取調べ終了後に入庫	15分	5分	10分	3	被害者へ証拠品の一部を返還するため、証拠品10品を出庫	24分	6分	18分	4	他の警察署へ証拠品の一部を引き継ぐため、証拠品10品を出庫	15分	4分	11分	5	他の警察署から引継ぎを受けた証拠品10品を保管	14分	8分	6分	6	検察庁へ事件を送致したことにより、証拠品30品の保管の区分を変更	18分	3分	15分	7	証拠品30品を封印	47分	33分	14分	8	証拠品50品の状態（保管中・返還済み・鑑定中等）を確認	10分	2分	8分	9	証拠品30品を点検	39分	22分	17分	計	所要時間の合計	252分	134分
～窃盗事件の犯人を逮捕し、被害品（証拠品）50品を押収した場合を想定～																																																												
No.	下記一連の作業の所要時間を検証	整備前	整備後	短縮																																																								
1	押収した証拠品50品を保管	70分	51分	19分																																																								
2	犯人の取調べで使用するため証拠品10品を出庫し、取調べ終了後に入庫	15分	5分	10分																																																								
3	被害者へ証拠品の一部を返還するため、証拠品10品を出庫	24分	6分	18分																																																								
4	他の警察署へ証拠品の一部を引き継ぐため、証拠品10品を出庫	15分	4分	11分																																																								
5	他の警察署から引継ぎを受けた証拠品10品を保管	14分	8分	6分																																																								
6	検察庁へ事件を送致したことにより、証拠品30品の保管の区分を変更	18分	3分	15分																																																								
7	証拠品30品を封印	47分	33分	14分																																																								
8	証拠品50品の状態（保管中・返還済み・鑑定中等）を確認	10分	2分	8分																																																								
9	証拠品30品を点検	39分	22分	17分																																																								
計	所要時間の合計	252分	134分	118分																																																								

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	12,960	12,960	12,960	時間	1,353	442	442
（うち一般財源）	12,960	12,960	12,960	人件費（千円）	5,558	1,814	1,814

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <p>現在、警察では本システムにより登録されている証拠物件については、昨年約8万8,000点から約16万点（R1.12現在）と倍増しており、今後、押収する証拠物件も含め、その取扱い状況を正確に記録して適正に管理するためには、本システムの継続が必要不可欠である。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>システムの効果的かつ効率的な利用に向け、職員への指導教養を徹底する。 システム処理の向上や注意喚起のメッセージを表示させる等、適宜、システムの改善を行う。</p>

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子どもと女性の安全対策事業	部課(室)	警察本部 刑事部捜査第一課 生活安全部生活安全総務課	事業 開始年度	H24
-----	---------------	-------	----------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	4 9	女性がいいきと働き活躍できること 災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2 2	社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える 犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	配偶者や交際相手からの暴力等の根絶 安全・安心を実感できる治安の確保	施策	2	性犯罪抑止対策の推進 性犯罪抑止対策の推進 (再掲)
		1				

1 事業のねらい・目的

- 性犯罪被疑者を早期に検挙するための捜査資機材の充実
- 検挙のための武器となる街頭防犯カメラの普及促進
- 被害者層の半数以上を占める若年層の防犯意識の高揚と自主防犯行動の定着化による、性犯罪の抑止

2 事業概要

1 性犯罪捜査基盤の構築による被疑者の早期検挙

(1) 捜査効率化のための捜査資機材の導入【捜査第一課】

- 防犯カメラ画像収集資機材を整備し、犯行状況等を客観的に立証できる客観証拠 (防犯カメラに記録された画像) を早期に収集
- 画像分析装置を整備し、収集した防犯カメラ映像等を効率的に分析
- 画像分析の効率化により、犯人の早期特定・検挙に向けた捜査活動を推進

(2) DNA型鑑定資料採取のための資機材の整備【捜査第一課】

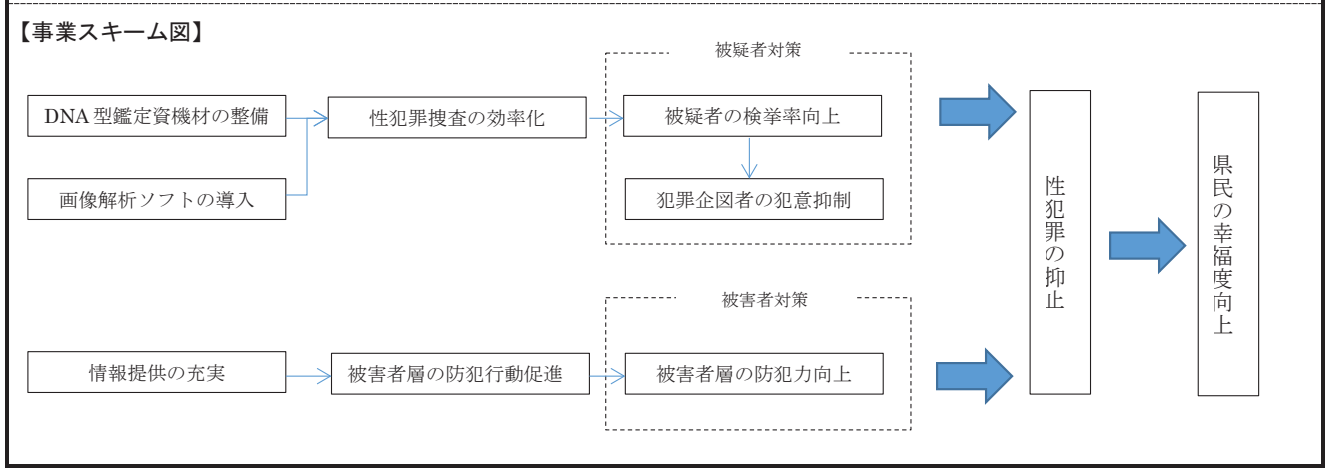
- 犯人と犯行を結びつける証拠であるDNA型鑑定資料を採取する資機材 (微物キャッチャー) を整備
- 効率的なDNA型鑑定により、犯人の早期特定・検挙にむけた捜査活動を推進

(3) 前兆事案管理システムの活用【生活安全総務課】

性犯罪等の前兆と見られる声掛け、つきまとい等に関する情報を一元的に集約する前兆事案管理システムにより、事案情報をタイムリーに把握するとともに、蓄積させたデータの分析を行い、早期に行方者を特定し検挙するなどの先制・予防的活動に活用

2 性犯罪の被害防止に向けた広報啓発の充実【生活安全総務課】

防犯アプリ「みまもっち」に動画等の配信機能を追加し、効果的な広報啓発を実施
 事件発生情報等の地図プロット、プッシュ通知、防犯ブザー機能等、多彩なコンテンツを有するスマートフォン用アプリを情報発信ツールとして開発・運用し、若年層を中心とした県民全体への情報提供を充実。H30年度には、機能を強化し、さらに、R1年度には、SNS広告を活用した防犯広報運用業務を委託



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	...	R3
性犯罪認知件数 (総合計画)	目標						>	380件以下
	実績	576件	435件	411件	381件	321件		

【指標の考え方】

令和3年の認知件数について、平成28年の約10%減を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年の認知件数は321件と、前年と比較して60件減少している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DNA型鑑定資料採取のための資機材の整備について、客観証拠となる捜査上有効なDNA型鑑定資料の採取が促進されている。 ○ 平成25年4月、前兆事案管理システムの運用を開始したことに伴い前兆事案情報の早期収集が可能となった。 ○ 前兆事案管理システムの運用により前兆事案情報の早期収集及び共有化が促進され、幅広い情報分析が可能となった。 ○ 性犯罪を始めとした事件発生情報等をスマートフォン用アプリで手軽に入手できるようになったことで、スマートフォンの普及が進んでいる若年層への情報発信が強化され、防犯意識の向上と自主防犯行動が促進される。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯カメラ画像収集資機材が配備されたことにより、迅速な画像収集が可能となった。 ○ 収集した膨大な量の街頭防犯カメラ映像等の分析には長時間を要していたが、画像分析装置の導入により、分析時間が短縮され、捜査効率が格段に向上した。 ○ 各警察署にDNA型鑑定資料採取資機材を整備することにより、事件発生直後の早期に客観証拠であるDNA型資料の効率的な採取が可能となった。 ○ 前兆事案管理システムを運用したことで、収集した情報の分析に基づいた効率的な捜査による行為者の早期検挙が可能となった。 ○ 事件発生情報の地図プロットや防犯対策情報の提供等、各コンテンツの統合及びSNS広告による防犯に関心のない人にも届く情報提供等で、県民全体への広報啓発を効率的に行うことが可能となった。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	15,384	10,854	13,389	時間	11,064	11,844	11,844
（うち一般財源）	14,851	10,558	12,927	人件費（千円）	45,451	48,656	48,656

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>
【上記の理由】	<p>令和元年の性犯罪の認知件数は、前年と比べて減少しているものの、全国的に見れば未だ高水準で発生している。性犯罪の抑止は県民の願いであり、官民が一体となった取組みが必要であることから、警察としても、引き続き、性犯罪の予防及び検挙の両面において、効果的な取組みを推進する必要がある。</p>
【見直し内容】	<p>（費用対効果の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被疑者の早期検挙及び社会的隔離に結びつけるために、各種資機材・システムを迅速・効果的に活用する。 ○ 各種資機材等を効果的に運用できるよう、研修会等の開催により捜査員の能力向上を図る。 ○ 各種活動を通じて、若年層に対する防犯アプリの周知及び利用促進に関する働きかけを強化することで、被害者層に対する情報発信を強化する。 <p>（部局間の調整・連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県教育庁、県人づくり・県民生活部等関係部門との情報提供を拡大・充実し、防犯行動の促進を図る予定である。 ○ 県生活安全課が運営している「性暴力被害者支援センター・ふくおか」と連携を図り、性犯罪被害者支援制度を確立する。 <p>（その他）</p> <p>被害者層の半数以上を占める若年女性の多くが利用するSNS広告を活用して、性犯罪に関する情報発信を継続して行うことにより、若年層の防犯意識の高揚と自主防犯行動の促進を図っていく。</p>

事業名	重要凶悪事件捜査基盤強化事業	部課(室)	警察本部刑事部 鑑識課	事業 開始年度	H23
-----	----------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	5	重要凶悪事件の徹底検挙

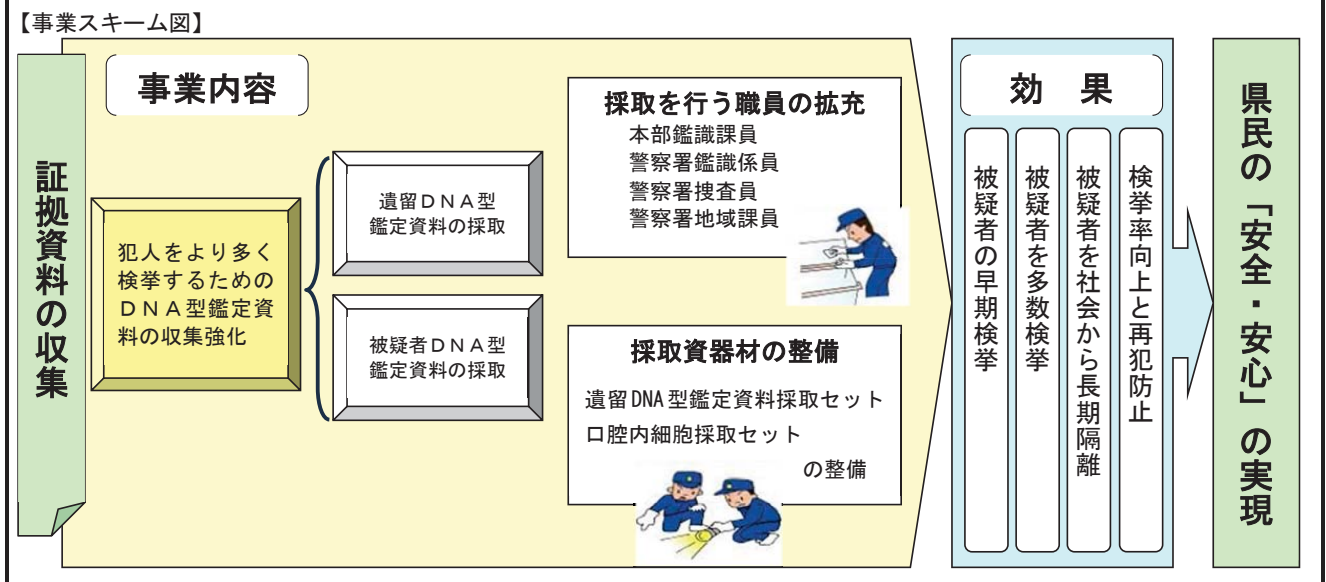
1 事業のねらい・目的

重要凶悪事件等の検挙に向け、初動捜査の充実を図るとともに、新たな司法制度に的確に対応する捜査環境を整備することで、客観証拠に基づいた事案の解明・犯人の検挙を推進し、もって、安全・安心を実感できる治安の確保を図る。

2 事業概要

DNA型鑑定資料の収集強化

- 遺留DNA型鑑定資料の収集強化
犯行現場のDNA型鑑定資料の収集強化を図るため、早期に現場臨場する警察署の鑑識係員や捜査員、地域課員による採取が可能となるよう必要な資器材を整備
- 被疑者DNA型鑑定資料の収集強化
より多くの被疑者からのDNA型鑑定資料の採取が可能となるよう必要な資器材を整備



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
遺留DNA型鑑定資料の採取	目標	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点
	実績	10,850点	8,216点	12,496点	11,097点	11,633点	13,162点	
被疑者等DNA型鑑定資料の採取	目標	3,700件	3,700件	5,000件	7,000件	7,000件	7,000件	7,000件
	実績	4,597件	7,241件	7,957件	7,788件	7,466件	5,744件	

【指標の考え方】

「遺留DNA型鑑定資料の採取」、「被疑者等DNA型鑑定資料の採取」の活動実績としての指標として採取点数を設定した。「遺留DNA型鑑定資料の採取」の令和元年目標採取点数は、前年と同様12,500点とした。「被疑者等DNA型鑑定資料の採取」は、平成24年以降から目標を達成しており、平成29年から設定目標を引き上げ7,000件とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 遺留DNA型鑑定資料の採取
「遺留DNA型鑑定資料の採取」については、年間目標数値を12,500点に設定して取り組んでいる。平成30年は11,633点で、年間目標に達しなかったものの、前年と比べ増加しており、年間目標の数値に近づくペースとなっている。
- 被疑者等DNA型鑑定資料の採取
「被疑者等DNA型鑑定資料の採取」については、平成29年から年間目標数値を7,000件に設定して取り組んでいる。令和元年は5,744件に減少したが、減少の理由は、警察庁への鑑定嘱託件数が増加したためである。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

採取したDNA型鑑定資料は、鑑定後、被疑者DNA型記録と遺留DNA型記録をデータベースに登録することで、殺人事件等の凶悪事件や窃盗事件等の身近な犯罪の解決に多大な効果を上げており、犯人の割り出しや余罪の確認等にも活用されるなど、現在の犯罪捜査において必要不可欠なツールとなっている。

裁判員制度の導入など犯罪捜査を取り巻く情勢の変化により客観証拠を重要視した捜査が求められ、DNA型資料をはじめとした客観証拠は、犯罪の立証に重要な役割を担っている。

データベース新規登録件数 ※登録件数については警察庁に対する鑑定依頼分を含む。

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
遺留DNA型	607件	705件	522件	512件	479件	417件
被疑者DNA型	4,027件	7,138件	8,244件	9,248件	7,010件	7,527件

【事業の効率性】

採取したDNA型鑑定資料については、登録されたデータベースと照合することにより、早期に事件の被疑者や同一犯による事件が判明するなど効率的かつ効果的な捜査が可能となっている。

5 事業費 (千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	16,721	15,458	15,342	時間	4,428	4,416	4,416
(うち一般財源)	8,361	7,729	7,671	人件費 (千円)	18,191	18,141	18,141

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

DNA型鑑定やDNA型データベースの拡充は、犯罪捜査に必要不可欠なものであり、DNA型鑑定資料を採取するための資器材の整備を図るための本事業は今後も継続する必要がある。

【見直し内容】

採取方法をはじめ、DNA型鑑定資料を取り巻く環境は日々進歩しており、少ない資器材で広い範囲を補える効率的な採取資器材も開発されており、事件検挙につながるDNA型鑑定資料の採取に向け、同種資器材の導入や研修会等による捜査員等の採取技術の向上を図り、更なる費用対効果を高めていく。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	暴力団排除総合対策事業		部課(室)	警察本部暴力団対策部 組織犯罪対策課	事業 開始年度	H22
-----	-------------	--	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	1	暴力団壊滅に向けた対策の推進

1 事業のねらい・目的

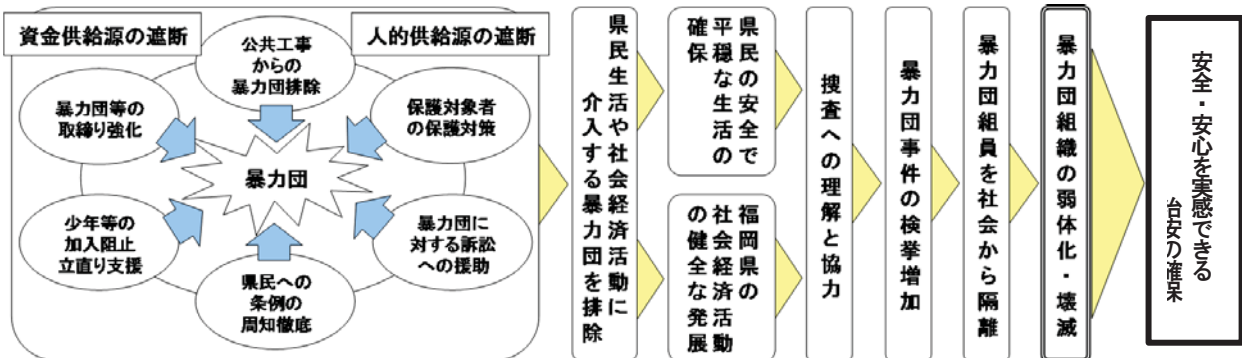
「福岡県暴力団排除条例」を駆使した暴力団組織の弱体化・壊滅

- 県（警察・知事部局等）からの援護体制（保護対策・訴訟支援）を強固にし、暴力団に対する県民の「暴力団排除意識」の高揚を図る。
- 資金供給源・人的供給源遮断対策の徹底～暴力団の活動基盤となる「金」について、その供給源の遮断（公共工事への参入阻止）や資金の剥奪（損害賠償請求）によって、暴力団組織を活動不能に陥らせ、弱体化・壊滅を図る。

2 事業概要

- (1) 公共工事等からの暴力団排除の実施
入札業務等を行う自治体・事業団体に対する迅速・的確な暴力団情報提供
- (2) 保護対象者に対する保護対策の徹底
利益供与を拒否した者等暴力団から危害を加えられるおそれのある者への保護対策の徹底
- (3) 暴力団の排除に資する民事訴訟の援助
暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償請求などの訴訟費用貸付

【事業スキーム図】



3 事業目標等

暴力団の弱体化・壊滅については、暴力団の資金供給源・人的供給源に対する総合的な取組みにより推進する必要があることから、個別の指標を示して評価することは困難である。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 公共事業からの暴力団排除（平成22年以降の延べ件数）
 - ・ 暴力団と密接な交際を有している企業等の関係自治体への通報 143 業者（令和元年末現在）
 - ・ 暴力団員等に対する福岡県暴力団排除条例に基づく勧告 58 件（令和元年末現在）

- 保護対策の徹底（暴力団によると見られる事業者等襲撃事件の発生件数）

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
7件	17件	14件	3件	2件	0件	1件	0件	1件	0件

- 暴力団事務所撤去件数

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
13件	12件	5件	14件	7件	6件	9件	9件	7件	6件

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共工事からの暴力団排除は、暴力団の資金を遮断し、弱体化を図る上で有効な手段であり、情報提供システムを活用し、自治体・事業者団体に対する迅速・正確な暴力団情報を提供することは、先制的な暴力団排除措置に効果的である。 県民の安全確保は、暴力団対策を推進していく上での前提であるが、警察官による警戒と保護対策用資機材の併用によって、保護対策に万全を期し、保護対象者の安心感の醸成に寄与している。 暴力団排除条例に基づく訴訟費用の貸付制度は、工藤會総裁等に対する損害賠償請求訴訟において活用されており、被害者等の損害回復に向けた民事訴訟への支援に止まらず、暴力団の資金剥奪や社会の暴力団排除気運の高揚などに効果的である。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴力団排除の徹底を図る自治体・事業者団体からの暴力団排除に係る照会に対し、迅速・正確に情報提供するためには、各警察署において活用可能な情報管理システムの活用が極めて効率的であるとともに、不可欠でもある。 保護対策資機材の活用により、限られた体制において、県民の安全を確保するための効果的かつ効率的な保護対策が可能となっている。

5	事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
	歳出	20,163	22,197	21,799	時間	119,040	119,040	119,040
	(うち一般財源)	20,163	22,197	21,799	人件費(千円)	489,017	489,017	489,017

6	見直しの内容
	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止) </p>
	<p>【上記の理由】</p> <p>これまでの総合的な取組みにより、本県の暴力団対策は大きく前進しているものの、県内に主たる事務所を置く指定暴力団が5団体存在する(全国最多)など、未だ厳しい情勢が続いており、引き続き、事業効果が高まるよう各種資機材、制度を効果的に活用し、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組みを強力に推進する必要がある。</p>
	<p>【見直し内容】</p> <p>(公共工事からの暴力団排除に向けた部局間の連携強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共工事からの暴力団排除に関し、事業者の指名停止を担当する建築指導課及び県内他自治体との連携強化を図る。(効果的な保護対策の実施) 保護対策用資機材について、随時、その活用状況の検証・見直しを行い、効果的な運用を図る。(民事訴訟費用貸付制度の活用促進) 訴訟費用貸付制度の有効活用による暴力団排除活動の促進に向け、県民、事業者、関係機関との更なる連携強化を図る。

事業名	暴力団対策緊急事業	部課(室)	警察本部暴力団対策部 組織犯罪対策課	事業 開始年度	H25
-----	-----------	-------	-----------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全に安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	1	暴力団壊滅に向けた対策の推進

1 事業のねらい・目的

暴力団対策法・暴力団排除条例の効果的活用による検挙・暴力団排除・保護対策の三位一体の取組みにより、暴力団の弱体化・壊滅を図る。

2 事業概要

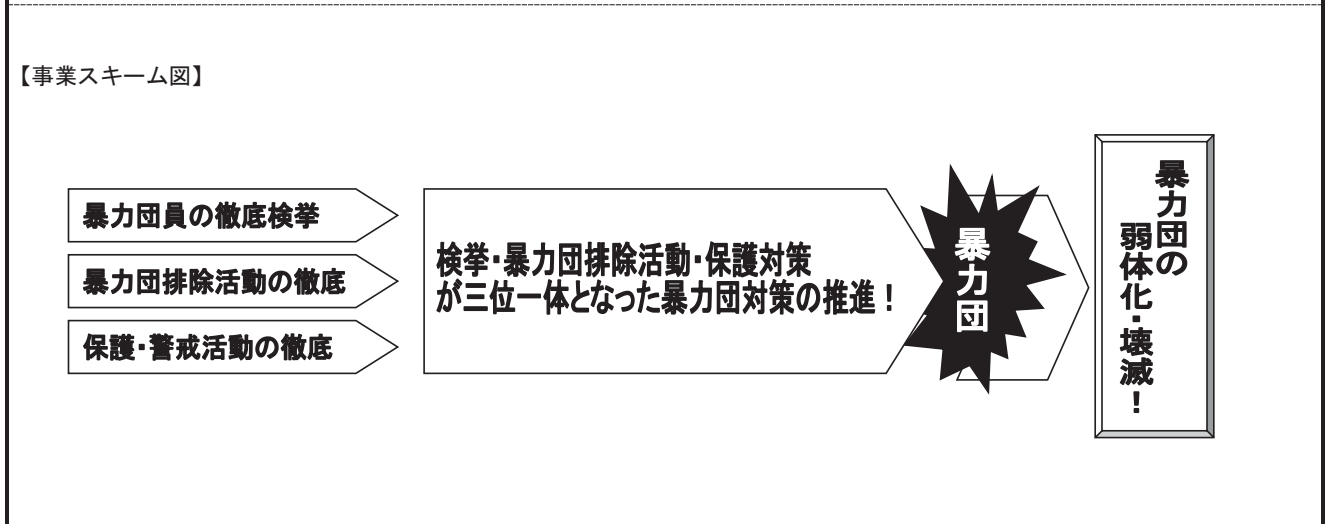
(1) 暴力団員の徹底検挙対策の推進
 検挙対策資機材を効果的に活用し、暴力団対策法を始めとしたあらゆる法令を駆使して、暴力団員の徹底検挙を図る。

(2) 暴力団排除活動の徹底
 暴力団排除条例に基づき、県内の中学校・高等学校における暴力団排除教育を徹底し、青少年の暴力団からの犯罪被害防止及び暴力団への加入阻止を図る。

(3) 保護・警戒活動の徹底
 ア 暴力団排除特別強化地域のうち、防犯カメラの整備がなされていない4地区（中央区天神周辺、飯塚市吉原町周辺、久留米市日吉町周辺、大牟田市大正町周辺）にネットワーク防犯カメラを整備することなどにより、暴力団員等による犯罪を防圧し、県民の安全確保を図る。
 ※ 暴力団排除特別強化地域（が整備対象地区）
 中央区天神周辺地区 八幡西区黒崎周辺地区 大牟田市大正町周辺地区
 博多区中洲地区 飯塚市吉原町周辺地区
 小倉北区堺町周辺地区 久留米市日吉町周辺地区

イ あらゆる警察活動で入手した情報の集約・分析が可能となる各種システムの整備により、多角的かつ高度な情報分析を行い、襲撃事件の抑止を図るとともに、事件の早期検挙を図る。

(4) 元暴力団員を雇用した企業に対する支援制度の整備
 元暴力団員を雇用する事業者（協賛企業）への財政的支援や暴力団離脱希望者に対する旅費、食料費等の支給を行い、元暴力団員が就労しやすい環境を構築し、暴力団員の離脱・就労を増加させることにより、暴力団の人的基盤に打撃を与え、暴力団の弱体化を図る。



3 事業目標等																																							
<p>暴力団の弱体化・壊滅については、検挙・暴力団排除・保護対策が三位一体となった総合的な取組みにより推進する必要がある、個別の指標を示して評価することは困難である。</p>																																							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】																																							
○ 暴力団構成員の検挙状況																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>269人</td> <td>255人</td> <td>272人</td> <td>246人</td> <td>226人</td> <td>193人</td> <td>166人</td> </tr> </tbody> </table>	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	269人	255人	272人	246人	226人	193人	166人																									
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																	
269人	255人	272人	246人	226人	193人	166人																																	
○ 県内暴力団勢力の推移	○ 暴力団排除教育の実施状況（県内中学・高校）																																						
<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年末 1,560人 ・平成27年末 1,480人 ・平成28年末 1,380人 ・平成29年末 1,230人 ・平成30年末 1,100人 ・令和元年末 970人 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度中 565校中543校（実施率96%） 約21万人 ・平成27年度中 564校中538校（実施率95%） 約21万人 ・平成28年度中 560校中537校（実施率96%） 約20万人 ・平成29年度中 560校中532校（実施率95%） 約19万人 ・平成30年度中 557校中529校（実施率95%） 約19万人 																																						
○ 暴力団員の離脱・就労支援状況	○ 協賛企業数																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離脱支援</td> <td>42人</td> <td>65人</td> <td>127人</td> <td>131人</td> <td>121人</td> <td>107人</td> <td>104人</td> </tr> <tr> <td>就労支援</td> <td>6人</td> <td>7人</td> <td>10人</td> <td>16人</td> <td>17人</td> <td>19人</td> <td>17人</td> </tr> </tbody> </table>		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	離脱支援	42人	65人	127人	131人	121人	107人	104人	就労支援	6人	7人	10人	16人	17人	19人	17人	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>54社</td> <td>98社</td> <td>236社</td> <td>283社</td> <td>314社</td> <td>356社</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	R1		54社	98社	236社	283社	314社	356社
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																
離脱支援	42人	65人	127人	131人	121人	107人	104人																																
就労支援	6人	7人	10人	16人	17人	19人	17人																																
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																	
	54社	98社	236社	283社	314社	356社																																	

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団排除教育を実施した中学・高校の生徒及び教職員からの反応は、「非常に分かりやすい授業だった。来年も実施して欲しい。」など高評価を得ている。 ・暴力団の実態や悪質性等に関する教育を継続することは、青少年の暴力団犯罪被害防止や暴力団加入阻止など、暴力団組織への人的供給源の遮断を図る上でも有効である。 ・画像分析機器等の整備により、効率的かつ正確な分析が可能となり、捜査活動、保護警戒活動の強化に有効である。 ・元暴力団員を雇用する事業者（協賛企業）への財政的支援等は、元暴力団員が就労しやすい環境を構築するため、協賛企業の拡大を図る上で有効である。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団排除教育を実施する暴排先生が作成した「暴排マンガ」の県警察ホームページでの配信、各種暴追大会等における「暴排教室」模擬授業の実施など、学校における暴力団排除教育だけでなく、機会あるごとに暴力団排除の重要性の発信が可能となっている。 ・画像分析機器等の整備により、画像分析時間の短縮や捜査員の負担軽減に繋がるなど、効果的かつ効率的な捜査、保護・警戒活動の推進が可能となっている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	120,242	175,540	174,003	時間	119,040	119,040	119,040
（うち一般財源）	120,182	175,479	173,929	人件費（千円）	489,017	489,017	489,017

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
【上記の理由】
<p>これまでの取組みにより本県の暴力団対策は大きく前進しているものの、未だ厳しい情勢は続いており、引き続き、検挙・暴力団排除・保護対策を三位一体として総合的な暴力団対策を推進し、暴力団の弱体化・壊滅に結びつけ、県民の安全・安心を確保する必要がある。</p>
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> ・保護対策資機材の整備（▲778千円）、情報分析室の改修（▲953千円）については完了。（費用対効果の向上） ・事業効果をより高めるため、検挙・保護対策用資機材、スマートフォン解析装置等のシステム等の効果的運用に向け、捜査員に対する教養を徹底し、資機材の効果的な運用を図る。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	暴力団事務所撤去促進事業		部課(室)	警察本部暴力団対策部 組織犯罪対策課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全に安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故がない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	1	暴力団壊滅に向けた対策の推進

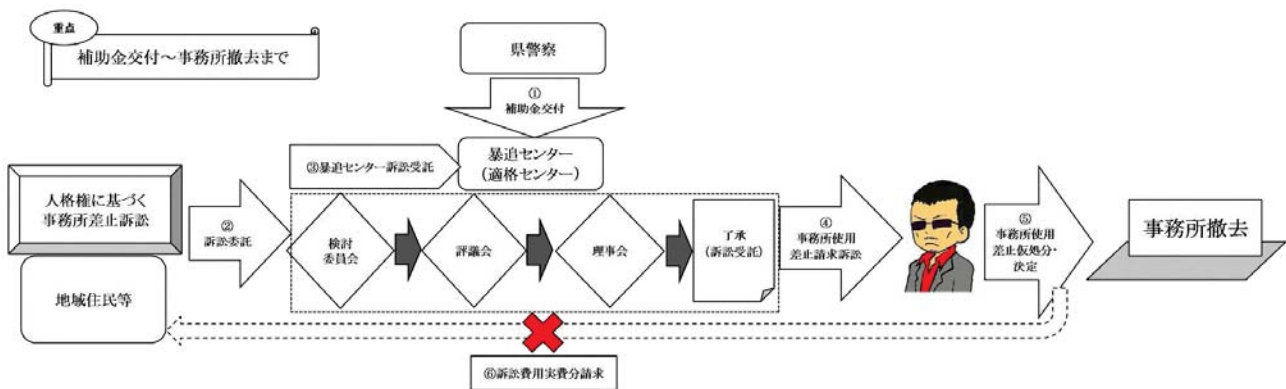
1 事業のねらい・目的

○ 都道府県適格センター（暴追センター）による暴力団事務所使用差止請求訴訟（代理訴訟制度）の活用を促進し、暴力団の事務所撤去という暴力団の弱体化を目に見える成果として示すことにより、県民の暴力団排除意識の高揚を図る。

2 事業概要

○ 暴力団事務所使用差止請求に伴う県民等の経済的負担の軽減
 県民から委託を受けた都道府県適格センター（暴追センター）が行う事務所使用差止訴訟において、委託者である県民が負担することとなる訴訟費用を補助することで経済的負担を軽減し、事務所撤去活動を活性化させる。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

活動指標		H28	H29	H30	R1	R2
都道府県適格センター（暴追センター）による暴力団事務所使用差止請求訴訟	目標	—	2件	2件	2件	2件
	実績	1件	0件	1件	1件	

【指標の考え方】

暴力団事務所使用差止請求訴訟の期間は事案ごとに長短があることから、年度単位で定める指標としては成果指標ではなく活動指標（訴訟件数）を示す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 都道府県適格センター（暴追センター）による暴力団事務所使用差止請求訴訟については1件の適用に至っている。
- その他、暴追センター等と連携して五代目工藤會本部事務所や太州会飯塚本部事務所、道仁会傘下組織事務所等の撤去を進めているが、本件制度の適用要件である、いわゆる人格権に基づくものではないため未達成となっている。
- ※ 目標達成に向けて事務所付近の住民や弁護士等に対して制度の周知活動を実施している。

事務所撤去件数

H28	H29	H30	R1
9件	9件	7件	6件

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・ 事務所撤去による地域社会の環境浄化と社会経済活動の活性化を図る上で有効である。
	【事業の効率性】 ・ 訴訟費用を補助することで、県民等の経済的負担を軽減するとともに、暴力団情勢に即応した戦略的な事務所撤去活動の推進が可能となっている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	0	5,000	5,000	時間	17,280	17,280	17,280
（うち一般財源）	0	5,000	5,000	人件費（千円）	70,986	70,986	70,986

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 これまでは警察側の警告などにより暴力団側が事務所を撤去したものであったが、本県の暴力団の尖鋭化動向を鑑みれば、今後、警察側の警告に従わない事案が発生するおそれがあり、本事業による暴力団事務所使用差止請求訴訟（代理訴訟制度）の活用促進により、事務所撤去活動を更に推進する必要がある。
【見直し内容】 （関係機関等との連携） 暴力団事務所撤去を促進していくため、地域住民、暴追センター、弁護士等との更なる連携を図る。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	危険ドラッグ対策事業	部課(室)	警察本部 暴力団対策部薬物統器対策課 刑事部科学捜査研究所	事業開始年度	H27
-----	------------	-------	-------------------------------------	--------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	6	薬物乱用防止対策の推進

1 事業のねらい・目的

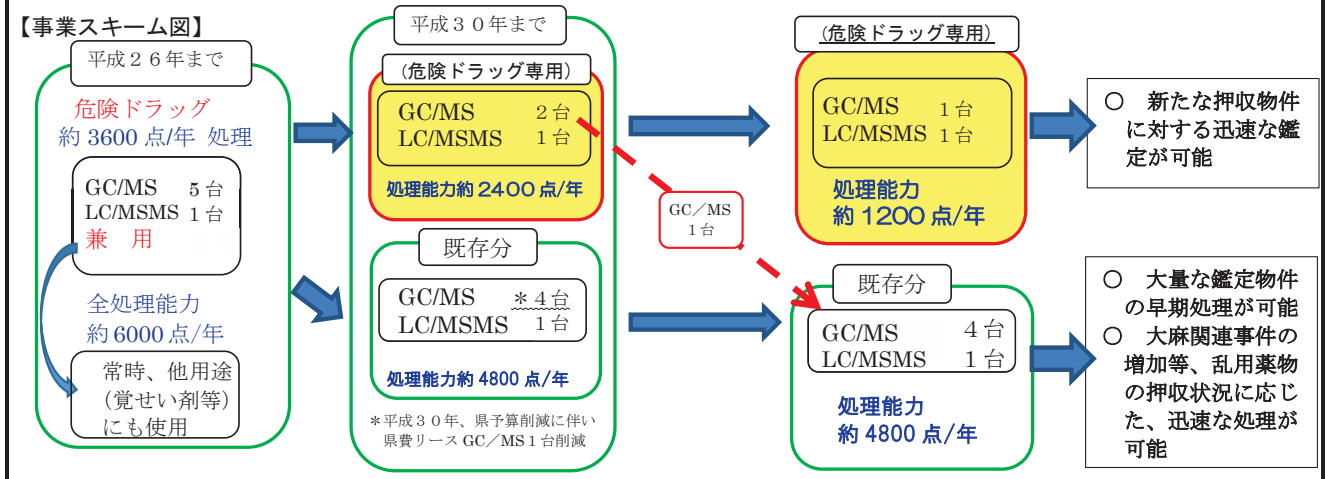
危険ドラッグ販売店・密売人等の供給側の徹底した摘発、危険ドラッグ乱用者への取締りの強化等により、危険ドラッグの蔓延防止を図る。

2 事業概要

危険ドラッグ関連の押収物の鑑定に使用する鑑定機器の増強

(1) スクリーニング用機器 (GC/MS) 1台
GC/MSは、分離能力が高く、簡便、スクリーニングに適している。

(2) 精密分析用機器 (LC/MSMS) 1台
LC/MSMSは、感度と識別能力が高く、詳細な構造情報が得られる。



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29
危険ドラッグ鑑定処理点数	目標	5,300	6,800	6,800
	実績	5,275	4,253	1,206

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
危険ドラッグ鑑定処理率	目標				> 100%	100%	100%	100%
	実績				98.6%	102%		

【指標の考え方】

- 事業開始当初は、平成30年までに鑑定処理の滞留解消を図ることを目的として、鑑定処理点数を成果指標として設定
- 平成29年で鑑定処理の滞留が解消されたことから、平成30年以降は、危険ドラッグの鑑定処理率 (鑑定処理点数/鑑定受理点数) を成果指標とし、処理率100% (滞留なし) を目標として設定

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 県内の危険ドラッグ販売店は全て一掃、電話注文販売やインターネット取引による密売の摘発を推進
- 令和元年中の危険ドラッグ鑑定処理率は約102%である。(平成30年12月受理の18点を令和元年中に処理したため、100%を超えているもの、長期の滞留はなし。)

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ○ 危険ドラッグの供給側の摘発、危険ドラッグ乱用者の取締り強化により危険ドラッグの蔓延防止を図る上で、証拠物の早急な鑑定は必要不可欠であり、鑑定機器の増強による早期鑑定は事件検挙・蔓延防止に向けて重要な役割を担っている。 ○ 本事業により、鑑定処理能力が増強したことから、鑑定の滞留が解消でき、証拠物の早期鑑定を実施中である。
	【事業の効率性】 ○ 鑑定機器の増強により、より多くの証拠物の鑑定が可能になり、早期検挙、危険ドラッグの蔓延防止につながるとともに、覚醒剤・大麻をはじめとする他の毒劇物鑑定を効率的に実施することが可能となった。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	6,916	6,879	6,843	時間	3,767	3,782	3,813
（うち一般財源）	6,916	6,879	6,843	人件費（千円）	15,475	15,536	15,663

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>												
【上記の理由】 ○ 販売店舗の一扫及び密売形態への移行から、危険ドラッグ関連の検挙人員（平成27年96人）及び鑑定受理点数は大きく減少しているものの、インターネットによる取引など危険ドラッグの流通が認められ、予断を許さない状況である。 ○ 厚生労働省が指定する指定薬物は令和元年末現在で2,378物質であり、令和元年中15物質が追加指定されていることから、今後も新たに追加される指定薬物の鑑定に対応する必要がある。 ○ 未指定の類似危険ドラッグ等を事件捜査の過程で早急に鑑定し、追加指定に向けた取組みの必要性がある。													
【見直し内容】 （費用対効果の向上） ○ 危険ドラッグの指定は年々増加していく現状から、新たに指定された薬物のサンプリングを徹底し、早期鑑定が可能になる体制を整備する。 （部局間の調整・連携） ○ 知事部局薬務課と連携を密にし、徹底した取締り及び鑑定の強化を図る。 （その他） ○ 危険ドラッグ乱用者の取締り強化により、危険ドラッグから大麻の乱用に移行している傾向が見られ、平成27年以降大麻関連事件が増加している。 よって、現在危険ドラッグ専用として運用している鑑定機器のうち、既存分であるGC/MS1台を危険ドラッグ以外の鑑定用として運用するなど、乱用薬物の押収状況に応じて、より事業の有効性、効率性が高まり、県下における総合的な薬物乱用対策の推進を図る。													
【大麻関連事件の検挙人員の推移】	<table border="1"> <tr> <th>年</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> <tr> <td>検挙人員</td> <td>129人</td> <td>155人</td> <td>186人</td> <td>202人</td> <td>278人</td> </tr> </table>	年	H27	H28	H29	H30	R1	検挙人員	129人	155人	186人	202人	278人
年	H27	H28	H29	H30	R1								
検挙人員	129人	155人	186人	202人	278人								

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	交通事故総量抑制総合対策事業 (飲酒運転撲滅対策事業)	部課(室)	警察本部交通部 交通企画課	事業 開始年度	H24
-----	--------------------------------	-------	------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	道路交通の安全確保	施策	1	飲酒運転撲滅対策の推進

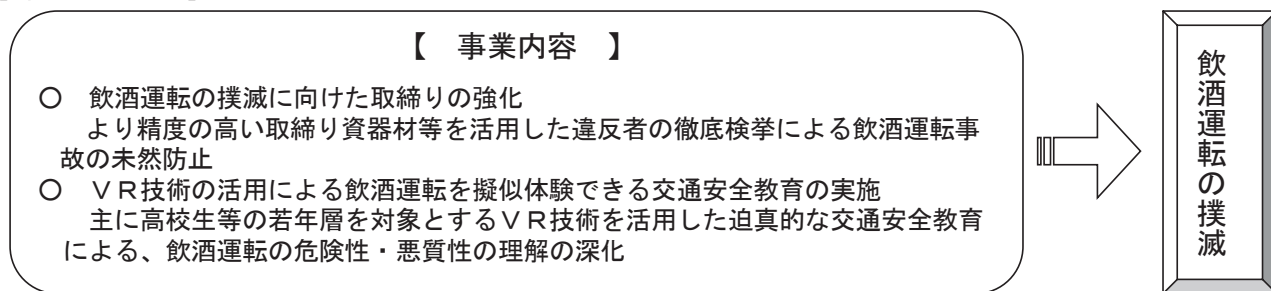
1 事業のねらい・目的

- 違反者の徹底検挙による飲酒運転事故の未然防止
警察の取締りを巧みに逃れようとする悪質違反者を徹底検挙する。
- 受講者の心に届く「飲酒運転撲滅にかかる交通安全教育」の展開
主に高校生等の若年層を対象として、飲酒運転の危険性等を実感させるためのVR（バーチャルリアリティ）技術を活用した交通安全教育を行い、更なる飲酒運転の撲滅を推進する。

2 事業概要

- 飲酒運転の撲滅に向けた取締りの強化
より精度の高い取締り資器材（新型デジタル式アルコール測定器）の導入等により、違反者を徹底検挙し、飲酒運転事故の発生を防止する。
- VR技術の活用による飲酒運転を擬似体験できる交通安全教育の実施
従来の講義形式を中心とした交通安全教育に加え、主に高校生等の若年層を対象に
 - ・ VR技術の活用による迫真的な交通安全教育の展開（臨場感のある飲酒運転事故等を疑似体験）
 - ・ 本県独自の施策である「飲酒運転通報訓練」とVR技術を連動させた取組みを推進することにより、飲酒運転の危険性・悪質性の理解の深化を図る。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
飲酒運転による交通事故発生件数	目標	120件以下	_____	_____	_____	110件以下
	実績	126件	144件	133件		

※ 令和3年の目標値については、福岡県総合計画及び第3次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画による。
 ※ 平成29年の目標値については、第2次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画による。

【指標の考え方】

- 福岡県総合計画（平成29年～令和3年）
実現可能性、第2次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画の目標値等を勘案し、平成28年（158件）の約30%減を目指して設定したもの。
- 第3次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画（平成30年～令和3年）
実現可能性等を勘案し、また、既に設定されていた福岡県総合計画の目標値と同一としたもの。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年の飲酒運転による交通事故の発生件数は、133件（前年同期比-11件）と、減少はしたものの高止まりの状態にあり、このままでは、飲酒運転事故件数を令和3年までに110件以下とする、福岡県総合計画及び第3次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画で定める目標の達成が厳しい状況である。

対策として、飲酒運転による交通事故の発生状況等の分析に基づく取締り計画の策定及び確度の高い飲酒運転通報の獲得による徹底検挙、飲酒運転の危険性を理解させる交通安全教育等を推進していく。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>○ 新型デジタル式アルコール測定器の配備により、アナログ式に比べ精度の高い測定を行うことができ、アナログ式検知器では基準値の境目で検挙に至らなかった違反者についても検挙することが可能となった。 また、測定結果の数値がデジタル表示されることで、違反者に対する飲酒検知結果の説明を容易、かつ、明確に行うことが可能となった。</p> <p>※ 新型デジタル式アルコール測定器の配備台数 (平成28年度から平成30年度までに計217台導入)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備数</td> <td>73</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>217</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧型デジタル式アルコール測定器の配備台数 81台(平成24年度から平成26年度までの間)</p> <p>○ VR技術の活用による交通安全教育には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲360度の視界や音響で飲酒運転を逼真的に擬似体験でき、飲酒運転の危険性、悪質性を理解させることができる ・ 実際に飲酒した状態で自動車学校のコース内を運転するような飲酒運転の実体験に比べ、時間的、場所的な制約を受けず、かつ、安全・簡単に行うことができる(未成年も体験可能) ・ デジタル機器に親和性の高い若年世代の関心を惹きやすい <p>等の利点があり、導入したことで、飲酒運転の危険性等を実感させる交通安全教育の推進に繋がった。 また、VR技術による飲酒運転撲滅に係る交通安全教育は、全国でも初の試みであったため、マスコミ等を通じて広く報道され、飲酒運転撲滅機運の高揚に繋がった。</p>	年度	H28	H29	H30	計	整備数	73	72	72	217
	年度	H28	H29	H30	計						
整備数	73	72	72	217							
<p>【事業の効率性】</p> <p>VR技術の活用による交通安全教育は、主に高校生等を対象に設定しており、体育館等で全校生徒が集まる機会を活用して効率的に実施している。</p>											

5	事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
	歳出	46,209	16,430	19,314	時間	800	800	800
	(うち一般財源)	30,107	13,501	16,330	人件費(千円)	3,287	3,287	3,287

6	見直しの内容
	<p>継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)</p>
	<p>【上記の理由】</p> <p>飲酒運転の撲滅は、県民の願いであるが、前記のとおり未だ厳しい状況にあることから、県警察としても引き続き、飲酒運転撲滅の実現に向けた効果的な取組みを推進する必要がある。</p>
	<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒運転の撲滅に向けて、飲酒運転情報の多角的な収集・分析に基づき、新型デジタル式アルコール測定器等を活用して、違反者の徹底検挙を図る ・ VR技術を活用した体験型の交通安全教育を推進する。

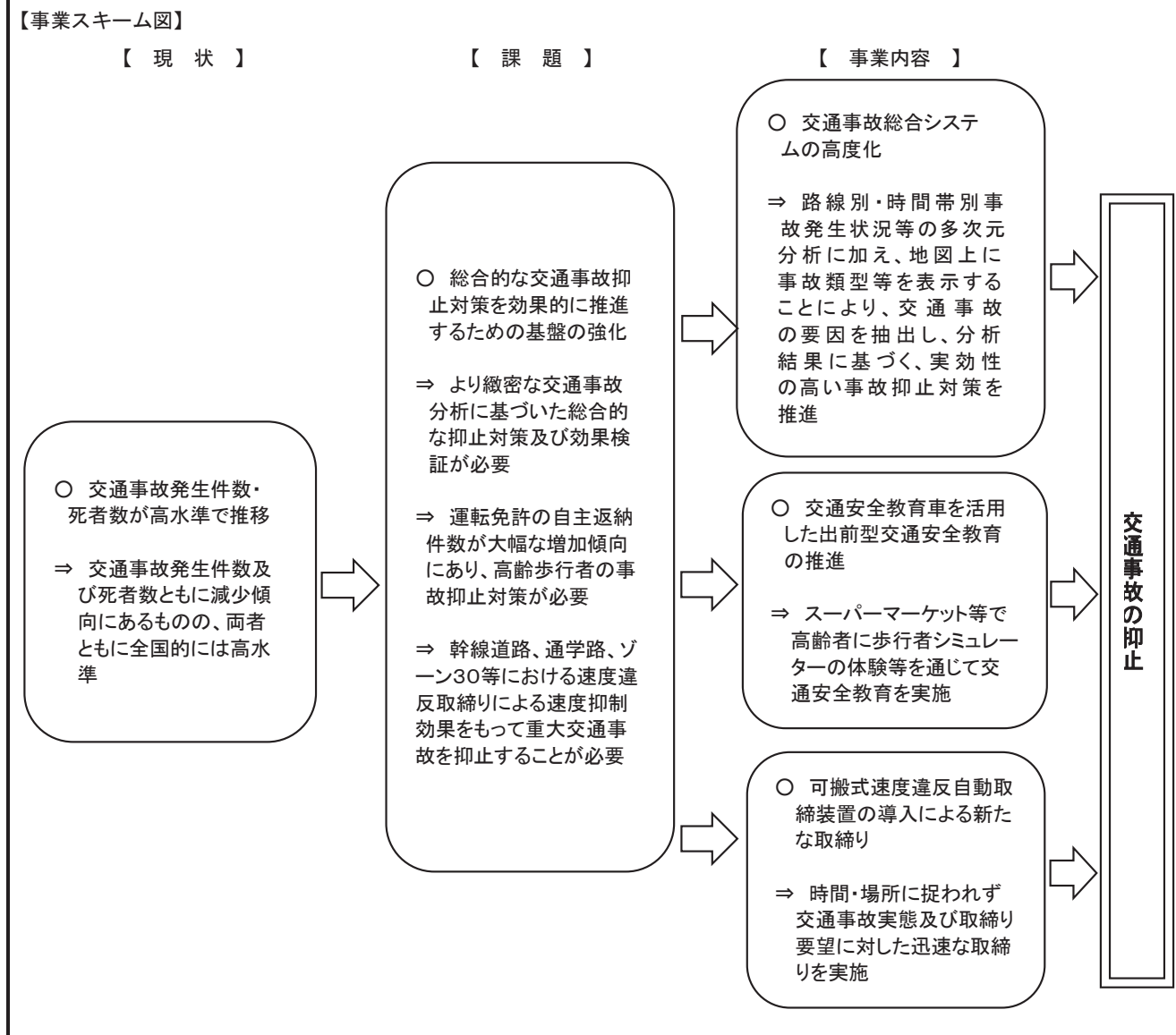
事業名	交通事故抑止総合対策推進事業		部課(室)	警察本部交通部 交通企画課 交通指導課	事業 開始年度	H26
-----	----------------	--	-------	---------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	道路交通の安全確保	施策	2	交通安全対策の推進

1 事業のねらい・目的
 交通事故のない「安全・安心ふくおか」の実現 ～ 福岡県総合計画に掲げた数値目標の達成と全国ワースト上位からの脱却 ～
 (1) 総合的な交通事故抑止対策を推進するための事故管理・分析システムの高度化
 (2) 飲酒運転・高齢者・自転車に対する重点的な対策の推進
 (3) 場所に捉われない機動的な速度違反取締りの推進

2 事業概要

- 総合的な交通事故抑止対策を効果的に推進するための基盤の強化～交通事故総合システムの高度化
 統計中心であった従来のシステム(H7)に多次元分析機能及びGIS(地図情報システム)機能を付加し、路線別・時間帯別事故発生状況等の分析に加え、地図上に事故類型等を表示することにより、より高度な交通事故分析を行い、実効性の高い交通事故抑止対策を推進する。【平成26年12月運用開始、令和元年12月更新】
- 高齢歩行者に対する交通安全教育車を活用した出前型交通安全教育の推進
 高齢者が日頃から利用するスーパーマーケット等に交通安全教育車を持ち込み、高齢者に歩行者シミュレーターの体験等を通じた実効性の高い交通安全教育を実施する。【令和2年3月運用開始予定】
- 可搬式速度違反自動取締装置による新たな取締り(場所に捉われない機動的な取締り)の実施
 取締装置は軽量で持ち運びが簡易なため、幹線道路のほか、生活道路、通学路等においてリアルタイムな取締りが可能で、違反現場では、違反車両の速度測定及び写真撮影の採証活動を行い、後日呼び出して違反者を検挙する。



3 事業目標等

成果指標		H28	H30	R1	~	R2	R3
交通事故発生件数（総合計画）	目標	40,000件以下				36,000件以下	36,000件以下
	実績	37,308件	31,279件	26,936件			
交通事故死者数（総合計画）	目標	120人以下				100人以下	100人以下
	実績	143人	136人	98人			

※第10次福岡県交通安全計画～H28年～R2年
福岡県総合計画～H29年～R3年

【指標の考え方】

- ・ 令和3年の交通事故発生件数については、平成28年の5%減を目指す。
- ・ 令和3年の交通事故死者数については、平成28年の30%減を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年中の交通事故発生件数にあつては、26,936件（前年比-4,343件）、死者数にあつては98人（前年比-38人）といずれも大幅に減少している。
死者数の減少要因としては、歩行中の死者が34人（前年比-34人）と減少し、そのうち高齢者が22人（前年比-27人）と減少するなど導入効果が認められる。
しかしながら、交通事故件数及び死者数の更なる減少を図るためには、緻密な分析結果に基づく総合的な交通事故抑止対策が必要である。

有効性・効率性

【事業の有効性】

- 交通事故総合システムの高度化により、交通事故の発生場所・時間、事故類型、路線、事故当事者の年齢など複数の統計項目を自由に組み合わせた多次元分析に加え、地図上に交通事故の発生状況等を表示させ可視化することにより、事故多発地域、多発路線等を一目で把握することができ、分析結果に基づいた実効性の高い交通事故抑止対策を行うことが可能である。
また、交通事故管理・分析システムの機能を拡充したことにより、県警察内に蓄積される交通情報等を多角的に収集・分析した上で、分析結果に基づく飲酒運転をはじめとした取締り活動等の強化に繋げる取組みが可能である。
- 交通安全教育車の配備により、従来の集合型交通安全教育の参加に消極的であった高齢者に対しても効果的な交通安全教育の実施が可能となり、増加傾向にある高齢者関連事故が抑止される。
- 可搬式速度違反自動取締装置の配備により、指定30km/h規制道路（ゾーン30を含む）において、取締り前と取締り後の平均速度を測定（10箇所検証）した結果、取締り前の速度より3.5km/h抑制しているほか、SNS（twitter）を利用して可搬式速度違反自動取締装置による取締り情報を発信することで県民の安全運転意識の高揚が期待される。

【事業の効率性】

- 交通事故総合システムの導入により、上記のような詳細な分析が簡易な作業により可能となったことから、交通事故抑止に向けた有益な基礎資料の集積に加え、事務の合理化・省力化が図られ、限られた人員の中、現場での活動力の強化が図られる。
- 交通安全教育車の配備により、資機材の搬送に必要な人員・車両の確保が不要となることから、交通安全教育業務が効率化され、さらに、同車両に自転車シミュレーター等の資機材を積載することで、より多角的な運用も可能となる。
- 可搬式速度違反自動取締装置の配備により、少ない警察力で取締りが可能なため、その余った警察力をその他の交通安全対策へ投入可能となる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	27,258	34,759	44,457	時間	2,363	5,780	11,007
（うち一般財源）	27,258	31,865	40,255	人件費（千円）	9,708	23,745	45,217

6 見直しの内容

（継続） 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） （一部改善） 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

交通事故発生件数は大幅に減少し、死者数も令和元年は過去最少を記録するなど導入効果が認められるものの、福岡県総合計画に掲げられた「令和3年までに交通事故死者数を100人以下」という目標を達成し、維持するには、交通死亡事故等の緻密な分析に基づいた総合的かつ長期的な交通事故抑止対策を継続して講じる必要がある。

【見直し内容】

- ・ 交通事故多発地域及び地点を抽出のうえ、それぞれの事故原因に応じた個別の抑止対策を実施するなどし、交通事故総量の更なる抑止及び死者数の減少を図る。
- ・ 交通事故発生状況及び交通違反取締り状況を地図上で重ね合わせて比較するなどし、交通違反取締りの効果を検証するとともに、より効果的な交通取締り計画の策定を図る。
- ・ システムの更新等により拡充・強化した各種分析機能を効果的に活用するとともに、交通事故分析の更なる高度化を図る。
- ・ マスコミ等に対し、事故分析に基づいた情報発信を行うことにより交通事故抑止を図っているところであるが、効果的な情報発信を更に推進し、交通事故防止に対する県民の関心を一層高める。
- ・ 交通事故による死者の半数以上を占める高齢者に対して、交通安全教育車による出前型の参加・体験・実践型交通安全教育を展開し、高齢者の交通事故抑止を推進する（+4,488千円）。
- ・ 可搬式速度違反自動取締装置を増台することにより、更なる速度違反取締りを推進する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	災害対応能力強化事業	部課(室)	警察本部警備部 警備課	事業 開始年度	H30
-----	------------	-------	----------------	------------	-----

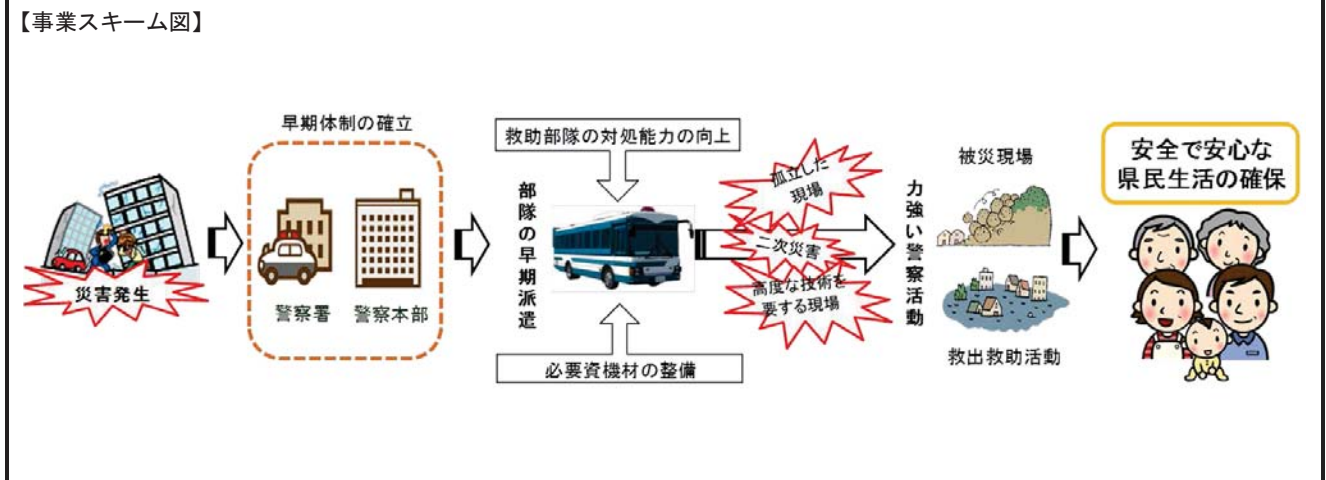
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	1	災害に強いまちをつくる
	小項目	1	防災・減災対策の推進	施策	1	防災危機管理体制の強化

1 事業のねらい・目的

- 大規模災害発生時に、現場の被害情報等をリアルタイムに収集するなど迅速的確な情報収集を実現させる。
- 専門的な知識と高い救助技術が習得できる講習を受講し、救助部隊の対処能力を向上させる。
- 救助部隊に災害対策資機材を整備し、災害発生時における迅速かつ的確な救助活動を推進する。

2 事業概要

- 迅速的確な情報収集
 - ・ 小型で軽量のウェアラブルカメラを救助部隊に配備
 - ・ 現場の映像をリアルタイムで災害警備本部に配信し、災害の規模に応じた的確な部隊投入を実現
- 救助部隊の対処能力を向上させるため、より専門的な技術、知識を習得できる講習を受講 (レスキュースリー講習、JPTECミニコース講習を受講)
- 救助部隊に災害対策資機材の整備
 - ・ 倒壊の危険性のある建物等の迅速、効果的な安定化措置を図り、要救助者及び救助隊員の安全を確保するための「レスキューサポート」を整備
 - ・ 土砂混じりの流木等の迅速、効率的な切断・排除作業を行うための「チェーンソー」を整備



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2
防災訓練等における映像伝送訓練実施回数	目標	2	2	2
	実績	1	4	

【指標の考え方】

- ・ 目標値については、九州管区広域緊急援助隊合同訓練及び県総合防災訓練等において、ウェアラブルカメラを使用した映像伝送訓練を実施することとした。
- ・ 講習については、受講計画に基づき受講するため、成果指標として設定するのは困難である。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 平成30年は8月1日からの運用であったため、九州管区広域緊急援助隊合同訓練及び県総合防災訓練が運用開始時に終了しており、目標の達成には至っていない。
- ・ 令和元年は、指標に挙げる訓練での映像伝送訓練に加え、市町村主催の防災訓練において映像伝送訓練を実施した。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>救助隊員が頭部等に小型で軽量のウェアラブルカメラを装着したまま救助活動等を行うことができるため、1人の隊員が救助活動と情報収集を同時に行うことができる。</p> <p>現場の映像をリアルタイムで災害警備本部に配信することで、現場の状況や規模を的確に把握することができ、被災状況等に応じた部隊投入の判断や職員の受傷事故防止の指示等に役立てることが可能となる。</p> <p>警察の救助部隊が遭遇・対処することになる蓋然性の高い現場は、倒壊家屋の建物等、要救助者が自力では脱出が不可能な現場（閉じ込め）や河川の氾濫やがけ崩れ等による流木等の瓦礫が山積した現場であり、レスキューサポートやチェーンソーを整備することにより、一人でも多くの要救助者を救助し、被害の最小化を図ることができる。</p> <p>なお、台風第19号による豪雨災害に伴う広域緊急援助隊の福島県特別派遣において、ウェアラブルカメラによる災害現場の映像伝送を実施した。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>災害警備活動のほか、治安警備活動や雑踏警備活動等における情報収集に活用するなど、多角的かつ効率的な運用を行っている。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	9,174	22,440	9,467	時間	62	372	600
（うち一般財源）	9,174	22,440	9,467	人件費（千円）	255	1,529	2,465

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 </p> <p> <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>救助活動と情報収集活動を同時に行えるなど、業務の効率化、省力化が図れるとともに、収集した情報を元に的確な部隊運用や職員の受傷事故防止が図れるため、今後も積極的な運用を行っていく必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>災害の発生はあらかじめ予測ができず、発生規模や頻度等も異なることから、費用対効果を向上させるため、防災訓練を始め、各種訓練において積極的に活用し、使用する隊員の操作要領や撮影要領の習熟を図る。</p> <p>収集した現場映像を関係機関に対し積極的に提供するなど、入手した情報の効果的な活用を図る。</p> <p>被害状況の収集だけでなく、救助活動の状況等も積極的に撮影し、その映像を県民に対して効果的に広報を行うなど、県民の安心感の醸成を図る。</p> <p>定期的な災害対策資機材の取扱い及び習熟訓練を行い、救出救助能力の向上を図る。</p> <p>救助部隊への災害対策資機材の整備（レスキューサポート、チェーンソー）が完了（▲13,605千円）</p>

